

一三拾步

但シ明地

一壹萬歩程

此所百本

七本

八本

千本

外ニ小松生立少々御座候

一三千六百七拾四步三厘

此所壹本

壹本

高儀村 一五四

御旅屋跡

櫻町村上野村領附

今石動御城跡

御林

松 目廻六尺壹寸より壹尺貳寸迄

槻 目廻五尺壹寸より壹尺壹寸迄

朴 目廻三尺より貳尺三寸迄

雜木 目廻六尺三寸より壹尺四寸迄

大清水村

御亭跡

桐 目廻貳尺五寸

栗 目廻貳尺壹寸

但シ松杉雜木御座候所、橋材木ニ相渡リ、殘木ハ僅ならて無御座候ニ付、天明三年大清水村布晒場ニ相願候所、御聞届之上布晒場ニ御貸渡、後年御用之節、御取物可被遊旨、被仰渡候由ニ御座候、  
一壹萬貳千五百歩程  
小院瀬見村

此所拾六本

松 目廻三尺より五尺五寸迄

附札

但此御林天明二年大西村加兵衛島開ニ相願、其段御達御座候由ニ候所、御聞届之旨、村井又兵衛様ハ被仰渡之趣被仰渡、其節開懸當時松生壹場所迄、其儘ニ相成リ居申候、

天明三年癸卯

紀元二千三百四十四年

四月

辛酉朔

富山町奉行、反魂丹方上縮に定法を達す、

〔富山市小學校報告〕

藩廳賣藥ヲ國産ノ一ニ充テ、税金ヲ賦課スルコトナク、

初メ町奉行ノ支配ニ屬セシカ、明和ノ頃ニ至リ、行商者大ニ増加セシヲ以テ、特ニ反魂丹役所ヲ設ケ、奉行ヲ置キ、又中役下附、並ニ町年寄、肝煎、調理役等ノ吏員數十人ヲ置キ、事務ヲ處理セシメタリ、後年所ヲ經テ事故アリテ同役所ヲ廢止シ、復町役所、或ハ勘定所ニテ支配スルコトニ定メタリ、其徵稅額ハ享和ノ頃ニ至ルマテ、毎年行商人一人ヲ出ス、毎ニ金貳歩内外ヲ賦課シ、其後漸ク稅額ヲ増シ、天保ノ頃ニ至リ、金壹一兩ヲ課シ、弘化三年ヨリ、金一兩一步二朱ヲ課スルコ

トトナリ、其總稅額三千五百餘兩ノ多キニ達シ、廢藩置縣ノ際ニ至ルマテ大差ナシ、富山賣藥沿革大要

賣藥取締法ハ、時ノ執政者ノ意見ニヨリ、時々變更アリシモ、天明三年卯四月、町奉行ヨリ反魂丹方上縮へ達セシ定法書アリ、當時ニ於ケル、賣藥界ノ状態ヲ窺知スベキモノアレハ左ニ掲ク、

定法

御當地反魂丹藥方之儀は、御國の名産にて諸國へ賣弘め、大勢の渡世に相成大切なる品に付、餘商賣に勝れ前々より縮方嚴重に申渡、人々交易の爲に宜品にて全相心得可申候處、近年は右藥味魚藥を相用ひ候もの有之儀相聞候、箇様に成行候ては名方の効能を失ひ、畢竟人々可及衰微事に候條此旨を存入、餘事は隨分條約を相守、藥味の儀は、精々懸吟味出精可相勵事、

一右体大切なる商賣の趣意を權威にかり、夫々掛りの役人を令輕、我儘致方も粗相聞候、元來國々向寄一組の内は勿論、總て同商藥は一統に仲間事に候得者、隨分成立候様互に助合可申處、人々我意を以て他を妨げ申様なる体に相成候、是等の儀甚た不心得の至りに候、總て縮方之儀は一々定法を以て申渡

置、其上組仲間示談の縮方相定有之儀にて相背候もの者、其定法を以て申合相談可申處、右定法の趣者外へ致し人々宿意を以て申立候故、申分多致出來、爲指儀にも無之品も及訴候儀も有之候、以來は隨分互に了簡を加へ靜謐に相愼候様、兼々可相心得候、尤明白之不法に於ては、申出之次第嚴敷可相糺事、一右訴訟之儀は、夫々役人を以て可申出趣、近年は其筋に預り不申、面々等へ申込年行司等を爲呼付、押付ケ間敷取計の品も有之体相聞、不届の事に候、以來其品委細に可申出候、詮議の上右体に取り計候者、商賣取上嚴敷手當可申付候事、

一商賣人共、召連候手代小者の義に付、此度縮方相改、別紙に申渡候條、無忘失可相守事、

右の趣年行司共江申渡、組々に於て商賣人等江入念に申渡、印形取置、右箇條に相背候者有之候ハ、早速申出候様、可被申渡候、以上、

卯四月

町奉行

反魂丹方上縮

定法

反魂丹商賣人共之召連候家來共、於旅先賭の勝負、或惡敷致參會等、無故他處に居留り申者有之族粗相聞候、以來右体之者有之候哉、仲間共相互に令吟味、名前等可申届、詮議の上、場所持の分は商賣取上げ、家來の分は重々手當可申付候、仲間の内右体共致方有之儀、乍存役人共へも不申届、等閑に致置ものも相知次第、急度越度に可申付事、

一右体不埒の上、金銀等引明け致出奔候者は、場所持の分は親類又は組合、家來共は親兄弟請人等へ申付、幾重にも爲尋出、尤前段の通申付可き事、

一於旅先賭の勝負等、總而筋惡敷參會の義を、乍存致宿候者も有之由、右体の宿有之候は、名前可申届候、取立數十年の定宿たり共、其者の方に一宿も不致様に、其組仲間共一統に可申渡候、尤此旨人々定宿等へ、兼々可申聞置事、

一召仕候家來共、不埒之儀有之、其主人暇を遣し候者は、其組仲間は勿論、他の組たり共、召抱の義致間敷候、取立得手勝手を以て隙を遣し候者も、一統に先主人手前承合納得にて召抱可申候、此儀を相背先主人より及届候は、其家來は不申及、餘人たりとも、右代り人爲召連申聞敷候、

一右体不埒之家來共、自分に宅杯(杯カ)を持、反魂丹場所相求候共、賣渡申聞敷候、若商

賣人の内右体の者に被相頼買込に致し遣し申儀有之、後日に仲間より申出候て、其場所並に賣渡候代錢取上、且買込に致し候者も、過料可申付候事、

一召抱候家來共の者も有之体相聞候、大小之義、御縮方相障り申義に付、此度詮議の上調理役人申付候間、組々商賣人共、右調理役人方へ相向召抱置候手代小者町處名前、且請人の名前等可申出候、尤以來毎春置替相濟次第、右の通可申届候、半途に置替候儀も、同様に可相心得候、勿論居成に召遣候とも、毎春役人迄申届改て可致印形候、万一召連候人數等隠し置候義、仲間内より於申出者、其品相糺、彌於無間違は、急度手當申付、場所の内取上可申候、尤右申出の者江連人増申付事、

右之趣、嚴重相守候様組々年行司へ可申渡候、以上、

卯四月

町奉行

反魂丹上縮

〔参考〕

〔廣貫堂文書〕

○富山市  
梅澤町

反魂丹之儀者、御領國之銘産にて、人々製方念を入候故歟、於諸國舊來より信用

致し來候事本懐之至候、加之過分之御益、其上御領分融通、一ト方之礎にも有之候、全手代小者等入情より起る儀に候、然處其内近年於旅先不埒之者も有之躰にて、故障之分茂有之由粗相聞、往々右躰に押移、相互に産業之衰ひに至候て者歎敷事に候、其上御國益に茂障候而者、以之外之事に候、此度反魂丹方別役所に被仰付候、以後御趣意之通奉得其意、猶更嚴密に可令商賣候、若心得違之者於有之者可爲曲事候、

一反魂丹商賣一件之儀者、是迄度々定書等を以、相違有之候通諸事堅可相守事、  
一右産業に相拘り候願筋等、何に不限、都而當役所江可申出事、  
右等之趣、諸組年行司共江申渡、右所業之者共江不洩様、急度申聞候様、可申渡者也、

子三月

反魂丹方役所

反魂丹上縮

反魂丹

商賣人共江

抑町役所政配之砌より、於旅先に身分慎之趣等、追々々條書を以、嚴重申渡置候得共、兎角等閑之姿に押移り、近年者、別而主従共猥りに相心得、放埒令増長候段、粗相聞へ不届至極候、彌右體に成行候而者、人々家業終令没落、諸國政掟之指障に茂相成可申儀令出來、畢竟其國へ立入、被指止候様之場に茂至り候時は、仲間共之難儀迷惑者不及申、第一御國産を相穢し、暨衰微之基とも相成可申、左候得者申渡置候之ヶ條、嚴重相心得、互に商業相勵可申筈に候、

一主従遊處江罷越、過分金銀相費、其所より直様欠落、或者其儘令歸着候もの等、有之體相聞へ候、已來場所先にて金銀遣ひ捨、家事をも不顧、放埒令増長候ものは、場所取揚急度可申付候、連人者請人より辨金爲致可申候、其上向後旅出差止答可申付候、

一博奕賭之令勝負候者は、相糺候之上、其筋へ引渡可申候、

一不埒之者有之、内得勝手之好みを以、憐愍を加へ、不申届等閑にいたし置候者、於有之者、急度越度可申付候、

一新に連人召抱候者は、先主へ篤等聞合候之上、差障無之者は、召連可申、不取調理にて召仕候者は、急度越度可申付候、

一 連人出精相勤候ものは、随分憐愍を加へ引立可申事、  
 一 旅出商賣人共心得違之儀に付、色々申分有之、仲間共出立日限茂自ら差遅れ、  
 場處方手餘り候者は、増人助等指入候儀、全く作法に相洩難相濟候、以來手早  
 く可令出立候、

一 連人旅先より令欠落候は、其段可申届候、尤立戻り候上相知次第、猶又可申  
 届候、

一 都而仲間共、及爭論訴出候節、利害を以相諭し候上、色々申掠候もの於有之者、  
 改方へ引渡急度可及吟味候、

右之條々、賣藥人共急度申度候條、請印願受可指出候、且是迄召使候連人名書を  
 以、年々、年行司迄可申届置候、右等之趣急度相心得、一統嚴重可相守者也、

寅正月

反魂丹役所

覺

一 當所之者共、何れ差別者無之候得共、反魂丹商賣人之儀者、年分大半他國に罷  
 在候得者、旅先におゐて令心得違、賭之勝負相企過分之損失に相成、無據及退

身候族茂有之、又者令歸國候者、持參金不足に相成、其主親及難儀候之趣、茂  
 粗相聞候、依之此度格別詮議之上、是已後、年行司町役人等之手を不經、其出合  
 所其座に連り居候名書を以、直に町肝煎迄相届可申候、則其座に連り候、勝主  
 より取立相渡可遣候、尤親方分たり共同様之事、

一 遊所江罷越、集金等相費候族、粗相聞不届之儀に候、併是以心得違に而右等之  
 儀在之躰、連人等其主親令難儀候節、是又其座に連り候もの共、江見計ひを以  
 爲辨可申候、親方分たり共同事に候、尤届方同様之事、

一 連人之儀者、別而請人立置候に付、前ヶ條之節は、定而主人より請人江殿敷致  
 懸合、族有之、及難儀候は、其節請人に而茂、右同様之届方に而聞届可遣候間、  
 主人より請人取極之刻、此段申合可置候事、

右之趣組々におゐて、毎春寄合之節、與得讀聞爲致會得可申候、尤諸組之内、兼而  
 内密出訴之事、申付置候もの共有之候條、是等之趣承置急度相心得候様、印形取  
 受置可申候、此段可申渡候、已上、

午三月

町奉行

當番 町年寄中

六月朔辛酉

五日、<sup>丑</sup>常願寺川大に溢れ、水富山町に及び、神通川も亦大水、害をなすこと並に夥し、

〔前田氏家乗〕

閏六月○本年に閏月なし、山田川暴漲シ、五日常願寺川亦洪水、上

瀧前堤、草履田堤、源左衛門堤破潰シ、馬瀬口村以西數村流失シ、怒流市中ニ入ル、市街盡ク水トナリ人各行處ヲ失フ、水、光嚴寺御靈屋ニ及ヒシモ、防禦スル能ハス、南追手橋上、水ニ浸サル、コト三尺、人屋共ニ流蕩スルアリ、會々神通川亦暴漲共ニ勢ヲ逞フシ、樹ヲ拔キ家ヲ潰シ、駒見村ヲ貫キ東岩瀬ニ注キ、御福村道傍ノ大松流レテ東岩瀬ノ道ニ到レリ、市中家ヲ失ヒシモノ四百五十戸、損傷セルモノ二百六十戸、郡村家ノ損傷セルモノ千六百七十七戸、人員七千七百六十三人ト云フ、事早ク金澤ニ聞フ、金澤ヨリ急使小性組野村唯九郎ヲ遣ハサレ、家老村隼人ニ面シ、城中水害ヲ蒙ルノ實況ヲ視察セシメラル、入江勘解由、富田頼母、御用人西尾式部、目付役山田治兵衛、勘定奉行小柴權丞、檢地奉行堀田万兵衛、郡奉行澁谷猪右衛門等屬吏ヲ從ヒ、唯九郎ト共ニ惣人員百十人、十五日富山ヲ發シ、常願寺川潰所ヲ經テ、神通川潰所ヲ檢視ス、此ノ時公江戸ニアリ、吉田彦左衛

門、晝夜兼行廿一日夕、富山ニ來リ公命ヲ老臣等ニ傳ヘ曰ク、富山城内俄ニ水害ニ罹リ、郡村市街非常ノ苦難ニ遭遇セル、其ノ情狀惘然ニ不堪、近來財政困難、之ヲ救恤スルノ道、容易ナラスト雖モ、今ヤ飢民ヲ座視スヘカラス、汝等勤務勵精市郡ノ民庶飢餓セサランコトヲ謀レ、江戸ハ遠隔ナルヲ以テ、豫メ之ヲ宗國ニ依頼セリ、故ニ事急劇ニ出テ汝等意ノ如クナラザラハ、汝等金澤老臣ニ稟議シ、以テ中將公ノ指揮ヲ受ケヨト、

三年六月二十四日、神通川大水、數村ヲ浸ス、  
七月朔庚寅

六日、<sup>乙</sup>地震連日、諸川水溢る、

〔越中舊事記〕

天明三卯年七月朔日より、信笏淺間山大燒鳴動砂石降、同七日、

八日鳴動甚敷燒砂大石を吹出し、淺間山、吾妻山、近邊上叒之内迄、砂石夥敷降積り、民家燒失人馬死亡不知數、其節武彘邊も砂降、上叒利根川洪水近郷民家流、是又人馬死亡不知數、其頃富山にては、七月六日晝より、時々東方に當り震動す、七日朝より、震動無間斷、夜に入候而次第に震動強く、八日朝六時未兩度迄、余程之地震にて家々戸障子鳴る、然處明日四時頃より震動相止候事、

天明三年七月、神通川、鮎川洪水、御領分馬瀬口を初、神通川縁數十ヶ所、川除押切水込、御城下も過半水付き、去る寶曆八年八月八日已來之大水也、今年諸國一統之凶作にて、別て關東奥羽飢饉也、金澤御領三ヶ國にて正米廿五万石餘、富山御領にて壹万石計不足と云々、

〔大日本地震史料〕 甲

一加州表、前月中旬より折々致震動、當月六日、七日別而甚敷ク、十一日朝迄大雨、都て十四日迄降續、川々悉く致出水、城下侍屋敷、暨町家、并橋、其外在家流失、或は水付、田畑之方えも押流、人馬怪我等も有之體に御座候、

一越中國も右同様之趣に而十日より十四日迄、大雨所々満水、人家橋迄致流失、田畑も押流、人馬怪我等も有之體に御座候得共、委細之儀は未相知不申候間、近々申越次第御届可仕候、先右之趣申達置候、以上、

七月廿二日

松平加賀守

天明四年甲辰

紀元二千四百四十四年

四月乙酉

富山藩財政窮乏し、會計法を改む、

〔前田氏家乗〕

四月國用不足ニ付、會計法ノ改正アリ、

略ニ此際用度法改更ニ付テハ、各衙費目ヲ簡略シ三分ノ一、或ハ二分ノ一ニス

ヘシ、賄賂ノ弊今猶滅絶セス、今ヤ法制改更ニ際シ謹戒スヘシ、目付役ニ其局ノ上下ニ對シ、吏員ノ勤惰及ヒ事務ノ整否ヲ上言スヘキモ、近來等閑ニ附スル者アリ、今後必ズ嚴肅守ルヘシ、

天明五年乙巳

紀元二千四百四十五年

七月戊申

飢饉

〔菊地舊記〕

一 覺

一 くす根

但いりご

一 ちぼゑ草の根

但同漸

一 とくだめ草の根

一 からむしの根

但だご

一 だいら草のみ

- 一 とうころの根 但鹽に
- 一 かたこの根
- 一 すいめ草のみ
- 一 ならのみ 但だご
- 一 あさつけ 但鹽に
- 一 あさみ 但同斷
- 一 ふじは 但あい
- 一 とらや 但同斷
- 一 わらひ 但めし
- 一 ちやうは 但同斷
- 一 みす 但鹽に

右は天明五年七月飢饉年、食事御しらべに付、中田組里山七ヶ村より、書上之寫、

但中田木澤氏舊記の内に有、

天明六年丙午 紀元二千四百四十六年

六月 朔癸酉

十二日 前加賀藩主前田重教卒す、

〔天明日記〕 六月廿日

上使島田次兵衛

加賀守隠居

粕漬鯛一箱

松平肥前守

重教

右於加州、病氣不相勝候ニ付、爲御尋被遣候旨於御右筆部屋縁頼、越中守申渡之、

酒井石見守侍座、

御使

金五枚

島田次兵衛

右加州ニ爲上使被遣候ニ付被下旨、於同席同人申渡之、侍座同前、

六月廿六日

上使秋元但馬守

銀五拾枚

松平加賀守

右隠居肥前守卒去ニ付、爲御香奠被遣之、

光格天皇天明六年



〔前田家譜〕

重教小字ハ健次郎、初ノ名ハ利篤、又ノ名ハ重基、吉徳ノ第六子、所生辻氏道直、寛保元年十月廿三日、金澤ニ生ル、寶曆三年九月廿八日、立テ重靖ノ嗣トナル、廿九日、重靖歿ス、十月十六日、重教麻疹ニ罹ル、因テ朝スル、明年春ヲ以テセント、大將軍家重ニ請フ、大將軍其請ヲ許シ、且ツ老中西尾隠岐守ヲ命テ傳ヘ、藩臣ヲ慰安セシム、四年閏二月十九日、重教江戸ニ如ク、三月十一日、重教初テ大將軍ニ謁ス、是ノ日、大將軍、重教ニ命シ封ヲ襲ハシム、四月十二日、重教、三田村定昌ヲ京師ニ遣リ、恩ヲ謝シ物ヲ獻セシム、十五日、重教、大將軍ノ朝堂ニ元服シ、正四位下ニ叙シ、左近衛少將ニ任シ、加賀守ヲ兼ス、是ノ日、重教、大將軍ノ偏諱ヲ受ク、因テ利篤ヲ更メ重基ト稱ス、十二月十八日、老臣前田孝昌、駿河守ニ任シ、村井長堅、豊後守ニ任シ、並ニ從五位下ニ叙ス、五年四月廿一日、大將軍、目付松平頼母等ヲ來リ邦治ヲ監セシム、七月朔、始テ楮幣ヲ封内ニ行ヒ、大ヒニ群臣ニ賑貸ス、十月朔、松平頼母等、江戸ニ還ル、十一月廿六日、女御入内、重教、篠原忠順ヲ京師ニ遣リ之ヲ賀シ物ヲ獻セシム、十二月十八日、重教、左近衛權中將ニ轉ス、六年五月五日、重教、巡察使磯松正弼等ヲ加州石川、河北ノ二郡、及ヒ能登、越中ニ遣リ、民ノ疾苦ヲ問ハシム、七月五日、楮幣ヲ罷ム、七年四月廿八日、大雨洪水、

七月廿七日、大將軍、老中松平右近將監ヲ來リ、重教ニ休暇ヲ賜ハシム、八月十九日、重教、江戸ヨリ至リ、初テ封ニ就ク、同八年三月廿九日、石川郡本吉火アリ、米廩及ヒ千三百五十家延焼ス、七月二日、皇子某シ生レ玉フ、重教、寺島惠迪ヲ京師ニ遣リ之ヲ賀シ物ヲ獻セシム、同九年四月十日、泉野寺町火アリ、城及ヒ一萬五百八家延焼シ、焚死スルモノ二十二人、殺三十八万七千三百六十五石ヲ亡ス、廿二日、大將軍、内藤山城守ヲ來リ災ヲ吊ハシム、五月十五日、重教、江戸ヨリ教ヲ致シ、日頃者、牙城ノ災ニ罹ルヲ以テ群臣相吊スト聞ク、然リ余レ頃年諸臣ノ困窮ヲ知テ、之ヲ賑濟スル能ハサル而已ナラス、吾カ家道窮スルヲ以テ、汝群臣ノ俸祿ヲ減シ以テ國用ヲ支ユ、余レ中夜ニ之ヲ思ヒ、實ニ懷ヲナス能ハス、況ンヤ今又タ大災衆ニ及フ、余レ之ヲ痛傷スル、牙城ノ延焼ニ千萬ス、而ノカラ之ヲ救ヒ、臣民ヲ艱苦ノ中ニ拔ク能ハサルヲ憾ムト、乃チ復タ臣民ノ災ニ罹ル者ニ殺及ヒ屋材ヲ賜フ各差アリ、廿二日、重教ニ大將軍、金萬兩ヲ貸ス、同十年六月二日、前將軍、重教ニ寶刀一口ヲ賜フ、同十一年二月廿一日、金澤城ヲ作ル、八月二日、大將軍、前將軍ノ遺物、寶刀一口ヲ重教ニ賜フ、同十二年七月廿一日、桃園天皇崩シ玉フ、重教、津田實秀ヲ京都ニ遣リ、賻ヲ獻セシム、廿二日、金澤城落成ス、同十三年

十一月廿七日、<sup>後櫻町</sup>天皇即位ノ禮ヲ行ヒ玉フ、重教、前田貞一ヲ京師ニ遣リ賀ヲ奉シ物ヲ獻セシム、五月十一日小松洪水、溺死スルモノ二十七人、明和四年十月、重教病ヒ多ク且ツ子ナキヲ以テ、大將軍ノ子ヲ養フテ嗣トナシ自ラ事ヲ謝セント欲ス、有澤貞幹、永原孝章旨ヲ希テ之ヲ賛成シ、小臣菊田賢徳、笠間清孝、中山清識等之ニ附麗ノ富貴ヲ圖リ詭辨ヲ馳セ黨與ヲ樹ツ、衆之ヲ聞キ大ヒニ怒リ、貞幹等五人及ヒ其黨與ヲ誅シ、重教ノ弟勝興寺開真ヲ奉セント謀ル、去年利實ノ卒スルヤ、老臣等國ニ儲貳ナキヲ憂ヒ、繼嗣ヲ定ルノ議ヲ重教ニ上ル、而シテ過慮シ、其言ト大將軍ノ子ヲ養フニ涉リ、遂ニ重教ノ誤ヲ致ス、此ニ至リ老臣等物議ノ沸騰ヲ聞キ大ヒニ驚怖シ、重教ニ苦諫哀訴シ其事竟ニ已ムヲ得ルト云、天明六年五月、重教疾病ニ罹ル、六月十二日重教歿ス、春秋四十有六、諡ノ泰雲院ト曰フ、廿六日、大將軍、秋元但馬守ヲノ賻ヲ致サシム、是ノ日、泰雲院ヲ野田山先隴ノ次ニ葬ル、重教人トナリ敏健ニシテ殿勵、事ニ泄テ明斷少ナカラス、更張ノ法ヲ立テ賊賄ノ路塞ル、政事ノ暇百技ヲ學フ、而シテ手銃ニ於ル百發百中ノ妙ヲ得ルト云フ、

〔寛政重修諸家譜〕

重教

初利篤 重基 健次郎 加賀守 左少將正四位下 左中將 致仕後肥前守

實は吉徳の六男、寛保元年金澤に生る、寶曆四年三月十一日、はしめて、惇信院殿にまみゑたてまつり、この月また御前にめされて、重靖の遺領を相續す、十四歳に四月十四日、御前にをいて元服し、御諱字をたまはり重基と名のり、正四位下少將に叙任し加賀守と稱す、このとき備前倫光の御刀をたまふ、五年十二月十八日、中將にすゝみ、七年七月二十八日、はしめて入國のいとまをたまふ、このとき盛光の御刀を拜賜す、九年四月十日、金澤の居城災にかゝるにより、奏者番内藤大和守頼由をして御尋あり、二十二日、金五萬兩を貸あたへられ、參府の期を延らる、十年六月二日、惇信院殿より、若年寄小堀和泉守政峯をして、御得物伯州國宗の御刀をたまひ、十一年八月二日、若年寄小出信濃守英持を下され、御遺物備前兼光の御脇指たまふ、十月十五日、病あるにより、奏者番牧野越中守貞長を下されてたつねたまひ、十二年七月二十一日、また奏者番戸田采女正氏英をしてとはせたまふ、明和八年正月十三日、痘瘡平癒せしを賀せられて、奏者番牧野遠

江守康滿をして、一種一荷をたまひ、孝恭院殿よりもたまものあり、四月二十三日致仕し、二十六日肥前守にあらたむ、天明六年六月十二日、金澤にをいて卒す、年四十六、仁山彭壽泰雲院と號す、葬地利常におなし、二十日、さきに金澤にありて、病にかゝるよしきこしめされ、上使をさの地に下されて、たつねさせ賜ひ、二十日、奏者番秋元但馬守永朝をして、賻銀五十枚をたまふ、室は紀伊中納言宗將卿の息女、

八月壬申

二十九日、庚子大風雨、神通川出水し損害多し、又疫癘流行し人多く死す、

〔越中舊事記〕

天明六丙午年八月廿九日未の刻頃大風雨、近來無之事、西風甚雨也、御領神通川、井田川、山田川、洪水、野飼村々南の方、川除押切凡間數壹萬五千間餘、入川數十ヶ所、野積谷之内、山中民家轉倒、大木倒山崩流入、人馬死亡、有水損風損、都而損毛正米に而壹萬三千餘石と云々、

〔前田氏家乗〕

六年夏、北風霖雨、稻田實ラス、水害二萬二千石餘アリ、二千石ヲ救恤セラル、又疫病流行シ死人多シ、

天明七年丁未

紀元二千百四十七年

三月己巳

五日、辛未新川郡魚津町火あり、

〔下新川郡魚津町役場調査〕

天明七年未二月五日酉ノ刻焼失

一百七十七戸

民家全焼

一四十三棟

土藏及納屋等全焼

一二棟

潰家

御貸米四百八十七石アリ、

十七日、乙酉礪波郡城端火あり、

〔荒木留帳〕

天明七年乙未三月十七日夜、今町六拾軒焼失、

是月、富山藩、庶民の奢侈を戒め、衣服器具を制限す、

〔前田氏家乗〕

七年三月市民ニ下達アリ、蛇眼傘、天鵝織、縞子織ヲ禁ズ、金銀ノ髪飾、銀筭、天鵝ノ履緒ヲ禁ズ、

四月戊戌

八日、己巳高岡火あり、

〔高岡市沿革志〕

四月八日夕、横田町ニ失火アリ、全焼六十四軒、

八月丙申

七日、壬寅富山藩主前田利久卒す、養子利謙封を襲く、

〔寛政重修諸家譜〕

前田

利久

又三郎 出雲守 從五位下 從四位下

母は某氏、寶曆十一年富山に生る、安永五年三月朔日、はしめて凌明院殿に拜謁す、十六歳に六年十一月八日封を襲、十二月十八日、從五位下出雲守に叙任し、七年四月二十一日、はしめて封地に行のいとまをたまひ、八年十二月十六日、從四位下に昇る、天明七年八月四日、奏者番水野壹岐守忠詔をして病をとほせらる、七日卒す、年二十七、寛柔日善恭徳院と號す、葬地正市におなし、十一日また忠詔を下されて、賻銀三十枚をたまふ、

〔前田山家譜〕

利久、小字隆丸、後又三郎ト稱ス、利幸ノ長子、寶曆十一年三月十六日富山ニ生ル、母市原氏、臣某ノ女、十三年八月利與ノ嗣トナル、安永六年十一月封ヲ襲フ、十二月

從五位下ニ叙シ出雲守ニ任セラル、八年十二月、從四位下ニ叙セラル、天明七年八月七日卒ス、享年二十有七、諡シテ恭徳ト曰フ、

利謙、小字巖太郎、又雄次郎ト稱す、利與の長子、明和四年十二月廿二日、江戸邸に生る、母山田氏、江戸處士某ノ女、天明七年八月、利久の嗣となり、九月封を襲ふ、十二月從五位下に叙し、出雲守に任せらる、

〔前田氏家乘〕

翌七日薨去セララル、享年二十六、十一日、上使奏者番水野壹岐守

忠詔ヲ以テ賻銀三十枚ヲ賜フ、諡號ヲ恭徳院殿中大夫雲州刺史寛柔日善大居士ト曰フ、柩ヲ富山ニ移シ大法寺ニテ葬儀アリ、長岡ニ葬ル、夫人娶ラセラレス、公初メ文學兼習字、佐伯平藏御師範シ、後チ文學ハ三浦平三郎御師範タリ、安永三年二月、甲冑御着初ハ安達周藏式ニ與カレリ、公嘗テ登營ノ節、同列ノ某侯性急ノ資ナルニ、帶フル所ノ小刀動モスレハ、抜ケントシテ甚危険ナリ、公從容トシテ、懷紙ヲ出シ、其ノ刀ノ早留ヲ假リニ製シタマフ、閱老某之ヲ評シテ曰ク、雲州侯ハ深慮アル哉ト稱セシト云フ、公封ヲ襲ハセラレシ以來十年、時ニ封内水害、藩臣不振、國用不給、家老村隼人ニ委シテ之カ改更ヲ謀リ、寺院ノ地稅ヲ重クシ、藩士ノ旅費ヲ輕クシ、雇工錢ヲ減シ、以テ節約ヲ勤メラル、又老臣ノ從僕ハ若

黨一人、槍持、挾箱持一人ツ、トシ、以下之レニ準シテ從僕ヲ減シ、或ハ平常槍ヲ持タシメス、衣服ノ制、前ニ令達アリシト雖モ、其ノ習弊ヲ破リ、一藩節儉ヲ訓示セラル、大ニ切ナリ、教育ノ事ニ到リテハ、前代ノ獎勵ヲ受ケ、學事ノ必要ナルヲ深く知ラセラレ、廣徳館ヘモ屢臨席アリ、自ラ仰高ノ二字ヲ揮毫シ、講席ノ額ニ爲シ、大ニ學政擴張センコトヲ期望セラル、ト雖モ、士氣退歩ノ風ニテ惜哉、一時未タ挽回ニ至ラスト云フ、

利隆公 ○利隆の事蹟略す、

利幸公 ○利幸の事蹟略す

利與公 ○利與の事蹟略す

利久公 幼名隆丸

利幸公第一公子、寶曆十一年三月十六日降誕、安永六年十一月八日御家督、天明七年八月七日薨ス、享年二十六、

利謙公

利與公第一公子、明和四年十二月廿二日降誕、天明七年九月廿九日御家督、

○下略

十二月 朔甲午

加賀藩、礪波郡福光村の孝子太三郎を褒す、

〔官刻孝義錄〕 廿七 越中國

孝行者 礪波郡福光村

百姓 伊左衛門 俸太三郎

二十九歳

天明七年 褒美

孝行者 太三郎、

太三郎は、礪波郡福光村の百姓太郎兵衛か子にて、太郎兵衛か弟伊左衛門の養子となり、持高二升はかりの百姓なり、養父伊左衛門罪ありて、天明三年公事場にて禁獄せられしを、太三郎家にありて、黒米の飯と鹽香物のみくひ、つねに好める煙草をもすはす、髪をもゆはす、月代そらす、寒き時も夜のふすまをきす、伊左衛門が禁獄せられて、物こそ自由ならさるうへは、其身もつゝしみをれりとぞ、伊左衛門獄屋にて、病にふしけりと聞て、己れ代りて獄屋にいらん事をこひければ、伊左衛門は獄屋をいたされ、郡奉行にあつけられ、病を養ひしか、いくほとなくいえければ、もとの如く獄屋にいれ、太三郎を出さんとせしを、養父の病大かたならず、今しはしいえぬとも、又もやおこる事のあらん、たゞいつまでも、

我身こそかはりて、獄屋にをらめとし、願ひしかは、其むねにまかせしを、伊左衛門いかてかざる事あらんと、互にまことを盡せしかは、太三郎り孝心にめて、伊左衛門は猶郡奉行にあつけをき、太三郎をは獄屋より出せしか、其後伊左衛門も罪ゆるされてけり、伊左衛門つねに積氣の病ありけるか、その病おこるとききは、太三郎一夜もいぬる事なく、伊左衛門か食事をなさねは、己も食事をなす事なし、同き七年十二月領主より褒美して、其身を終るまで、扶持米をそわたへける、

○天明元年三年の褒賞に係かる奇特孝行の婦女は此に連收す、

〔**官**孝義録〕 廿七 越中國

奇特者 新川郡下若林新村 百姓 傳三郎母つね 四十二歳

天明元年 褒美

孝行者 新川郡魚津町 町人 梶屋大右衛門娘もん 四十歳

天明三年 褒美

天明八年戊申 紀元二千八百四十八年

二月 朔 甲午

十五日、**中**大風數百戸を倒す、

〔**越**中舊事記〕

天明八年二月十四日夜半、富山に南風強吹、翌十五日終日同斷御城中並御家中屋敷風破多し、町之内家三ヶ所吹潰、御郡地に而潰家三百八拾軒、立木倒一尺五寸廻り以上貳千本餘、怪我人三人有之、金澤御領も風破甚多し、

十八日、**辛**富山藩、京都禁裏の災に罹りしを以て市街の音曲を禁す、

〔**前**田氏家乗〕

二月十八日、京都禁裏炎上、爲ニ市街音曲三日ヲ禁止セララル

〔**参**考〕

〔**越**中舊事記〕

正月朔日、京都禁裏炎上、洛中大半焼失す、

五月 朔 壬戌

五日、**丙**新川郡滑川火あり、全町殆んど焚く、

〔**中**新川郡滑川町役場調査〕

天明八年五月五日夜子ノ刻、字横町鬼山屋長五郎ヨリ出火、西南風強キ爲メ、全町九分、千二十餘戸ヲ焼失シ、此時領主前田侯ヨリ、拾五箇年賦ニテ、御貸米ノ下付ヲ受ケタリ、

是月、加賀藩、領内畦畔に桑樹栽培の利害に付、農民の意見を徴す、

〔**御**用方後鑑〕

諸御郡田畦、島くろ、川縁リ、野毛等、不毛之土地桑苗植付、往々蠶

出來候は、御國益に茂相成可申旨、藤橋村與五郎より、委細小紙を以申上候に付、詮議仕可申上旨被仰渡奉得其意候、桑土地に相應し申所には、是迄も山方等植置候、蠶仕桑葉にても賣出申候、其所々、江は無油斷可申渡儀に奉存候、一統桑植候而も、土地に應し不申村には、畢竟巧勞之甲斐、茂御座有間敷と奉存候、一桑植附候得者、潤色に相成申儀、百姓存居候得共、成り長て候而田地割仕候節、田畠圃取を以割取候故、宜敷桑に仕候而も植附候者之畠に相成不申に付、相泥之申族、茂可有之旨、且又桑の義者、先前々本田成之畠にて、是又不勝手之筋に候間、是等之義、茂御指緩め、尤御縮方之儀、七木同事に被仰付候て、増益可仕旨申上候得共、田畦くろ等、村方持高に應、百姓主附居候物に候得は、勝手次第桑植候者、土地所持仕様に相成候時は、不情之者共不開作仕、御年貢米相滞償を請切高仕、却而桑植付土地奪返申様に相成候而者、出情之者進みも無之、且爭論之基、箇様之義は末々怠惰より事起り、目前之利に抱り不宣、風俗に押移り甚御縮に相障申儀に奉存候、桑畠本田成に被仰付候義は、御先代様より御定も有之、何れも御改作之御法に相違仕申義に奉存候、一今年より桑の實蒔入被仰渡候は、子の年より桑之葉摘取、同年より御領國

一統蠶仕、畢竟高百石の在所、繭七八石斗取揚候得ハ、百石の定納程有之、さすれハ開作方の助に相成、潤澤の處決定の旨申聞候得共、御領國の儀ハ、前々より開作第一にて、畠の分、茂隨分水の手等相考、田形に開立申御定法に候得共、近年不作打續、耕作手薄に相成取揚候處、前々より相劣候得者、自然と農事に倦ミ申族、茂有之、一旦の利欲に目懸、末業に走申者、私共方におゐて、隨分情子仕儀に御座候、右體の儀、開作方に混れ不申様に、可被仰付儀と奉存候、桑植付申義御仕法を以被仰渡儀に御座候ハ、町在開作之間に合かたき者とも、里子に被仰渡御入用を以、桑畑御仕立可被仰付哉、農民桑蠶等に人力を盡し、是而已に相募り候而ハ、開作方如何可有御座哉、何とも無覺束奉存候、假令蠶多出來仕候而も、餘國と違ひ前々々米穀重もの、御國風に御座候得者、農産無優劣、成就難仕道理にも可有御座哉、只今迄の振にて相考申候得者、御仕入被仰付候ても、御益の筋は勿論、末々一助に相成申程の義存當り不申候、畢竟人氣もそゝろに相成、且御仕入方捨り申様に成行候而ハ、御不益至極の儀に御座候間、此上何分御照察可被下候、私共存、寄り無泥申上候様被仰渡候に付、委細小紙を以奉申上候、以上、

田中村 角兵衛  
 戸出村 又右衛門  
 内嶋村 孫作  
 和泉村 市右衛門  
 三清村 與五右衛門  
 下牧野村 喜兵衛  
 大瀧村 十郎右衛門  
 中田村 小四郎

御改作

御奉行所

十月 己丑

富山藩、水難に罹りたる者を救恤す、

〔前田氏家乗〕

天明八年十月、水害ノ者へ銀五匁宛下賜セラル、

天明中

同紀元二千四百四十八年まで

力士九文龍清吉、大關に昇る、

〔越中史略〕

九紋龍清吉は、越中礪波郡行兼村の産なり、壯年江戸に出て、光格

天皇第八代 天明年中相撲大關に昇り、小野川才助、谷風梶之助等と俱に、當時有名なる大關なりき、寛政年中、筑後久留米侯の召抱となり、十人扶持米三十二百兩を賜はりしといふ、

〔参考〕

〔上新川郡藤木尋常小學校報告〕

今ヨリ二百年前、山室郷上新川郡山室村大字町村ニ恒

川茂左衛門ナルモノアリ、其弟ハ身長六尺、力强ケレバ、加賀藩前田家御手子トナリ、池上三太夫ト稱シタリ、三太夫、或年藩主ニ伴シ江戸ニ出テ、一日隅田川ニ架セル兩國橋上ヲ通リシ時、橋側ニ將軍家御最負相撲九文龍關取ガ、納涼シツ、アルニ心付カズ、四方ノ景色ヲナガメナガラ足ヲ進メケル節、圖ラズ九文龍ニ突キ當リシカハ、三太夫ハ百方陳謝スレドモ、九文龍キカス、是非一命受ケタシト迫リシカバ、三太夫シカタナク、僅カノ暇ヲ乞ヒ主人朋友ニ訣別シ、期日ニ至リ隅田川原ニ於テ九文龍ト會シ決闘シタリ、九文龍ハ三太夫ヲ田舎のつぼト蔑視シ、心ニ油斷セシ機ヲ窺ヒ、三太夫ハ満身ノ力ヲ雙腕ニ込メ、骨ヲモ摧ケ



ン計リ、九文龍ノ兩腋ヲ突キシカバ、何カハ以テ耐ルベキヨロシト倒レタリ、  
茲ニ於テ、加賀御手子ノ名、諸大名及ビ全國ニ轟キタリ、主、後難ノ三太夫ノ身ニ  
及バンコトヲ慮リ、町新村今ノ島村大ニ地ヲ賜ヒ開拓ヲナサシメラル、是レ町  
新村ノ開祖ナリ、是事實ハ隅田川ノ譽テフ繪雙紙ニヨリテ、今ナホ世ニ傳ヒツ  
、アリ、

寛政元年己酉

紀元二千四  
百四十九年

四月朔丁亥

幕府、富山藩に命じて、美濃伊勢の河川を浚渫せしむ、

〔前田氏家乘〕

寛政元年三月二十八日、濃州、勢州諸川修繕ヲ命セララル、五月二  
十五日修繕落成ス、

〔越中舊事記〕

此年四月濃州、勢州川々、御普請御手傳被蒙仰、役人は不相向、御  
用代金納一万六千三百兩餘なり、同六月切に御皆納に相成候事、

〔富山市沿革志〕

寛政元年四月、河川浚渫ノ爲メ、幕府ヨリ其手傳ヲ申來レリ、  
當事狂歌アリ曰ク、お江戸からお川ざらへ  
を言ふて來て町里とにも丸で取らるゝと、

五月朔丁巳

三日、紀巡見上使富山に來る、

〔越中舊事記〕

天明九年五月三日、巡見上使筑紫從太郎殿、大窪長十郎殿、堀八  
郎右衛門殿、富山御一宿、同月二十二日公領巡見、御役人三士、富山御一宿有之、

〔參考〕

〔荒木舊記〕

寛政元年西五月朔日、御上使御越也、此時御奉行改田主馬様御宿、  
谷屋三郎右衛門方ニテ、御自殺被成候也、○城端ニテノ  
出來事ナリ、

六月朔丙戌

十五日、庚子神通川溢る、是より諸川の氾濫すること月餘、

〔内山舊記〕

寛政元酉年之氣候、四月上旬ハ六月八日頃迄、天氣相續候、然處六  
月十三日頃ハ不氣色ニ相成、閏六月七日頃迄、折々大雨、諸川満水仕所々入川、岸  
崩等出來仕候、六月十三日ハ甚雨ニ而十五日晝時ニ至リ而ハ洪水ニ相成、十七  
日舟橋切、同日神通川、龜淵川除二百間斗押切、同日常願寺川、太田用水筒口押切、  
十九日神通川満水、同日龜淵増崩五百間斗、土淵井持田川除押切、同日新保念佛  
川除、東塚原萩原川除押切、同日鵜島御福奥田下新西田下野西本郷等岡土手押  
切、

六月四日、井田川、熊野川出水、所々川除押切入川、同五日常願寺川出水、同六日常願寺川奥桑崎山迹落、常願寺川水堰留、同七日一時ニ切れ出候ニ付、滿水に相成、金澤御領上瀧定之筋川除押切、當御領草履田川除源左衛門請川除押切、鮎川入川仕、川筋御田地之義ハ勿論、御當地鮎川南縁町家等流失仕候、

〔越中舊事記〕

天明九年入梅五月十六日之處に、其後四十日斗天氣快晴打續、作毛ハ越中一國繁茂して、近年無之苗立之由申ふらし候處、六月上旬より雨降つゝ、同十五日神通川出水す、しかし洪水と申程にも無之、同十七日神通川、井田川、山田川共に出水、夕方船橋切分る、同十八日神通川出水夜半頃、布瀬村川除押切、長柄町邊水込強く、御城より西の方、御家中屋敷町地共ニ水込、三の御丸へ水込、二の御丸掘り、村隼人、御門前水二尺斗たゝひ、御堀縁廿間斗も崩入、西の升形御門傾き、兩脇土居崩れ、同所蒔の土居も崩れ、御門下地面も崩込、助作御門も損し、三の御丸御厩へも水付く、西川筋川除切れ口數十ヶ所、田畑石走砂入多く有之、並常願寺川も出水にて、馬瀬口邊の川除大損し危きよし、同二十四日神通川出水、鐵炮町、平吹町へ通舟相向江、同日常願寺川出水、鮎川水増砂町邊へ通舟相向江申候間、六月朔日方同四日迄、甚雨打續、神通川、鮎川共ニ出水、町々へ通舟

相向江、同五日朝南風強雨甚敷、夕八ツ時、鮎川俄ニ洪水、右川筋町々水勢強く、鮎川上下之橋流失、町家損し甚多し、尤流失家町々ニ有之、神通川出水は、先月十八日の出水が一尺斗りも少し、常願寺川々除并西川所々川除夥敷相損し、田畑流失多く有之、同七日昨夜以來甚雨にて、朝五ツ時より、神通川、鮎川共に洪水、前代未聞の洪水、鮎川筋町々水込、高波にて水勢矢を射る如く流失し家藏夥敷有之、西筋も去る六月十八日の水より一尺五寸斗多く、其上東西ともに泥入甚多く、夕方七ツ時に減水す、鮎川筋町々流失、泥入の家々千九百二十軒餘り、御城より西の方舟橋向共に百三十軒餘り、御領分にて、川除切口一萬六千七百間餘、御郡百姓家流失潰家共に、二百六十軒餘、死人五人、富山にては十人、金澤表より御使者早打共に兩度被遣候、御領作も流失、不作共に正米一万二千石斗と云々、

〔前田氏家乗〕

六月十四日、神通川、常願寺川共に洪水シ郡村ヲ侵ス、就中神通川水勢猛ク、舟橋之鐵鎖斷絶、堤防破壊流失、水猶漲リテ城中ニ入り、堀塀ヲ壞損ス、兩川ノ害ヲ被リシ人家七百十八戸、人員三千三百十四人、爲メニ米二百二十六石ヲ救恤セラル、急使ヲ馳セテ幕府ニ訴フ、○中十一月十五日登營、時老中列座ニテ命ヲ傳テ曰ク、今年夏以來城内、及ヒ堤防破損ノ趣、已ニ上聞ニ達シヌ、今

年春以來命ヲ奉シ、濃州川路修營ニ從事シ了ルニ、又斯ノ水害ニ遭遇シ、藩力消  
耗不尠ヲ憐察セラル、因テ金五千兩ヲ下貸セラルト、

九月甲申

富山藩、幕府の示達に基づき、造酒額を制限し米價の騰貴を防ぐ、

〔前田氏家乗〕

九月、幕府ヨリ造酒ノ制ヲ示達ス、曰ク、闔國造酒ノ制ハ、元祿十

四年造酒ノ額ヲ定制シ、正徳年間之レカ三分一、或ハ五分一トシ、寶暦年間ハ、元  
祿製造ノ歩合ヲ許シタルモ、近年米穀不足シ、天明六年、減省復三分ノ一ニ到ラ  
シム、今ヤ元祿ノ造酒額ニ比スレハ、三分ノ一ヲ超過セリ、故ニ米價ヲ騰貴ナラ  
シムルノ弊アリト、因テ市街造酒家ニ嚴令ヲ下サル、

富山藩、藩士の秩祿を半減す、

〔前田氏家乗〕

同月藩臣ノ秩祿ヲ半減シ、之ヲ公ニ收メラル、之ヲ半納トイフ、

是歲、富山藩、新川郡窪村の孝女を褒して廩米を給す、

〔官〕刻孝義錄

廿七 越中國

孝行者松平出雲守領分  
新川郡窪村

百姓彦兵衛娘 かよ十七歳

寛政元年  
褒美

孝行者かよ

かよは、新川郡窪村の百姓彦兵衛か養娘なり、養父は去年の秋病てうせ、養母と  
もに借宅してすめり、ことしの夏洪水の後、養母の兄小右衛門といふ者、同  
村にすみけるか、そのかたにうつろひぬ、養母は四十五歳にておひくらし身に  
もあらねと、多病なれば世わたるわさもなしかたく、小右衛門も又まつしきう  
へに、水の災にあひて、たすくへき力もなければ、日とにかよは、養母をおひ、近き  
わたりに食をこひ、いさゝかの施を得て養ひけり、常に己か身のいたつかはし  
き事は、母にしらせす、母の好める食事の類、もとめんとすれと、其料に乏しけれ  
は、ひそかにをのれか髪をきりて、人にうりあたへ、其直をもともめ出で、進め  
し事もありしとなん、其孝心遠近にきこえて、つゝに領主より寛政元年扶持米  
をそとらせける、

寛政二年庚戌

紀元二千四  
百五十年

二月壬子

二十日、辛未礪波郡今石動火あり、

〔西礪波郡石動町役場調査〕

石動町火災

寛政二年二月二十日、福町村川岸ヨリ、今石動町南端ニ至ル、凡八百戸焼失死傷人ナシ、

五月 辛巳 朔

富山藩、製藍の輸出を禁す、

〔前田氏家乗〕 五月、製藍ヲ他國ニ販賣スルコトヲ禁セラル、

九月 戊寅 朔

富山袋町に米市場を開く、

〔前田氏家乗〕 九月二日、諸物價ハ米價騰下ニ隨次スヘキモ、頻年ノ凶荒ニ反シ、既ニ豐熟ニ及ヒ尋テ米價下落ノ兆アリト雖トモ、他物ノ價直ヲ不改ハ、射利者ノ弊アルニ是レ依ルトテ、物價ノ當否ヲ禁戒セラル、此ノ月、富山袋町ニ於テ

市場ヲ開設セラル、

是歲、加賀藩、越中の孝子及び奇特者を褒す、

〔刻孝義録〕 廿七 越中國

孝行者 新川郡加賀守領分 百姓 松右衛門 寛政二年

孝行者 新川郡魚津角川町 町人 越前屋宗次郎 寛政二年

孝行者 同領 町人 笠屋長右衛門次男 長 寛政二年

奇特者 同領 肝煎 六郎右衛門 寛政二年

孝行者 同領 百姓 與 六十一歳 寛政二年

○三年褒賞の奇特者は此に連收す

〔刻孝義録〕 廿七 越中國

奇特者 松平加賀守領分 百姓 鍋屋 彦兵衛 寛政三年

奇特者 同領 町人 上市屋 市兵衛 寛政三年

奇特者 同領 町人 二塚屋 七兵衛 寛政三年

奇特者 同領 間改人 黒崎屋 甚 三十五歳 寛政三年

寛政三年辛亥 百五十二千四

二月 丙午 朔

二十二日、丁礪波郡福光火あり、

〔西礪波郡福光町役場報告〕 寛政三年辛亥二月二十二日晝九ツ時、開發屋宗

左衛門方ヨリ失火シ、風強ク相成、在所九分餘焼失、當時本町ノ戸數四百五十戸ナリト云得正坊、今ノ城端別院醫師三益原秀三、ト得正坊ヨリ戌亥ノ方右京亮、大

右京城趾ニテ北方鹽谷與三左衛門ト、アタリノ小家僅カ残り候、

八月 朔癸卯

二十日、壬戌、大風損害多し、

〔越中舊事記〕

寬政三年八月二十日夜五ツ時より、大南風にて、御領分潰家多

し、富山にて三十軒斗、内五軒御家人山田七郎右衛門、齋藤左内、御馬共ニ高田織

衛、御先津田左門、御射小川喜六、御先手御郡中二百軒斗半潰共、其外御損毛凡草

高八萬石と云、死人も少々有之由、其外町御郡共立木二千本餘吹折申候、

十月 朔壬寅

加賀藩、新川郡の農六郎右衛門の隣村境界の爭論を調停せし功を賞す、

〔前田家譜〕

十月、治脩新川郡鉢邑の義民六郎右衛門等を褒旌す、六郎人と

なり、仁厚にして略あり、信義衆に孚す、初め鉢邑の隣郷河原波、大熊の二邑山界

を争ふて所司に訴ふ、久しふして決せず、二邑將さに城下に造り、裁旨を取らん

とす、六郎之を聞き邑長に謂ひ曰、邦君吾儕を撫養する、猶ほ父母の子に於る如

し、則封内の民、固より皆兄弟なり、而して隣邑争訟連年息まず、苟も兄弟にして、

兄弟の争訟を旁觀して救はざる、亦兄弟の誼に非ず、請ふ我か邑の地を割き二

邑に與へ、以て其争訟を息むる何如んと、邑長聽て之を可とす、是に於て六郎邑長と之を閩邑に謀る、僉曰、甚た善しと、六郎乃ち二邑に往き、父老に説くに地を割き、争を解くの事を以てす、父老慙悔して過を謝し、地を辭して受けす、平らきを成んと請ふ、是より争訟解け、三邑親睦す、事聞す、六郎に歲々米四苞、邑長に二苞、其邑に今年田租の半を賜ふ、

〔石埼記録〕

中越新川郡鉢邑農、六郎右衛門、性行寬忠、材略愛人、務在哀矜、初同郡河原波、大熊

二邑、争山地、訴于所治、而未決、既二十四年矣、寬政庚戌、再訟、二邑舉將造都下、而請

裁旨、六郎右衛門聞之、心不可之、一夜大會邑父老、謂曰、問者、河原波、大熊、再興争爲

訟、諸老聞之乎、僉曰、己聞、六郎右衛門曰、方今國君拊綏兆庶、猶父之於子、則凡在國

之民、齊是兄弟也、則亦豈可不怡怡親暱乎、今二邑遣兄弟之誼爲小利、相爲敵讎、固

是感道溺欲者也、夫兄弟惑且溺矣、亦且可弗顧救、而若路人然乎、僉曰、今二邑怨恨

相構、虎視眈々、勢不可當也、六郎右衛門曰、何難焉、諸老蓋少加思、諸今二邑之所争

職利之由、噫、利者乱之本也、去利取義、何争之有、今說二邑、啖以利、則銷其争也、如湯

之灌雪、僉曰、爲之如何、六郎右衛門曰、景二邑所争之地、割我邑内與之耳、諸老聞而

可之、六郎右衛門、因以是謀諸閭邑、僉莫不從聽者、六郎右衛門、於是詣二邑、說曰、頃年、陰陽謬盪、水旱不節、稼穡不利、百姓幾飢、幸天之未亡斯民也、今茲風雨時若、土物頗有生意、民宜當於是時、耘鋤竭力以膺天意、上以慰國君之愛、下以養父母妻孥矣、然而徇意逞志、爲訴、糜財資、不識、爲怨、怒、自陷於困苦焉、是勝與不勝、成與不成、皆親招禍而遺戚、昆裔者也、計莫過於此焉、吾危憫焉、雖然、二邑之所欲者、土地也、吾能爲二邑割吾邑內之地、卑之宜以是行、平辭義、懇款誠、忠見乎面、於是二邑之民叩頭而謝曰、老父之言信然、敢不聽從也、苟微老父之教、永陷于困亡焉、今辱奉格言、猶何受地之爲、二邑相與固辭而不受、遂行成、自時三邑相親伏、全好云、郡令異稱以聞、寛政辛亥十月、賞六郎右衛門、歲與米二石、終身給之、伍長太兵衛、米一石、本邑聽其年租稅之半、

是歲、富山藩、儒者市河世寧を聘して學制を改む、

〔日本教育史資料〕十一 寛政三年、利幹の世に至り、又市川小左衛門世寧を聘して學則を改め、教官は祭酒、文學、教授、學正、訓導の稱を付略○下

〔前田伯爵家舊記〕

市河小左門世寧

御八代利謙公、寛政三辛亥於東武、二十五人扶持御手廻組、御儒者に被召抱、

〔日本教育史資料〕十一 市川小左衛門、寛政三辛亥年、小左衛門儀、儒官被召抱、二十五人扶持被下之、七月十六、人江戸表より富山江到着に候、七月二十一日より、市川小左衛門廣徳館へ出席、同二十五日、初而講釋之事、

〔前田氏家乘〕 享和三年、江戸ヨリ市川寛齋ヲ聘シテ儒員トシ、利與公創設セラレシ廣徳館ノ釋菜ヲ更メテ、釋奠トナシ、大ニ文武ヲ興起セラル、

○文化三年、市河世寧致仕の條參看すへし、

寛政四年壬子 紀元二千四百五十二年

四月 己巳

二十八日、丙申富山火あり、

〔越中舊事記〕 寛政四年四月二十八日夜半頃より寺内町より出火、妙福寺、淨誓寺の外不殘燒失、夫より六間町、餌指町、室屋町、半分計、夫より石倉町不殘、裏の橋際迄、西の方砂町、南側半分、北側不殘燒失、竈數五百軒計り、内本家三百軒計りの由、

六月 戊辰

光格天皇寛政四年

十二日、己卯新川郡東岩瀨大火、

〔越中舊事記〕 同六月十二日、東岩瀨不殘燒失

七月戊戌

十三日、庚戌海嘯あり、婦負郡西岩瀨、射水郡放生津、其害を被むる、

〔越中舊事記〕

同年七月十三日大北風にて、御回米千三百拾石於岩瀨沖破船同所近邊白枯に相成、中稻見立草高二千石計の由、其節西岩瀨家拾軒計、放生津は家四百軒計、津波にて引行候由、

寛政五年癸丑 紀元二千四百五十二年

十月辛酉

二十五日、乙酉江戸の富山藩邸火く、

〔前田氏家乗〕

五年十月二十五日江戸邸長柄者小家火ヲ失シ、殿宇全焼餘炎日本橋邊ニ及ヒ鎮スト云フ、

寛政六年甲寅 紀元二千四百五十四年

二月己未

六日、甲子新川郡生地火あり、

〔下新川郡生地町役場報告〕

寛政六年二月六日夜、生地村字四十物町、頭振三郎平ヨリ出火シ、焼失家屋六十餘、半焼モ有之、御高札並ニ火除松等焼失セリ、舊記ニ依レハ、此時藩主ヨリ焼失人共へ、米四十七石御貸米相成候、

九月乙酉

二日、丙戌幕府、富山藩主前田利久の養父利與卒するを以て、賻銀三十枚を與ふ、

〔寛政日記〕

九月二日

上使松平能登守

銀三十枚

松平出雲守久利

右養父淡路守利與卒去付爲御香奠被遣之、

〔前田家譜〕

利與、小字藝之助、又狀之助ト稱ス、後鞞負ト改ム、利隆ノ第五子、母山田氏、元文二年十月十九日富山ニ生ル、寶曆十二年九月利幸ノ嗣トナル、十一月封ヲ襲フ、十二月從五位下ニ叙シ出雲守ニ任セララル、十三年二月日光山閼宮

修營助役ノ命ヲ奉ス、八月親カラ闕宮ノ作場ヲ巡視ス、寶曆十三年十二月從四位下ニ叙セラシ、安永二年六月學校ヲ創立シ、命ケテ廣徳館ト曰フ、江戸昌平學ノ祭儀ヲ約シ取テ、初メテ釋菜ヲ行フ、嚮キニ正甫在世ノ時、崎陽ノ人南部草壽ヲ聘シ、儒官トナス、然レモ未タ贊ヲ興スニ及ハス、此ニ至テ文學漸ク行ハレ、演武モ亦隨テ興隆ス、十一月十六日飛州土民蜂起、高山官署ニ強訴シ、數處ニ屯聚ノ暴亂ヲ恣ニシ、其勢猖獗將ニ其官署ニ侵入セントス、廿一日飛檄幕府ヨリ至ル、命シ曰、彼ノ騷亂ヲ鎮定スヘシト、即兵卒五百餘、飛州ニ疾ク赴カシム、道ニノ高山代官ノ報至ル、故ニ蟹寺村邊ニ屯戍ノ進マス、二十日許ニノ高山事鎮シ、乃チ還ル、然レモ尙ヲ卒二十人餘ヲ留メテ屯戍セシム、翌年二月還ル、六年十一月致仕ノ淡路守ト稱ス、寛政六年八月廿二日卒ス、享年五十有八、諡ノ龍徳ト曰フ、女恒織部織田信應ニ嫁ス、

〔寛政重修諸家譜〕

前田

利興

靱負 出雲守 從五位下 從四位下 致仕後淡路守

實は、利隆の四男、元文二年富山に生る、寶曆十二年九月利幸男ありといへとも、

虚弱たるにより嗣となり、十一月十一日遺領を繼、十二月朔日はしめて、凌明院殿にまみへたてまつり、十八日從五位下出雲守に叙任す、十三年十二月十八日從四位下に昇り、明和元年六月十一日、日光山御靈屋をよひ、奥の院等を助造せしにより、時服十五領をたまひ、二十五日家臣等にも時服白銀をたまふ、十一月朔日はしめて、城地にゆくといたまをたまふ、安永二年十一月飛騨國の農民黨を結て、御代官大原彦四郎紹正か高山の陣屋にいたり、嗷訴するにより、おほせをうけたまはり、家臣をいたして、越中國片掛蟹寺兩村のさかひに屯せしむ、十二月十日其事鎮るのよし、つけきたるにより、人數をおさむ、四年七月朔日甲斐國川々普請の事を勤めしにより、たまものすへて、前におなし、六年十一月八日致仕し、十二月十八日淡路守にあらたむ、天明七年八月九日奏者番土屋能登守泰直を上使として、男利久の喪をとほせらる、寛政六年八月二十九日卒す、年五十八、天澤良恩龍徳院と號す、葬地利次におなし、九月三日奏番者松平能登守乗保をして、賻銀三十枚をたまふ、

〔前田氏家乘〕

八月二十二日終ニ不治薨去セラシ、享年五十八、九月二日上使奏者番松平能登守乗保ヲ以テ、賻銀三十枚ヲ賜フ、諡號ヲ龍徳院殿故從四位下



淡路守天澤良恩大居士トイフ、九月柩ヲ富山ニ移シ、光嚴寺ニテ葬儀アリ、長岡ニ葬ル、夫人無<sup>略</sup>。○中 公襲封以來日淺シト雖トモ、藩臣ノ風習ヲ矯正シ制度ヲ改良サセラル、亦以テ其ノ大ニ意ヲ政ニ用エラレシヲ知ルベキナリ、其ノ文學ヲ興起セラル、ニ當リ、士ヲ聘セラル、事少ナカラス、發ニ正甫公南部草壽ヲ聘シ、儒官トセラレシト雖トモ、未ダ發ヲ起スニ至ラズ、公ノ代安永二年ニ至リ、創メテ廣徳館ヲ立テラレ、儒官三浦衛貞<sup>通稱三郎</sup>ヲシテ學頭トナシ、儒官松岡彌藤治、藤治仁内、佐伯平藏ヲシテ之ヲ輔ケ、以テ下士以上ノ子弟ヲ教育セシム、其ノ翌年大澤春弘<sup>通稱丹治</sup>ヲ江戸ヨリ聘シ、益々士民ヲ獎勵ス、其後チ又本田維時<sup>通稱善右衛門</sup>武井致恭<sup>通稱善藏</sup>等ヲ聘シ、續々儒官ヲ増サル、其學則ハ凡ソ昌平發ニ倣ヒ、且聖像ヲ祭り、春秋二回釋菜ノ式ヲ設ケラル、是ヨリ先、藩士吉村順左衛門ヲシテ年是レ松岡藤左衛門藏スル所ノ歸化人、明謝時中ノ畫像ナリ、又兵制ヲ改革シ、安達弼亮ヲ採用シ、兵學師範トシ、甲州流ヲ以テ一藩ノ兵法ト定メラル、蓋シ宗國ニ有澤貞幹トイヘル者アリ、專ラ甲州流ヲ講ス、故ニ我藩モ之レニ倣ヒ、法則ヲ一致セント欲セシナリ、公文武ノ事ニ於テハ、親シク其講習所ヲ巡視シ、或ハ重臣ニ命シテ、獎勵セラレシト云フ、

利隆公 ○ 事蹟略す

利興公 幼名 藝之助

利隆公第四公子、元文二年十月十九日降誕、延享三年五月八日藩臣前田内膳ノ家ヲ繼ク、寶曆十二年九月利幸公召シテ世子トセラル、十一月十一日御家督、寛政六年八月廿二日薨ス、享年五十八、

長男利謙

明和四年十二月廿二日降誕、天明七年八月利久公ノ嗣トナル、

長女恒子

明和六年六月十七日降誕、寛政四年正月十三日織田信應ノ室トナル、六月十四日卒ス、

二男龜吉

明和六年十二月三日降誕、翌四日卒ス、

次女峰子

安永四年六月二十日降誕、寛政二年七月廿九日卒ス、享年十六、

三男利晁

安永六年五月二日降誕、寛政元年六月廿九日卒ス、享年十三、

寛政七年乙卯 紀元二千四百五十五年

正月 朔癸丑

幕府、外船漂着の際に、邊海を警備すへき旨を兩藩に下す、

〔諸藝雜志〕一 寛政七卯正月、異國船漂流之節、海邊守之御手配、被爲蒙仰、依而

御本家様此方様、大聖寺様ヨリ、御手配之御書付被差上候事、

九月 朔己酉

十日、戊午富山藩儒臣三浦衛興歿す、

〔名人忌辰録〕下 三浦瓶山 名衛興、字淳天、大田本に名稱、左兵衛石儒臣と

成る、寛政七卯年九月十日歿す、歳七十一、本所中の郷、德音寺に葬る、

寛政八年丙辰 紀元二千四百五十六年

二月 朔丁丑

六日、壬午富山藩江戸城の修營を命せらる、

〔前田氏家乗〕 八年二月六日江戸城西ノ丸修營ヲ命セラル、

九月 朔癸卯

加賀藩領の漁民、婦負郡打出村民の漁場を犯して紛争す、

〔前田氏家乗〕 九月金澤領民、婦負郡打出村鯉獵ノ境界ヲ犯ス、爲メニ郡奉行

澁谷猪左衛門等與レリ、犯セシモノ遂ニ服ス、

寛政九年丁巳 紀元二千四百五十七年

三月 朔辛丑

新川郡太平村の薪材採伐を延期す、

〔杉木御觸留帳〕

新川郡太平村杣共爲稼、天明七年より薪木呂伐出候處、吉辰年切にて年限相濟候付、當巳年より寅年迄十ヶ年之間、是迄之通、右村杣共江爲稼申付候條、一ヶ年に薪木呂百間伐出役銀六拾目宛十ヶ年之間、毎歲取立可遂勘定候也、

寛政九年三月二十八日 御算用場印

右御印天正午迄夫銀切手一集に遣之

河保村 彦四郎

天正寺村 十次郎

新堀村 半三郎

十一月丙寅

加賀藩、改作所、扶持人十村の順列を定む、

〔石埼記録〕

寛政九年十一月改作所ヨリ仰渡サレシ順列左ノ如シ

無組御扶持人 無組御扶持人列 組持御扶持人

無組御扶持人並 組持御扶持人列 組持御扶持人並

平十村 平十村列 平十村並

以上

惣年寄 年寄並

文政四年七月、改作方御仕法アリ、改作奉行ヨリ百姓直支配トナリ、毎郡出役所ヲ建ラレ、御扶持人ヲ惣年寄、平十村ヲ年寄並ト改稱シ、皆苗字ヲ名乗ルヘシト仰付ラル、同十年更ニ年寄並ハ何村誰ト唱フヘシト仰付ラル、天保五年ニ改作方御修補仰付ラル、

寛政十年戊午 紀元二千四百五十八年

六月甲午

五日戊戌富山藩、大野鼎を擢て與外組儒者とす、

〔前田家舊記〕

大野十郎名鼎、字國寶、稱十郎氏、大野、本姓紀、拙齋ハ其別號なり、

御八代利謙公、寛政十戊午六月五日、七人扶持與外組御儒者被召出、

〔前田氏家乘〕

十年平民大野十郎ヲ拔擢シ、與外組儒者ニ召出シ、七人口ヲ給

ヒ文學ヲ獎勵セラル、一藩大ニ振フ、

〔諸藝雜志〕三

大野十郎

寛政十戊午歲六月五日、與外組七人扶持御儒者被仰出、

享和二壬戌年六月、御手廻組御引直十人扶持被仰出、

文化二乙丑歲六月十六日、役人組御近習並、

文政二己卯年祭酒役之中銀二枚、

同十一戊子年五月十一日、五人扶持御加扶持、

○大野鼎は文政十三年五月二十日に歿せり、本條あり、參看すへし、

十一月庚申

富山藩、婦負郡八尾の蠶種業者を戒しむ、

〔めさまし留帳〕

定

- 一 蠶種商賣方、近年猥に相成家業にも難相成體に付、是以後商賣一統心得違無之様可致事、
- 一 蠶種紙大盤小盤盤尺之儀、是迄不同無之體相聞へ、以後は一統不同無之様、相心得可申事、
- 一 蠶種紙近年二枚を、一枚振に改候儀も有之よし、以後は右之儀差止可申事、
- 一 蠶種代銀大體定りも有之處、懸り合に收受候儀も有之體相聞へ候、以後定の通可令商賣事、但代銀勝手次第可取受杯と申族も有之由、此儀も心得違無之様可仕事、
- 一 於旅先蠶種書付之義、場所面之通名面書記可申事、附り預け種並押入種等致中間敷事、
- 一 旅出口限の儀、去年相極候通り、心得違無之様可致事、
- 一 小もの面去夏相調理候通相心得可申事、但し場所先にて小もの面の外、雇人

を以徘徊致候之儀不相成事、

- 一 惣種屋人數非小もの荷物等の義、年行司相しらへ可申事、
  - 一 場所賣買質入等の義、年行司にて得と相調理、株譲りの義は、御儉約方へ相伺可申事、但場所切出し賣買之儀不相成候、併同商賣人へは格別の事、
  - 一 國々場所の義は、去年相調理之通相心得可申事、
  - 一 是以後蠶種商賣人相増候儀不相成事、
  - 一 於御城下右蠶種商賣人有之体に候、此義は御當地にて、別に年行司役申付、諸事定法の通嚴重可申事、
  - 一 蠶種商賣之義、萬事年行司途吟味、其上重候之義は、御儉約方へ相伺可受指圖事、
  - 一 御禮金の義、年行司共取立毎歲九月中無遲滯可令上納事、
- 右條々堅可相守もの也、

寛政十年十一月

御儉約奉行

寛政中

紀元二千四百四十九年より  
同二千四百六十年まで

新川郡金山新村の開墾を始む、

光格天皇寛政十年 寛政中

〔前田家舊記雜聞〕

一新川郡金山新村定付寛政年間より享和年間の頃該開新田舊高不詳

享和元年辛酉 紀元二千四百六十二年

正月 戊寅朔

岩瀬魚津兩港の輸出米を調査す、

〔杉木御觸留帳〕

一九萬五千五百貳拾七石貳斗七升五合 酉年御領國出船米高

○岩瀬浦

一四千石

岩瀬藏

一六千石

水橋藏

一六拾貳石九斗九升九合

御借町米 嶋屋次左衛門藏

一〇〇參拾九石七斗四升七合

嶋屋清左衛門藏

一〇〇貳拾石八升五合

勝嶋屋四郎右衛門藏

一〇〇貳拾貳石八升

同 市郎右衛門藏

一八千八百六十九石貳斗四升貳合 滑川藏

一五拾壹石壹斗五升四合

御所町米 中野屋太左衛門藏

一〇九拾五石壹斗四升三合

同 檜物屋間兵衛藏

一〇九拾六石三斗貳升八合

同 富山屋三郎兵衛藏

一〇一七石八斗四升五合

同 綿屋九郎右衛門藏

一〇八拾四石壹斗四升九合

同 三宅屋伊右衛門藏

一〇五拾五石六斗貳升九合

同 川瀬屋又三郎藏

一〇七拾三石九升九合

同 武津屋宗七藏

一〇壹萬九千九百八拾七石五斗

内 壹萬四千石

大坂届

貳千四百八拾五石

右運賃米 届百石宛

參千石

江戸廻り

五百貳石五斗

右運賃米 届百石宛

魚津浦

一千九百七拾五石五斗九合

魚津藏

光格天皇享和元年

- 一七拾壹石壹斗壹升五合 御所町藏 車屋源三郎藏
- 一四拾三石貳斗貳升貳合 同 平澤屋吉右衛門藏
- 一拾六石壹斗五升四合 同 尾山屋權左衛門藏
- 一千七百石 石田藏
- 一千八百八拾四石八斗九升六合 泊り藏
- 一貳千六百石 横山藏
- 一八拾九石五斗壹升七合 御所町米 竹木屋助太郎藏
- 一四拾三石五斗八升七合 同 米 屋紋三郎藏
- 八千四百貳拾四石 内 大坂届
- 千八百石 右運米届百石ニ付
- 三百六石 拾七石宛
- 五千四百石 石田横山泊り積大坂屋
- 九百拾八石 右運米届百石ニ付

正月晦日被仰渡但寫石佛重右衛門殿ニ相渡清左衛門方へ

三月朔丁丑

二十一日、丁加賀藩士林彌四郎藩命を奉して、越中三郡の開墾地を視察す、

〔杉木御觸留帳〕

越中三郡荒起爲御見分、林彌四郎様當廿一日御發足御泊附、

- 松永村御泊 杉谷村御晝 坂本村御泊 土生新村御晝 池尻村御泊 井波御晝
- 同所御泊 同所御晝 權正寺御泊 下條御泊 新庄御晝 上市御泊
- 三ヶ御晝 浦山御泊 沼保御晝 生地御泊 滑川御晝 岩瀬御泊 放生津御晝
- 加納御泊 布瀬御晝 五十里御泊 八口御晝 安谷村御泊 小野御晝
- 弓輪御泊 道坪野御晝 埴生御泊 金澤御歸

八月朔乙巳

二十八日、壬申富山藩主前田利謙卒す、養子利幹封を襲く、  
〔享和日記〕

八月廿八日

上使大久保安藝守

銀三十枚

松平頼母

光格天皇享和元年

右者松平出雲守死去付、爲御香奠被遣之、

十月十二日

一松平出雲守養子頼母江遺領無相違被下、忝旨於對馬守宅、老中列席、對馬守申渡有之、

〔前田家譜〕

利謙小字巖太郎又雄次郎ト稱ス、利與ノ長子、明和四年十二月廿二日江戸邸ニ生ル、母山田氏、江戸處士某ノ女天明七年八月、利久ノ嗣トナリ、九月封ヲ襲フ、十二月、從五位下ニ叙シ出雲守ニ任セラル、寛政元年三月美濃伊勢川脛修治ノ助役ヲ命セラル、此等ノ助役後之ヲ略ス十二月、從四位下ニ叙セラル、五年十月廿五日、江戸邸災ニ罹ル、八年二月西城後廳修營助役ノ命ヲ奉ス、十一年十一月家譜系圖暨ヒ家章ヲ幕府江上ツル、是歲始メテ新川郡大久保野ヲ墾闢ス、爾後田甫若干年ヲ逐フテ開ケ、村落ヲナスニ至ル者利謙ノ力ナリ、享和元年八月廿六日江戸邸ニ卒ス、享年三十有五、諡ノ寛隆ト曰フ、正室毛利氏、大膳大夫齊房ノ叔母女榮、對馬守宗義質ニ嫁ス、

利幹小字福十郎後頼母ト稱ス、同宗備後守前田利道ノ第八子、明和八年十二月朔江戸邸ニ生ル、母井上氏、利道ノ臣某ノ女享和元年八月利謙ノ嗣トナリ、十月封ヲ襲

フ、十二月從五位下ニ叙シ淡路守ニ任セラル、

〔寛政重修諸家譜〕

千百三十一 前田

利謙

雄次郎 出雲守 從五位下 從四位下

實は利與の二男、明和四年生る、天明七年八月利久か嗣となり九月二十九日遺領を繼、越中國のうちをいて十萬石を領し、富山城に住し、代々柳間に候し、位階從四位下にす、めは大廣間に候す、十月十五日はしめて將軍家にまみえたり、まつり、十二月十八日從五位下出雲守に叙任し、八年四月二十八日はしめて城地に行のいとまをたまふ、寛政元年五月十五日美濃伊勢兩國川ノの普請をつとめしにより、時服十五領を賜ひ、六月七日家臣等にも時服白銀等をたまふ、十一月十五日封地洪水せるにより金五千兩を貸あたへらる、十二月十六日從四位下に昇り、六年九月二日奉書もて實父の喪をとふらはせらる、八年十二月十五日西城大奥修補の事をたすけしにより、時服十五領をたまひ、十六日家臣等にも物をたまふ、室は松平大膳大夫重就か女、

〔前田氏家乘〕

五月積氣病ニ罹ラセラレ、吉田快庵、橘宗仙院ノ診斷アレテ、八

月ニ至リ日ニ重ラセラル、廿三日奏者番松平和泉守乘寬來リ病ヲ視ル、廿五日正ニ重シ、是ニ於テ大聖寺城主飛騨守ノ叔父前田賴母ヲ養子ニセラレンコトヲ、宗國へ稟議ヲ經テ上願セラル、廿六日江戸ノ邸ニ薨去セラル、享年三十五、廿八日、上使奏者番大久保安藝守忠真ヲ以テ賻銀三十枚ヲ賜フ、九月柩ヲ富山ニ移シ、光嚴寺ニ葬儀シ長岡ニ葬ル、諡號ヲ寬隆院殿雲州刺史寶山仁量大居士ト曰フ、夫人通稱長子、文化十一年五月廿五日卒去、享年不詳、諡號ヲ瑤基院殿瓊寶妙輝大姉ト曰フ、廣德寺ニ葬ル、略○中公文學ハ大澤丹治御師範シ、本田善右衛門侍讀ス、略○中公兵學ヲ嗜マセラレ、寛政元年マテニ軍配免許與秘ヲ傳授セラル、ト云、公城圖繩張ニ於テハ頗ル妙ヲ極メラレ、一席三十城立トコロニ圖セラ、略○中弼亮嘆美ノ餘門人等ニ示スニ、皆其鍛練ニ服ス、弓術ハ吉田傳彌、馬術ハ生田伴七、擊劍ハ和田縫殿御師範タリ、餘暇ニハ茶傳士不自ナル者ヲ召シ、其道ヲ學ハセラレ、或ハ香ヲ品シ花ヲ挿ミ、閑雅ヲ愛セラレシト云フ、

〔富山侯御家譜〕抄

利久公

利謙公、雄次郎ト稱ス、實ハ利與公ノ一男ナリ、天明七丁未年八月利久公嗣子トス、

享和二年壬戌

百六十二年

三月壬申

九日、庚辰加賀藩主前田治脩老す、養子齊廣封を襲ぐ、

〔享和日記〕

三月九日

御座間

松平加賀守

名代前田信濃守

養子松平筑前守

右加賀守病氣付、願之通隱居被仰付、家督無相違養子筑前守江被下旨、於御前被仰出、御懇之上意有之、

松平筑前守

右居殘御禮申上之、於御白書院縁頼謁老中、

〔前田家譜〕

治脩小字ハ時次郎、初ノ名ハ利有、吉徳ノ第八子、所生園田氏、顯

女ノ延享二年正月四日金澤ニ生ル、三年四月廿八日越中古國府勝興寺ノ住持ト

光格天皇享和二年



ナル、六月六日改メテ尊丸ト稱ス、寶曆十一年三月京師ニ如キ、西本願寺ノ猶子トナリ、名ヲ剛真ト更ム、明和五年十二月廿二日、立テ重教ノ嗣トナル、是ニ於テ蓄髮シ、復々時次郎ト稱シ、名ヲ利有ト改ム、八年二月十五日治脩江戸ニ如ク、三月廿五日治脩初テ大將軍ニ謁ス、四月廿三日治脩封ヲ襲フ、是ノ日、大將軍親シク治脩ニ諭シ曰、卿今日ヨリ大國ノ主トナル、勵精治ヲ求メ政事ニ懈ル勿レト、治脩命ノ辱ヲ謝シ退ク、廿八日天皇即位ノ禮ヲ行ヒ玉フ、治脩本多政康ヲ京師ニ遣リ、賀ヲ奉シ物ヲ獻セシム、六月治脩深美秀堅ヲ京師ニ遣リ、襲封ノ恩ヲ謝シ物ヲ獻セシム、廿五日治脩大將軍ノ朝堂ニ元服シ、正四位下ニ叙シ左近衛權少將ニ任シ、加賀守ヲ兼ヌ、是ノ日、大將軍治脩ニ偏諱ヲ授ク、因テ利有ヲ更メ治脩トナス、略中享和元年七月治脩疾アリ、十八日大將軍、水野左近將監ヲ來リ治脩ノ疾ヲ問ハシム、略中二年三月二日治脩疾ヲ以テ致仕シ、封ヲ世子ニ傳ント大將軍ニ請フ、九日大將軍、治脩ノ請ヲ許ス、十一日治脩肥前守ト更メ稱ス、十月廿五日治脩江戸ヨリ至リ金谷殿ニ居ル、

齊廣小字ハ龜萬千、初ノ名ハ利厚、重教ノ第二子、生母山脇氏、守之女、天明二年七月廿八日金澤ニ生ル、寛政八年十月廿六日江戸ニ如ク、十一月十四日立テ治脩ノ

世子トナル、廿三日大將軍、本莊甲斐守ヲ來リ、酒魚ヲ致シ之ヲ慶セシム、十二月三日勝丸ト改稱シ即日犬千代丸ト更ム、四日又左衛門ト更メ、名ヲ利厚ト命ス、十五日初テ大將軍ニ謁ス、九年二月九日大將軍ノ朝堂ニ元服シ、正四位下ニ叙シ左少將ニ任セラレ、筑前守ヲ兼ヌ、大將軍親シク齊廣ニ杯ヲ屬シ、寶刀一口ヲ賜フ、齊廣モ亦寶刀及ヒ物ヲ獻ス、是ノ日大將軍偏諱ヲ齊廣ニ授ク、依テ利厚ヲ更メ齊廣ト稱ス、齊廣、和田世貞ヲ京師ニ遣リ恩ヲ謝シ物ヲ獻セシム、三月四日大將軍、齊廣ヲ襲シ散樂ヲ觀セシム、十年五月十一日大將軍老中彈正大弼本多忠壽ヲ來リ、齊廣ニ休暇ヲ給ハシム、六月朔齊廣江戸ヨリ至ル、十一年三月十一日齊廣江戸ニ如ク、廿九日大將軍老中松平伊豆守ヲ來リ、齊廣ヲ勞ハシム、十二年五月六日齊廣江戸ヨリ至ル、享和元年三月十三日齊廣江戸ニ如ク、十二月齊廣、治脩ニ請フテ政事堂ノ記録ヲ觀ル、二年三月九日齊廣、治脩ノ讓ヲ受ケ封ヲ襲フ、是ノ日大將軍親シク齊廣ニ諭スニ治國ノ要ヲ以テス、齊廣其辱ヲ謝シ退ク、十一日齊廣稱ヲ加賀守ト更ム、五月齊廣多賀直清ヲ京師ニ遣リ、恩ヲ謝シ物ヲ獻セシム、

十月己亥

光格天皇享和二年

三日、辛利幹、藩士の武術を觀る、

〔諸藝雜志〕七

享和二戌年九月廿四日、和田綾殿へ武術稽古所見廻り、且出被仰渡之留寫、左之通、

- 一 御裏於御的場御射手、御異風之面々、弓術炮術兩様共ニ、可被遊御覽被仰出候旨、御用番富田下總殿被仰渡、右一卷諸事引請、夫々へ可申渡旨被仰渡候、其後於表御馬場、御家中之面々、馬術弓術鎗術劍術等可被遊御覽候旨、御用番富田下總殿被仰渡候、尤右御用一卷諸事引請相勸候様、被仰出候旨被仰渡候付、及御請尤夫々相調理、追々相伺可申儀も、可有御座旨申上候事、
- 一 御射手、御異風之面々は、頭を以被仰出候事、
- 一 右嫡子中も、被遊御覽候様仕度段、御内々申上候處、追而其趣改而被仰出候付、御射手中、御異風中、私宅へ呼出申渡候處、御請申聞候事、
- 一 服之儀、麻上下着用仕候様、伺之上、吉田傳彌、今村太郎兵衛申達候事、
- 一 五手づゝ、弓術、二射づゝ、炮術仕候様、伺之上被仰出候事、
- 一 今村太郎兵衛嫡子右平、小筒被遊御覽度旨、御内々被仰出候付、申渡小筒打候

事、

- 一 御前御裝束、御紋付御裏付御上下被爲召候事、
- 一 私儀裝束、紋付裏付上下服紗小袖着仕候事、
- 一 十月三日、弓術炮術御覽、夕八つ時々と被仰出候付、九つ前時より相揃候様、御射手中、御異風中へ申渡候事、但し夕八つ過時分初り、弓術御覽相濟、無程炮術被遊御覽候事、
- 一 私居所之儀、直ニ相伺、御前御覽之御前通ニ相請、弓炮始め終り等、夫々直ニ申上候事、
- 一 弓炮中リ付、私方直ニ入御覽候事、
- 一 弓炮相濟候上、無程私を以、御射手御異風中へ被仰出候は、何哉今日太儀之旨、兩様共被遊御覽御満足之段被仰出、其段御射手御異風中、嫡子共之頭、詰所次之間へ呼出被仰出候趣申渡候處、難有仕合奉存候旨、御請申聞、且別段今日弓炮共之被遊御覽、難有仕合奉存候旨、御請申聞候付、其段茂申上候事、且御用番宅非支配方へ、御請可有之旨申談候、尤私宅へも御請ニ相見候事、
- 一 御射手中、御異風中、支配方へ、弓炮御覽之義申遣し置、尤面々も支配方へ申

届候様申談候事、

二十七日、丑乙利幹、山田谷村の農、傳三郎父子の善行を賞す、

〔山田村々珍事拔書〕

山田谷之内、谷村傳三郎立石之留、

頃ハ富山御九代利幹公之御代、享和二壬戌年十月也しか、時之御郡奉行より被申渡候には、御用之儀有之候間、御放鷹之刻、父子共八尾聞名寺へ、可罷出旨被申渡に付、殿様御放鷹之刻、父子共聞名寺へ罷出候處、左之通

山田谷之内谷村

鳥目五貫文

傳三郎

傳四郎

右傳三郎義、生得實氣成者に而、孝道能心懸一家内睦敷相慕候段、且又忤傳四郎義、取分父母へ孝行不一通趣一々達御聽、神妙之義、依而格別之思召を以て、御放鷹先に於て御目通、父子へ右之通被下候事、

戊十月二十七日

右之通り、御書付を以て、被仰出候節之御意に、其孝行の印として、石を建て、造

すとの仰あり、さて富山の御郡奉行始、夫々御役人方、並に石細工人等登山にて、十月二十七日山田川より石を取揚げ、夫々仕事相始り、

表 孝子傳三郎之家

裏 享和二年戊十月二十七日奉命建奉行

臺石 工師平吉

享和三亥年三月九日右石碑皆出來に而、諸役人は御引に相成、

享和三年癸亥 紀元二千四百六十二年

五月 甲午朔

十日、卯癸幕府、富山藩に關東諸川の修營を命す、

〔前田氏家乗〕

三年五月十日、關東諸川修營を命セラレ、吏員ヲ遣ハサス、金員

上納ヲ達セララル、略 十二月朔日工事落成ヲ賞シ、江戸城中ニテ時服ヲ賜ヒ、掛

リ員富田下總以下九人時服ヲ下賜セララル、

六月 甲子朔

二十日、癸未僧洞水寂す、

〔黒川記録〕

光嚴洞水湛禪師はわか叔父たり、初山は追分高源寺、次に飛州片

掛大淵寺、次に高山雲龍寺、天明元辛丑春、光嚴晋山、寛政三辛亥退院す、時に江戸  
 駒込會下より招待あり、且宿願ありて、翌子春正月吉祥寺に到る、宿願は清朝に  
 絶しとある、曹山録、洞山録、却外録、拈古録、寂知録五を、寧波府の天童寺、六合の長  
 盧禪院二刹に贈り、日本に缺たる曹山廣錄、安明別錄、大乘經要、洞山十不歸、對寒  
 山詩、洞宗剩錄、浮山五位略、四家頌古注八を得んとするにあり、寺社職松平右京  
 亮輝和卿上州高崎執政たる松平越中守定信卿奥州白川に上書し、是皇國の威光にして、  
 兩全の要法たりと啓し奉る、寛政五丑夏忝く免許あり、且兩刹音信の品、倭畫扇  
 花蠟燭官命によりて成り、録書二函共に宦に奉れり、部部の知己職卿渡翰の印  
 章、おのゝ方二分半に定る、玆に又評議あり、天童、長盧は已に古し、存亡今計難  
 し、長長在留の清人も知らず、これを糺し給ふの間、頗る兩春秋を経るうち嘆す  
 べし、故ありて白川侯退職、松平伊豆守信明卿三州執政たり、因て政法革り、三代將  
 軍家光公に准す、其法異國贈答禁制の第一たり、されは四十年來の心願一時に  
 壞れ、自他愁難深し、此滯留九年の間、關三江三の諸刹に於て、僧を度す事二千二  
 百餘人、庚申の秋空しく歸り、富山米林庵後號吉に閑居し、山州宇治の興聖寺、前  
 越永平寺、道源開祖、半千半百の大齋に招せられ、享和三癸亥六月二十日、七十八

齡にして入寂し給ふ、

〔參考〕

〔黒川記録〕

略前 嗣法高源指院和尚事を執る、後一僧者、四番正源寺、泰定長老、其後かな山茂住、金龍寺ニ住す

六院の日、京都五山、碩學の使僧、碧歲錄講述の爲に招じ奉り、其呈書一夜靈前し  
 て歸る、則入寂を宦に訴るに、渡書の類みな下る、其辭に贈答例立は之れ第一た  
 りとぞ、因て雲龍寺和尙法梵丁に收む、其後天保十二丑春、寛政願發を距、宦命あり、事四十九年  
 洞水長老初發の願書今願ひ下る歟、復た改願ふ歟とあり、丁和尚、上州館林茂林  
 寺を退き、府内澁谷慈眼寺に隱在し、則願ひ下たり、斯て後諸弟更にいふ人なく、  
 渡書の事跡消たり、是より先き文政十二丑正月、われ東武に遊ひしに、三月念一  
 日大災ありて、諸般心に任せず、最上徳内老等に再會を告げ、東海尾州より飛驒  
 を經て歸國す、其冬最上氏自注の孝經、白天章、長崎通詞平野繁十郎神田聖堂に境内の住  
 はかり、惻なく清朝へ送りしと告ぐ、われ水禪師の辛苦空しきを悲しみ、懷を發  
 して、翌冬天保元年再ひ往て最上氏に謁し、渡書を賀して、精しく其始末を問ふ  
 に、彼書を崎陽の書市に置く、清客宦に願ふて此を買ふ、宦能く檢窮し許すとぞ、  
 清客已に買得れば、歸船の後、此を浙江大湊の書肆に再刻し、五大萬國に弘む、其

書の志たとへは天童山なれば、其地に届く事速なりとぞ、因て水禪師の宿願を語り、白天章に效はんと請ふ事深し、最上老の性又慈愛に厚し、すなはち平野氏に告げ、先づ贈書の容議を見んとす、客冬猪見半藏氏族等が貸けを齎來て、われを訪ひ江戸に遊ひて今四月歸國を催す、因て初めて丁和尚に、最上氏等の懇志を告しめ、直に高山に馳せ書類を取て、江府に達せしむ、頃しも高橋生天洲字聖住の達等か私意あらはれ、長崎航海はなほだ嚴なれば事叶はず、暫く丁和尚に託してわれも又歸國す、和尚も又閑なければ、天保三辰四月、二男元右衛門後高子桑を館林江府より十八里に使ひ、渡書の一事を助しむ、則江戸に向ふに、わが門生等伊勢町後日橋の一地を守らしめ、以てわが居所に充つ、則翌巳秋往て聞に、此夏繁十郎交代し都々岐清四郎となる、清四郎日ならず黄泉して何仁左衛門となる、之れ實に博學温潤の士、書生多く進み、其學ぶ所は、唯兩土の俗語のみ也、われ毎々最上氏と共に往き、講後萬國の風俗雜話を問ひ聞のうち、渡書の事定まりぬ、清四郎弟江戸住長崎に歸るに附屬して、平野氏に達す、唯録書二帙のみ餘は能はず、水禪師自書兩刹へ贈るの偈、並ひに扇燭二箇宛、私に何氏に寄す、何氏も亦私に清人に贈るをおもふが故なり、是天保五年午の年六月中旬なり、此後七月丁和

尚、初めて何最二氏に謁謝す、われ翌未年三月下旬、諸君と袂を分つ、此七年の間出府三度、其意は此一事にあり、高桑猶止り醫術を芳野氏に學び、丁酉の秋、何氏の藏書世々西醫に得たる秘法一卷賜りて歸國す、翌春肥前鹿島侯の醫下川邊順益に就て學事二年、長崎に出で平野何氏に到り、何氏の一翰を得て、辛丑春歸國す、此一翰渡書成就の信也、

弘化二乙巳年秋重陽の日

黒川那雄七十五叟書花押印

〔曹洞宗書簡和譯〕

日本曹洞正宗、越中國光嚴寺住持洞水道

大清國寧波府鄞縣天童寺住持書

伏しておもふに、遠く隔れとも佛法に於ては同じ世界なり、祖師の宗旨、我國傳りて以來打續て絶さる事數百年なり、當時我國の御制度、異國に交る事を免し給はず、其故入唐して法を求むるによしなし、徒におもひ望む而已なり、遙におもふに、貴僧道法高く堅固ならむと珍重なり、拙僧謂にたらさるものなれども、一事申進る事あり、先年天界全錄並重編宏智錄を讀て、貴山の宏智

和尚の語録散失して已に久しきとを知らず、祖苑の闕典と云へき事也、此書我日本豊後國泉福寺に、昔より宋板の全部を藏置たり、我國道元和尚、宋の代入唐の時持歸る所の書なり、今町方書肆の板本は誤り多し、拙僧先年泉福寺の正本、並古き寫し本と引合せ、違ひを糺し漏れたるを補て全き書となれり、拙僧此本を貴山、並長蘆寺の二ヶ寺に納め度心願なり、近頃此趣を公儀へ申上御免を蒙り、貴國の商ひ舟に頼みて送り遣す、並洞山錄、曹山錄、拈古錄、却外錄各一冊つゝ、差添て遣す、吟味して納られよ、但耻ヶ敷事には、我國の書物の讀様、貴國と大に違ひて、文字の勝に點あり、幸に是をあやしむ事なかれ、昔大乘止觀、唐國にたへしに我國の寂照和尚持行て宋帝に献じ、天台の教書再び調たり、慈雲和尚此事を其書の後に書れたり、拙僧か此度指遣す事も寂照に習ひて差遣す也、貴僧も又此事を序に記して、普く寺々へ施されん事、拙僧が願なり、外に申入るゝ事あり、具に別紙に申遣す、且貴僧の法系は何を宗し給ふ、又侍者に命じて、一二ヶ條の法語を書記して、惠れば幸甚也、法の爲に堅固にあられよ、

日本國曹洞正宗越中州光嚴寺住持寺洞水道

大清國江寧府六合縣長蘆住持書

伏しておもふに、山海隔るといへとも、佛法世界に於ては、たてなし、祖師の宗門我國迄傳り來りて、寺々夥しく繁昌し、鐘鼓の聲相聞て盛んなる事也、貴僧道法高く堅固ならん事大慶也、拙僧遠國の出家にて一つの聞くべきなし、茲に一事の申進る事あり、拙僧先年天界全錄、並重編宏智錄を讀て、貴山の宏智和尚の語録散失して已に久しき事を知たり、祖苑の闕典と謂へき事也、我日本豊後國泉福寺に宋板の全部有り、我國道元和尚、宋の代入唐の時持歸る所なり、今町方板行本のは誤り多し、拙僧泉福寺本並古き寫し本に引合せ、違ひを直し漏れたるを補ひ令入完き本となれり、拙僧貴山並天童寺の二ヶ寺へ納め度願也、國法にて異國へ書翰を送る事不相成、夫ゆる近頃此趣を公儀へ申上御免を蒙り、貴國の商ひ船へ頼みて送り遣す、但耻かしきとは、我國書物の讀かた貴國と大に違ひ、文字の勝に點を附たり、是をあやしむとなかれ、幸に貴僧此書に序を書て世に傳へは亦美事にあらずや、外に申入るる事有別紙に申遣す、貴僧法系は何を宗とするや、伏して乞ふ侍者に命じて、一二ヶ條の法語を書拔て、惠まれは幸なり、猶又道の爲に堅固にあられよ、

曹洞録中に、五位顯訣、並五位頌と載たり、是は禪學には大切の書なり、此書段々傳來して、元の代、晦然と云僧、重編訣に序を書て云く、近來普法禪師の宋本を得て再び板行に起す有り、然は此書宋元の代迄は傳りたり、明の代以來五位を論する者絶て一言顯訣に及ばず、是のみならず、偏正五位頌を注して、偏中至の偏の字を、兼の字に作る、二字混して相分らず、恐くは顯訣の旨と相背く、其書傳らざるや、但し又見る所ありて然るか、拙僧か解せざる所也、貴僧我爲に申越れよ、

我國の舊傳に、宋一大師合砂録三卷、唐の光花三年門人智嚴集とあり、貴國此書ありや否申越れよ、

拙僧、諸本に引用る書を吟味せしに、我國いまた見ざるもの毎々是有り、所々吟味すれとも無之、此度の便に書目録を左に申遣す、一本つつ賜らは忝し、

- 大乘經要並偈頌等
- 曹洞廣錄
- 明安別錄
- 洞山十不歸
- 浮山五位格
- 對寒山詩
- 洞宗剩語

以上八種

二十六日、記富山藩、虛無僧の取締を嚴にす、

〔前田氏家乘〕

六月二十六日、竹屋仁右衛門に命して、加賀能登、越中、虛無僧取締役となし、且虛無僧境内往來規定を設けらる、

十月壬戌朔

二十日、辛巳加賀藩、領内干鯛斗樽の寸法を改む、

〔高島舊記〕

今般御領國中、干鯛斗樽相改、壹斗五升入貳盃を以壹俵ニ仕立、賣買可致旨、先達而申渡候通に候、右斗樽別紙圖面に相調候寸法に而、新京斛壹斗五升入に相當候間、右寸法之通、致出來候様可被申渡候、且又右樽印出來の上は、各手前に相渡候間、極印入候寫等圖面に調有之通、可被相心得候、以上、

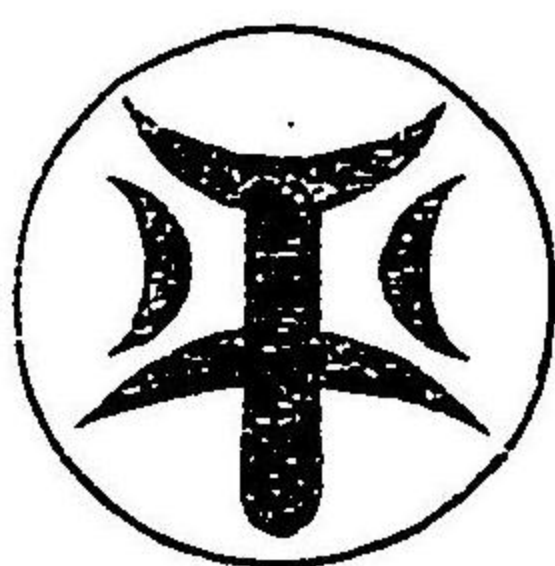
享和三年十月二十日

御算用場

杉山新平殿



光格天皇享和三年



十一月壬辰朔

富山藩、惠民倉を設け、凶荒に備ふ。

〔前田氏家乗〕

十一月、富山市ニ三箇所ヲトシ、倉庫ヲ創立シ命シテ惠民倉ト

イフ、吏員ヲ備ヘ、金穀ヲ儲藏シ凶荒ニ備ヘラル、

是歲、麻疹流行す、

〔前田氏家乗〕

此ノ年、米穀不熟貧民困窮シ、加フルニ麻疹流行シ、罹害ノ民多

シ、依テ救恤米三百五十石ヲ施與セラレ、

是歲、幕府伊能忠敬に命し、遠江・三河・尾張・美濃・近江・越前・加賀・能登・越中

越後・佐渡を測量せしむ、

〔誠齋雜記〕

沿海地圖凡例

一 駿河より遠江・三河・尾張・美濃・近江・越前・加賀・能登・越中・越後・佐渡迄、享和三年

文化元年甲子

紀元二千四百六十四年

三月

庚寅朔

四日、癸巳富山小島町火あり、

〔富山市沿革志〕

文化元年三月四日、小島町大工某ノ家ヨリ出火シ、木町、八人

町、蛭町、仁右衛門町等、凡ソ二千戸許ヲ焼失ス、

四月

庚申朔

富山藩、儒者岡田淳之を廣徳館訓導役筆頭に擧げ、後學頭に進む、又儒官をして、各々家塾を創立せしむ、

〔日本教育史資料〕

四 文化元年、岡田萬三郎淳之を聘し、子弟を督勵し、且儒官

をして、各々家塾を創立せしむ、

〔前田伯爵家舊記〕

岡田萬三郎淳之、號は栗園、岡田惠堅之三男なり、御九代利

幹公御代、文化元年甲子四月文學格別出精に付、廣徳館訓導役筆頭被仰付、同十癸

酉年十月轉役學正、同十四丁丑年六月轉役廣徳館教授被仰付、文政十一戊子年

五月御儒者役被仰出、御十代利保公御近習與儒者、御十二代利聲公、文久二壬戌

年八月廣徳館學頭被申付、同三癸亥年四月文學師範被申付、

〔參考〕

〔日本教育史資料〕

二十四

富山縣

光格天皇文化元年





三月 朔乙酉

富山藩、家屋土藏賣買の登記税を徴す、

〔前田氏家乗〕

三月家屋土藏賣券ヲ記帳シ、其ノ手数料ヲ二十銅ト定メラル、

七月 朔壬午

富山市街、民家の軒下に井戸を新鑿し、龍吐水を設けて火災に備へしむ、

〔前田氏家乗〕

七月富山市街民家ノ軒下ニ、井戸三十ヶ所ヲ新鑿シ、龍吐水三

挺ヲ設ケ、理髮職ノ者ヲ雇ヒ水手タラシム、

是秋、米穀登らす、

〔前田氏家乗〕

此秋米穀上ラス、百姓困苦、爲メニ窮民へ、米百二十石ヲ救恤セ

ラル、

文化三年丙寅

紀元二千四百六十六年

七月 朔丙午

高岡の時鐘成る、

〔高府安政録〕

金澤侯、封内越中高岡本名關野、自瑞龍公老後營免、遂焉改今名、其民屋數千、實爲

封内一大郡、先是天明二年春、其宰寺島某以其未有報時鐘、欲作之以惠民時、請之於公府、既獲聽允、未果會免職、其事寢、文化元年、其孫寺島兢復來、宰高岡、以祖志之所在、因與其同官荒木直哉、相共謀之、以其地金匠街民、及木街民、舊有蒙恩、賜宅地之故、咨以其銘鑄建造之事、二民喜奉其旨、廼僉自乞爲之、官乃爲貸費資、不日而就、既而其鐘生聲而聲嘶矣、坂下街民有下綿賈號鍋屋者、本出自金匠街之族、心愠其工敗、奮任其事、自請解署、更設治場于梅山、又募民戶錢、既復督鑄再之、而竟成、其質純完、聲又洪亮、官吏歡欣、民庶拊躍、蓋凡用銅五千六百二十五斤、工千一百八十人、十一日畢、云、鐘口徑三尺七寸、唇厚六寸、高五尺四寸、併鈕高六尺五寸、重三千七百五十斤、於是其總閱正富田宏、寺崎一貫、以其素爲余門人、馳書京師、乞予爲之銘、銘曰

良宰考思、善繼祖規、賢僚輔贊、致彼嘉資、

金木竭力、鑄建是攻、其功既就、惠同天施、

一都衆庶、獲莫失時、茲勒厥績、徵之萬祀、

文化三年丙寅七月既望

平安 皆川愿撰並書

〔高岡市沿革志〕

七月報時鐘製造既ニ成リ、乃チ町會所構内ニ据テ、

是歲、眞宗西派に宗論あり、越中の信徒騷擾す、

〔越中史略〕 三年眞宗西派に宗論あり、古國府勝興寺、江戸評定所へ發向す、越中の信徒大に驚き、金澤の同派末寺へ推寄せ騷擾を極む、十村等説諭して之を鎮定す、

文化四年丁卯

紀元二千四百六十七年

六月 朔 壬申

加賀藩、領内沿岸の地に外船を發見せは、速かに上申すへきを命す、

〔杉木御觸留帳〕

今度、松前沖等江異國船致漂流候に付、右浦々手當之儀、於江戸表被仰渡候依て御領國之浦々等にて、右様之船見請候歟、或は諸浦賣船等、右一件に付、及承候儀於有之は、早速其段御達可申、其外心付之趣も有之候は、御達可申旨等、御用番左京殿より被仰渡候條、浦方等に申談、右様之趣有之候者、早速可申聞候、尤此義不押立様御扶持人中相心得、隱密に夫々可申談候事、

卯六月

改作奉行

〔参考〕

〔憲令要略〕

國々の廻船漁船海上にをゐて、異國之船に相親み候儀は、前々より御法度之事に候、今般浦々にをゐて、異國船乗寄次第可打拂旨、改而被仰出候間、船方漁民等彌嚴重に相守、船々乗筋等可成たけ異船に出會さる様心懸可申候、若異國人に親み候儀を隱置、後而於相顯は、可被處嚴科、有體訴出候は、一旦同意之ものにて、御褒美可被下候間、不相包可申出者也、

文政八年二月 日

奉行

文化五年戊辰

紀元二千四百六十八年

六月 朔 丙寅

神通川出水す、稻田損害多し、

〔前田氏家乘〕

六月、御領地河流暴漲、田畑若干ヲ害ス、幕府其ノ領此困苦ノ情ヲ聞知セラレ、十月二日大手組火ノ番ヲ免ス、

十二月 朔 壬辰

二十四日、<sup>乙</sup>露人蝦夷を窺ふ、是日、幕府、富山藩に命し兵を備へて命を待たしむ、

〔前田氏家乘〕

十二月魯西亞人、蝦夷地ヲ侵ス、幕府俄ニ命ヲ下シ曰ク、蝦夷地

常備ノ兵ハ南部大膳大夫津輕越中守アリト雖トモ臨時師旅ヲ要スルアラハ、松前奉行ノ報ズベキナリ、時速カニ兵ヲ出スベシ、陸地遠隔ナレハ渡航スベシ、佐竹右京太夫モ共ニ出兵スベシト、即日小性組小島六左衛門急ヲ告テ江戸ヲ發シ、二十五日富山ニ到ル、老臣富田直好旨ヲ承ケ、常備ノ御馬廻組本年當直寺西新藏アリト雖トモ、江戸在勤ナルヲ以テ、西尾勘兵衛之ニ代リ、部卒ヲ整ヒ報ヲ待ツ、

〔諸藝雜志〕 一 文化五辰年十二月廿四日御在府、十二月廿四日夜、早追ニ而小島六左衛門江戸表より到着、今度蝦夷地、臨時御人數出張之義被爲蒙仰候段、一統被仰渡、急速御人數出張用意、御馬廻頭西尾勘兵衛、物頭物奉行諸士等末々迄被仰渡、且年々の事故、組頭蟬江主膳義も同様追而被仰渡、仍而兩組代々出張、御手配に相成來候處、文政四年十二月八日、臨時御人數以來御手當に不及、御用意旨被爲蒙仰候事、

〔蝦夷地臨時出張調理〕 一 文化五己辰稔御在府、同十二月十八日、蝦夷地、臨時御人數出張御支度被蒙仰、同日南部大膳太夫様、津輕越中守様東西蝦夷地一圓警固被渡仰、佐竹右京太夫様、臨時人數出張、此方様御同様御支度被渡仰、依て

御小性組御使役、小島六左衛門早追御使にて、同二十五日、富山表江到着に付、即日御馬廻組頭、西尾勘兵衛兩御馬廻組者、常に代り、出張之御作法にて、當辰出先御馬廻り、寺西新藏組順番之處、新藏江戸詰に付、西尾勘兵衛へ出張用意被仰付、御先手足輕頭二騎、諸士役人組五騎、寺西組十八騎、西尾組十八騎等、手廻組十六騎、異風組二騎、已下末々迄出張用意被仰渡、御用番富田筑後殿、二之御丸に於て、頭に被仰渡、平組之分者、其頭々の宅にて申渡有之、然るに己の春正月九日、蟹江主膳、御馬廻組頭被仰出、寺西新藏組御預け、蝦夷地出張内用意罷在候様にと有之、組の儀は出張方何之被仰渡、無之處、同二十九日、西尾組蟹江組一統に出張用意被仰渡、兩組相分、辰十二月二十五日、兩御馬廻組御手廻蟹江組手合、組等、入交り被仰付、置候、面々相分り、蟹江組手合、御醫者以上諸役者、被仰渡候得共、與外以下は何之御沙汰、無之、當己之年、西尾組出先、順番故蟹江組の内用意被仰付、置候、諸士等、慣り西尾組意之、譯も相立不申、依て人々相成り申事、可者被仰渡、前後差別且本用意、内用意之、譯も相立不申、依て人々頭主、勝正、存寄申、述候、尤之儀と有之、候得共、急に譯相立不申、強て人々申述有之、依て御用懸近藤甲斐殿へ、頭より申、達有之、候得者、相預り追て可被仰渡、旨に、彼不申、然と有之、候處、出、西尾組者一備全く相整、日夜松前よりの御下知を相待つ而已、前松前御奉行荒尾但馬守機、河尻肥後守機、村垣淡路守機、代る、松之、併し臨時出張と有之に付、急寛之模様一向に相知れ不申、初急寛之儀、江戸宮山共に相分り不申、

且卯之年會津嶽人數正月十日御人數相向出立有儀杯承り彌候子不分明に相  
 開へ候後異變人數子より御人數相向候事之儀也且八十八夜頃より二百  
 十に者頃迄御人數相向出張候事出者相向候節は陸地を平行し將又蝦夷地  
 は富山表より山川海陸險難を隔て孫子に曰死重絶之相圖烟を以て或押は早舟等  
 至極之難地なり尤松前迄は二百二十里餘有之急變之相圖烟を以て或押は早舟等  
 御の御事種々有之御同勤佐竹様へ御示談にて彼方様より儀に通御御聞濟且御  
 固場所不分明成と雖も先づは箱館龜田久奈尻之内と申事も有之御様子也御  
 數松前へ着岸之上御固場所松前御奉行より御下知可有之箱館龜田久奈尻へ  
 計り可有之箱館龜田久奈尻より計り隔三里之渡にて島なり公儀御人數南部様御人  
 二計り可有之箱館龜田久奈尻より計り隔三里之渡にて島なり公儀御人數南部様御人  
 在勤々然共蝦夷地靜謐にて出張相向不申冬季に茂相成申候に付今年限りに  
 茂可有之哉之旨被遊御伺候處今年に限り候儀には無之年々定式之儀と被遊  
 御心得候様被仰渡候依て御家中之面々操々用意可被仰付候間兼て被仰出置  
 候通り武備専用相心得無差支御用相勤候様可心懸段被仰出依て同十二月二  
 十六日來庚午年蝦夷地御用懸り富田筑後殿被仰出同二十八日庚午出先順番  
 蟹江主膳組一統改て蝦夷地臨時出張之義被仰渡候に付陣場方小荷駄方早春  
 より二之御丸にて役所相建調理方有之御人數帳御渡之儀伺候處追て可被成  
 御渡候得共是迄之趣を以而先づ取調理可申旨依而御人數帳相調理則ち左に

記す又次に一手別手之組分をも書歟蟹江組一手之御人數御軍役登歩之高に  
 名無之跡明き城番手等者格別可及戰争に至りて者四歩半役程の御人數高  
 御久奈尻江泥府四ヶ所内而人數六百人余は少の増減有之様子なり今度  
 御固場所箱館龜田久奈尻之内と申事もあれば何れ登ヶ所へ相向候様に聞へ  
 候得共蝦夷起部家之手輕重に依りて者臨機應變難斗儀可成左れば登手と見  
 數高を以て南部家之手輕重に依りて者臨機應變難斗儀可成左れば登手と見  
 へは三ヶ所江相分り御固めに相成登番手久奈尻より別手にして繰出し可申と  
 箱館龜田久奈尻の内可申宛如何れ登ヶ所を宛又殊により御旗本御出馬と申事  
 可箱館龜田久奈尻の内可申宛如何れ登ヶ所を宛又殊により御旗本御出馬と申事  
 手な以て右調理なす而已猶御人數帳御渡有之節實用可爲明白者也

〔蝦夷風土記〕

序文從四位行侍從

兼淡路守菅原利幹公御代文化五年

戊辰十二月魯西亞人蝦夷ニ來リ事ヲ以テ松前侯ニ迫マリシ時幕府ヨリ師旅  
 ヲ御指出ノ義被爲蒙仰候然ルニ古語ニ云ヘルカ如ク敵國ノ地利人情言語風  
 俗ヲ知ラスシテ戰ヘハ則其勝利ヲ得ルヲ難シトアレハ蝦夷ノ地利等ヲ知ル  
 者ヲ探索セラルト雖トモ夷事ニ通達スル者ナシ然レモ富山ニハ二百年來  
 毎歲松前函館江差等へ嚮藥行商ノモノアレモ制外ノ奥地ニ到ラサレハ地利  
 案内ヲ爲サシムヘカラス之ニ依テ蝦夷ノ事ヲ記セル松浦弘ノ集録スル蝦夷  
 日記又酒井忠昌侯ノ藏書蝦夷誌或ハ松前拾實集ノ如キ書アレモ幸ニ賣藥行

商三好何某ナル者能ク事理ニ達シ、且ツ擊劍ニ名アリ、此者江差ニ在テ、府君蝦夷へ御師旅御指出ノ一ヲ聞キ、直チニ私檄ヲ以テ此蝦夷風土記ヲ送り、其際江差ニ居住ノ橋何某ハ、蝦夷ノ地利人情言語等ニ委シク、前年暴風ノ爲ニ魯國ニ着船シ居ル一一年計、其後暫ク對州ニ寓シ、歸リ魯國ニ到ル一ヲ秘シテ言ハス、故ニ其咎ナシ、三好此者ト懇切ナルヲ以テ、撰用アルヘキヤノ旨ヲ伺フ、依テ何レモ渡リニ舟ヲ得タルノ思ヲ爲シ、甚之ヲ感悅セリ、倍此ノ蝦夷風土記ヲ著述セシ、德内常矩、天明六丙午年夏、公命ニ依テ自カラ蝦夷ノ島々ニ往行シ、彼ノ地利、人情、言語、風俗ヲ知り、以テ筆記セシモノナレハ、最モ之ヲ善トス、常矩初メ蝦夷ニ行キシ時、彼ノ地利ヲ知ラサレハ、闇地ヲ辿段スルカ如ク、又其言語モ通セサレハ、彼ノ土人フクウエント云ヘル者ハ、日本詞ヲモ少シク知レル若カキ男ヲ僕ト爲シ、所々連行シ、地利夷語ヲ聞知セリ、德内モ亦之ニ報スルニ、本邦ノ片假名イロハヲ教シカハ、彼モ亦之ヲ學ヒ、大ニ悅ヒ、常矩ヲ父兄ノ如ク尊敬シ、且ツ皇國ヲ稱美シ、其身夷狄ナルヲ卑下セシカハ、德内之ヲ不便茲ニハニ思ヒ、胸中ニ堪兼涙ヲ催フシケル、其後松前ニ歸リ姑ラク滯留セシニ、夷人ニ國字ヲ教シ一自カラ、松前侯ノ聽ニ達シケレ、夷人ニ物ヲ教ユル一國禁ナリトテ、大ニ踈

憎セラレシトナリ、德内私カニ人ニ謂ヒ曰ク、奥蝦夷へ魯人來テ撫育教導セリ、彼レ大國ナレハ若シ寇セハ、大海ヲ手ニテ防クカ如ナラン、本邦ヨリ早ク蝦夷人ヲ教ヘサルヲ愁フト云シカ、果シテ天明六年ヨリ二十三年ノ後、文化五年ニ至テ、魯人來リ此害アリ、此故ニ夷狄ノ地利等ヲ能ク知ル者ハ、自カラ國禁ヲ犯スノ罪アルニ似タレハ、之ヲ知ル者ナキハ必然ノ理ナリ、  
一今度蝦夷へ出張シ、縱令軍糧兵器ヲ費シ、其勝負ノ見認ナシト雖、臨事ノ謀アリ、且ツ幕命貴重ナレハ、松前官司ノ報ニ依テ、彌師旅ヲ蝦夷ニ御差出ト修メ、以テ之ヲ待タレシカ、蝦夷幾クモ無ク事平キシ故ニ、出兵ニ及ハス旨幕命アリ、之ニ依テ嚮ニ三好ヨリ伺ノ報モ、連日速カニ江差ニ贈達シ、橋氏モ承諾ノ由ナルカ、出兵ニ及ハスト之アルニ就キ、三好ヲ以テ橋何某ニ謝金ヲ餽ラレケル、蝦夷地へ御人數御差出シノ御備立等ノ一ハ別記アリ、爰ニハ唯其夷事ニ委シキ人ト、其要用ノ書ヲ早ク得玉ヒシ御手配ノ駿速ナルハ、府君常ニ文武御引有之故ニ、市人ト雖トモ武備ノ志アル者多シト云、

〔諸藝雜志〕

五

兩宿等大小船員數

文化五年、蝦夷地臨時御人數出張、御支度被蒙仰候節之調理、

一 貳 艘	覺	渡海船	貳百石積
一 貳 艘		同	百五十石積
一 壹 艘		同	百三十石積
一 壹 艘		同	四百五十石積
一 貳拾貳艘		同	七拾石積
一 貳 艘		漁船筒舟	四拾石積
一 三拾艘		西岩瀬	
一 貳 艘		渡海船	百貳拾石積
一 壹 艘		同	九拾石積
一 拾參艘		同	七拾石積
一 三拾三艘		漁船天道舟	貳拾五石積
一 拾六艘		右同筒舟	四拾石積
一 貳 艘		右同小筒舟	三拾石積

六拾七艘

四方

一五艘

漁船天道舟 貳拾五石積

一五艘

右同筒舟 四拾石積

一五艘

右同小筒舟 三拾石積

一拾五艘

練合村

一壹艘

漁船小筒舟 三拾石積

四口合

打出村

百拾三艘

四拾四艘

渡海船

內 貳拾三艘

漁船筒舟

三拾八艘

右同天道船

八艘

右同小筒船

右西岩瀬、四瀉、打出村、練合村、船數相調理書上申候、以上、

十月廿五日

湯原兵衛

右之通御領分小船而已にて、御人數乗船には、七百石より五百石積迄之調理に御座候、仍而御用船請負之詮議有之、則舟腹四百石より千石迄也、又高田御陣之節、御郡方より人馬指出たる員數を、高安豊助より書上之内に有て此に記す、天和元年六月廿八日、自江戸御飛脚到來仕候、越後高田之御城、御請取之筈被爲御遣、七万石の御軍役に而御向被爲遊候山、依之六月晦日より御郡人馬の御改有り、御郡中山里共に、村肝煎共富山へ相詰、高に三ヶ一、馬に三ヶ一、人數高に三ヶ一、御割符に相極申候、人高千六百人、馬百五拾匹、但し馬壹匹之代、人三人に相成申候、口引共四人に成る、人馬共に貳千人圍りに而御座候處に、重而増人六百人被仰渡、十村六組、壹組へ百人宛割符仕候、此時頭振りて人數懸り申候に付、百姓頭振り共に人馬御城惣曲輪場に而、寸尺をあて御改被成候、男は五尺五寸馬は四尺三寸より上、御帳に付申候、野積谷も同事に而御座候、十村は持高人馬共に御捨免被遊候、村肝煎は持高之内四拾五石御用捨に而御座候、寄馬之儀は、直に御厩へ入、飼料は御藏より相渡り、猿屋半三郎、大正持屋治太夫、猿屋理右衛門、此の三人に而炊申候、尤薪は御薪所より請申候とある、

〔蝦夷臨時事件〕

二越中史料  
二所収

一文化六巳年正月六日、西尾勘兵衛より、御寄合所へ左の通り届、今般蝦夷地へ臨時御人數の義仰せを蒙らせられ候に付、私儀御人數に罷出候様、仰出され奉畏候、右に付御人數押出し候節は、嫡子千代吉義、當年十六才に罷成候に付、同陣に召連れ申候、此段御届申上候、  
一同九日、今般蝦夷地へ御用掛り、近藤甲斐殿へ仰付られ候に付、右御用の儀は、甲斐殿へ相伺可申旨、御用番より被仰渡候に付、此度右御用向手當支配へ仰付置候面々、明日一統呼出可申候事、  
一同十四日、御寄合所へ御用有之罷出候所、左の通り仰渡さる、今般蝦夷地御人數差遣され候に付、手當いたし候面々、此節金銀融通いたさず、に付、何れも難澁の旨、之れに依て格別の御詮議を以て、金子五兩宛、拜借仰付られ候段、仰渡され候に付、組の山十七人呼出し申渡候所、難有仕合に奉存候旨、御受申聞、尤も深更に及び候に付、明日御届に及び候事、  
一同二十九日、左の通り、蝦夷地出張用意手當仕るべき旨、仰せ渡され候に付、夫れく呼出し申渡候、



篠原八十兵衛 窪田藤右衛門 小柴權之丞 加藤主馬 飯田直太郎  
五人

紙面にて申渡面々左の通り、

右川源左衛門 加藤仙右衛門 嬌子傳兵衛

一同年五月二十九日、近藤甲斐殿より、西尾勘兵衛への書狀左の通り、

森澤善太夫 吉田傳彌

右の面々明晦日、御借用の船見分として、東岩瀬へ罷越し候様申渡すべく候、

小野平兵衛 青山左助

右面々の内、一人申談し、右見分として罷越候様申渡さるべく候、

一同晦日、森澤善太夫、吉田傳彌、小野平兵衛、今日東岩瀬へ御借用船見分として  
罷越し、今夜四ツ時罷歸り、拙宅へ罷出逢對に及び承届、

一同四年巳十二月十八日、淺野大學より頭中へ左の通り、

一昨夜江戸より、上々急飛脚到着、松前蝦夷地一圓、此度松前志摩守様へ返下され候に付、彼地臨時の御人數已來御手當御用意に及ばざる旨、去る八日、御用番  
青山下野守様より、御書付を以て仰渡され候段申來候、此段各々其意を得られ、

組支配中へ申觸らさるべく候、尤組支配の内へも、申觸候様相達せらるべく候、  
於蝦夷地、御馬廻組座備手先二十五人 五人毎に一人長門を添ふ其名書左の  
通り

(黒田元右衛門) 石原喜三治 杉本常藏 京田金治 沖伊兵衛 市間宗七

(林源左衛門) 近藤佐内 井口彌助 熊本傳之丞 谷定八 森田和左衛門

(村田半平) 吉澤清五郎 清水喜右衛門 渡邊伊左衛門 玉川市之進 有

澤平三郎

(福島忠左衛門) 吉川甚七 谷島久次郎 田中清助 松岡儀左衛門 岸兵藏

(原田勘右衛門) 風間宗八 川上定次郎 高木半右衛門 高島傳藏 山本

吉左衛門

(布村丈右衛門) 龜田傳七 福原佐助 村尾傳右衛門 福島真右衛門 村

田宗左衛門

第二列は左の通り

(松尾好助) 松本森右衛門 島銀左衛門 津幡清左衛門 濱田彌左衛門

森井平藏

(松山藏四良)荒川伴六 清水五左衛門 守川文太夫 牧野清四郎 佐久

間源六

(野崎十兵衛)高島曾左衛門 谷村源兵衛 石田順左衛門 湯口六左衛門

吉崎久左衛門

(栗島彙藏)堺清藏 平野源藏 野崎半左衛門 島倉兵五郎 山田勘治

以上五十五人の後ろに警固與外組三人を置く

谷七兵衛 田邊直衛 河上源六

其背後に、弓鐵砲足輕頭奈井宗吾 堀江權馬の兩人、左右に分れて足輕隊を指揮す、兩人共小馬印を立ち、其傍らに弓手代り足輕、及鐵砲手代り足輕を隨ふ、以上足輕隊の後ろには、長柄隊あり、左右十五人宛都合三十人、之れに小頭一兩人奉行一人宛付添ふ、

(左隊) 長柄奉行高瀬潤太夫 小頭伊林喜三治 小頭大塚嘉助

(右隊) 長柄奉行小野平次兵衛 小頭松爲十次郎

長柄隊の背後には、馬廻諸十三列二十五人づつ、左右に都合五十人

(左) 進藤右源太 磯野内藏之助 森新兵衛 千秋治太夫 吉田宇次郎

渡邊斧三郎 西田覺左衛門 磯野新五郎 永井虎之助 進藤左仲

磯野次郎左衛門 堀富藏 大房久太夫 大竹喜内 細野雅樂之助

不破覺右衛門 林内藏之丞 松岡三治 淺野甚五郎 淺野五効

成田辰四郎 長島彌三兵衛 増山音馬 石谷與三衛門 池右雲八

(右)

有岡要人 渡邊源太兵衛 江目彌右衛門 宮口守馬 松田十太夫

林彌水澤衛門 古市志摩之助 小野陸之允 新山貢 細野彌三太

林八郎右衛門 大石數馬 宮口左近六 渡邊權五郎 大窪兵左衛

門 橋本織人 平尾悠藏 杏三左衛門 永田才摩 永田覺兵衛

鍋木權九郎 奥村兵太夫 吉田助九郎 渡邊安之進 今村右平

此の馬廻組の中央には、郡奉行淺野久左衛門、馬裁許相坂吉兵衛を隨へして控へ、左右兩隊へ番頭三人を置く

(番頭) 加藤左仲 森澤善太夫 河上磯治

以上の後陣に

總大將馬廻組頭 西尾勘兵衛

傍らには、手筒持左右兩人 持鍵左右兩人 徒士左右三人宛六人 小性六人

は其背ろに附添ひ、勘兵衛の嫡子西尾千代吉 使役中村隼見は其左に、勘兵衛の給人宮崎磯右衛門は其右に付添ふ猶又勘兵衛の前には

(左) 御目付吉田七郎太夫 使役佐々伊左衛門

(中) 太鼓田中權之助、織田彌三左衛門 螺澤井磯七、澤井榮藏 鉦中村安兵衛、伊藤一平

衛、伊藤一平

(右) 御目付山本五兵衛 使役役々左盛

又勘兵衛の後ろには、五旛の旗を押流し、杉村五左衛門差控へ、役旗警固岡本太兵衛、最上傳兵衛 旗持小頭清水理助 杉山小左衛門最後は小荷駄にて、小荷駄裁許は吉田傳彌 小荷駄方は飯島久作 桑山央助 加藤彌三太夫なり、普請作事方は、皆此小荷駄に付随ひ、醫者淺井道壽 弘中目省 山本養琢も付随ふ、又勘兵衛の後ろ左右に乗馬十五頭宛、五十頭を繋ぎ、乘馬裁許付添ふ、又大筒十五挺は時の應變相備へ候、

〔参考〕

〔前田氏家乗〕

六年十二月ニ至リ、松前奉行ノ報知ヲ得ス、江戸聞番役ヲシテ、蝦夷地ノ豫備兵ハ、今年ヲ限ルヤ否ヲ、御用番松平伊豆守ニ問ハシメシニ、曰ク

然ラズト、依テ猶又彼の地理渡海船舶等ノ調査ヲ密ニス、澁谷猪右衛門專ラ其事ニ與レリ、

〔前田氏家乗〕

七年正月九日、蟬江主膳馬廻組頭ヲ命ゼラレ、更ニ蝦夷出兵ヲ命シ、永井宗吾、野村與市、佐脇數馬各足輕ヲ率ヒテ之レニ組ス、家老富田筑後、若年寄赤尾權藏、軍師安達周藏出帥ノ事務ヲ擔任セシメラル、

文政四年十二月七日、松前蝦夷地一圓、此ノ度松前志摩守ニ下賜セララル、今後臨機出兵ヲ要セストノ旨ヲ、御用番青山下野守ヨリ下達セララル、

是歲、加賀藩主、新川郡小川温泉を泊町の伊東祐壽に賜ふ、

〔小川温泉誌〕

小川温泉は、越中國下新川郡山崎村字温田なる、薬師山の山腹に湧出づる、當國屈指の靈泉なり、其始めて世に知られしは、(今明治三十七年)を距ること二百八十八年前、後水尾天皇の御宇、元和三年のことなりとぞ、(中)山崎村字羽入の農民、青島武左衛門なるもの、(略)温田へと赴きたるに、果して靈泉の湧出づるを認めたり、左れども思ふ山ありて、餘人には告げ知らせざりしに、聽て其後十年を隔つる寛永三年九月、山崎村吉祥院の秀惠上人が、(略)中精舎を仕構へて安置し奉り、(略)薬師奉仕供養怠りなければ、是より靈泉の聞え世に

隠れなく、略中其後嘉永年間に至りて、又もや其邊りに、新たなる泉脈を發見したれば、前なるを舊湯、後なるを新湯と名けたり、斯くて文化五年のころ、加賀國金澤城修築の砌、泊町の莊官伊東彦四郎祐壽なる者、藩主前田侯の命を受けて、用材伐採の任に當り、藥師山の山嶺なる黒部山の森林に分け入りて、良材を擇出したる功に依りて、小川温泉をば彦四郎に賜はりたれば、子孫相繼で、今に至るまで温泉の持主たり、

文化七年庚午

紀元二千四百七十年

正月丙辰朔

九日、甲子前加賀藩主前田治脩薨す、

〔前田金澤家譜〕

明和八年八月十八日、治脩初て封に就く、是の日、治脩諸老臣を

召し曰、中將公の壯にして致仕する、余れの辭す可らずして封を紹く、讓受共に己むを得ざるに成るは、則卿等固より知る所なり、然り公の余れを愛するに至る所なく、日に余れを膝下に置き、教誡を賜ふ父母の如し、余れ唯侍養の道盡さるあるを恐る、故に大將軍休暇を賜ふの後、猶ほ府下に留り、日一日定省を得るを以て樂となし、左右を離るゝに忍ひず、而して公諭すに、宜しく速に封に

就き、邦内を撫綏すべきを以てすれば、則亦命を奉し、敢て以て途に就かざるを得ず、然れとも離別の際、公戀々の意、感傷懷に忘るゝ能はず、今之を以て卿等に語るものは、特に卿等をして、復た是の際に憂ひなからしむる爲のみ、但し余れ幼より群を離れ、幽里に生長す、而して一旦群臣百姓の上に立ち、政令を施し、大國を治る、自ら其任に堪る能はざるを知る、尙はくは卿等心を協はせ、以て輔弼の道を盡し、吾をして罪を祖宗に獲せしむる勿れと、安永元年二月廿四日、越中千保川洪水五百餘家を流す、治脩災を被る者に賑貸す、十二月十八日、治脩左近衛權中將に轉す、二年三月、天皇痘を病み玉ふ、治脩、岩田盛裕を京師に遣り安を問ひ物を獻せしむ、五月、治脩法會を天徳院に行ひ、松雲院五十年忌辰を薦む、八日より九日に至る、十一月十六日、飛州土寇蜂起す、幕府富山に命し兵を出さしむ、治脩報を聞き兵を調し、應援に備ふ、既にして事平らく、七年九月十三日、重教の側室金井氏、男教千代を舉ぐ、略中十二月十八日、治脩、教千代を養ふて子となし、立て世子となす、八年正月廿五日、大將軍、井上河内守をして來り、去年我が世子を立つるを賀し物を致さしむ、略中七月十三日、治脩藩臣子弟の風俗を傷ふる者數人を劔す、十月廿九日、天皇崩し玉ふ、治脩大屋一定を京師に遣り、賻を

獻せしむ、九年十二月四日、天皇即位の禮を行ひ玉ふ、天明元年二月治脩成瀬當昆を京師に遣り、去年の大禮を賀し物を獻せしむ、是の月治脩國用給らざるを以て、自ら用度三分の二を減す、三年三月治脩奢侈を禁す、略○中十二月十五日、治脩、重教の女を養ふて子となし、駿河守松平容詮に嫁す、五年、治脩、重教に請ふて政を聽かしむ、略○中八年正月晦日、京師火あり、皇居延焼す、三月六日、治脩、江戸に如く、廿八日、大將軍、老中、牧野備後守をして來り、治脩を勞はしむ、三月、大將軍、皇居を作る、我れ及び諸侯伯に課し役を助けしむ、寛政元年二月十六日、治脩、群臣を召し散樂を觀せしむ、四月廿九日、巡見使來る、十月四日、治脩、世子齊敬の爲めに、幣を紀伊に納れ婚を約す、中納言重而して未だ來歸に及はずして、齊敬世を去る、女も亦其明年病み卒す、十二月、治脩、令を出し、士民の怠惰を戒め、大ひに奢侈を禁す、是の歲、橋爪門の櫓樓を作る、二年正月五日、治脩、痘を患ふ、十六日、治脩、痘癒ゆ、十七日、大將軍、水野壹岐守をして來り、酒魚を致し、治脩の病起を慶せしむ、三月、奥村隆振を赦し、金澤に召し還へす、六月二日、皇子降誕し玉ふ、七月三日、治脩、所司に命し、孝弟力田のものを求めしむ、七日、治脩、國尹を京師に遣り、皇子の降誕を賀し物を獻せしむ、九月、皇宮成る、十一月、朔、世子勝丸と改稱す、是の

日、又、犬千代丸と改む、二日、犬千代丸を更め、又、左衛門と稱し、名を利博と命す、十五日、利博、初めて大將軍に謁す、廿二日、帝新宮に徙り玉ふ、治脩、前田孝始を京師に遣り、賀を奉し物を獻せしむ、是歲、治脩、群臣の讒會を禁す、三年二月十一日、世子利博、大將軍の朝堂に元服し、正四位下に叙し、左近權少將に任し、佐渡守を兼ね、大將軍親しく利博に杯し、寶刀一口を賜ふ、利博も亦寶刀及び物を獻す、是の日、利博、大將軍の偏諱を受け、名を齊敬と更む、廿七日、治脩、大豆田村に放鷹す、七月、治脩、新井白蛾を聘し、儒官となす、九月、治脩、新に學校を作る、四年閏二月、學校落成す、是に於て名を命し、文を明倫堂と曰ひ、武を經武館と曰ふ、新井白蛾を以て學頭となし、教官數十員を置く、乃ち令を布き曰、余れ先君の志を繼ぎ、學校を創立し、以て教養の道を開く、汝臣民勉強以て事に従ひ、明倫經武の名に負くなく、以て先君の志に副ふあれと、三月二日、治脩、明倫堂に臨し、新井白蛾をして、孝經を講せしむ、十月七日、治脩、大島維直を祿し、儒官となす、十二月十五日、治脩、參議に拜せられ、中將故の如し、治脩、前田孝亮を京師に遣り、恩を謝し物を獻せしむ、五年正月、赦す、五月七日、治脩、學校に臨す、十七日、廿九日、復た臨す、六年三月、朔、皇后入内、治脩、江守、值房を京師に遣り、賀を奉り物を獻せしむ、

四月治脩法會を天徳院に行ひ、陽廣院一百五十年忌辰を薦む、三日より四日に至る、六月十二日法會を寶圓寺に行ひ、護國院五十年忌辰を薦む、十二月十九日、治脩、重教の第三女を養ふて子となし、高松の世子松平頼儀に嫁す、寛政七年六月、世子齊敬疾に罹る、大將軍、土井大炊頭をして來り齊敬の疾を問はしむ、廿七日、世子齊敬歿す、諡して觀樹院と曰ふ、七月四日、大將軍、有馬左兵衛佐をして來り觀樹院の賻を致さしむ、八月廿二日、觀樹院の柩江戸より至る、廿五日、觀樹院を天徳院の地に葬る、秋加越二州水あり、略○中同時仁助なる者あり、礪波郡中田邑の人なり、姉瑳瑣と母に事へ至性あり、母癱疾を患る七年、仁助、瑳瑣と日夜側に侍し、供給代哺す、仁助家貧し農暇脚夫を以て生を營む、母疾に罹るより、備作郷を離れず、亦瑳瑣と友睦至篤、晨夕祠堂を拜する生に事る如く、鄰里其孝友に服す、仁助及び瑳瑣に錢若干を賜ふ、略○中八年十一月十四日、治脩、重教の子龜万千を立て世子となす、略○中九年七月四日、治脩學校に臨す、八月六日復た學校に臨す、十四日治脩經武館に臨し、擊劍を觀る、十六日治脩學校に臨す、十九日治脩經武館に臨し、調馬を觀る、廿二日復た學校に臨す、廿四日治脩大野川に如き、歩兵の浮没を習ふを觀る、九月七日治脩學校に臨す、十三日治脩經武館に臨し、調

馬を觀る、廿六日治脩經武館に臨す、廿九日復た臨す、十月三日治脩學校に臨す、十年二月治脩大法會を寶圓寺に行ひ、高徳院二百年忌辰を薦む、二日より三日に至る、是の月赦す、十一年四月廿八日治脩の夫人前田氏來歸す、支藩遠江守利道の第二女十月四日治脩災に罹る者を賑する各差あり、十八日治脩經武館に臨す、廿九日復た臨す、十一月十八日、治脩經武館に臨す、略○中十二年正月廿二日、皇子降誕し玉ふ、三月朔、治脩、吉田茂育を京師に遣り賀を奉し物を獻せしむ、秋熟せず、治脩大ひに貧民に賑貸し、貢賦を減する差あり、是の歲治脩小臣に賑貸する各差あり、享和元年七月治脩疾あり、十八日、大將軍、水野左近將監をして來り治脩の疾を問はしむ、八月三日治脩法會を光岸寺に行ひ、故の西條侯の一百年忌辰を薦む、十二月治脩群臣に賑貸す、二年二月、治脩法會を寶圓寺に行ひ、謙徳院五十年忌辰を薦む、十一月より十二日に至る、廿五日遠祖天滿宮九百年忌辰、治脩、前田孝弟を北野社に遣り太刀を奉せしむ、是の月治脩大ひに封内に賑貸す、三月二日治脩疾を以て致仕し、封を世子に傳んと大將軍に請ふ、九日大將軍、治脩の請を許す、十一日治脩肥前守と更め稱す、十月廿五日治脩江戸より至り金谷殿に居る、文化六年六月、治脩疾に罹る、七年正月七日治脩歿す、享年六十有六、諡して

大梁院と曰ふ、廿一日大將軍、豊前守本多正意をして賻を致さしむ、二月五日大梁院を野田山先塋の次に葬る、治脩人となり、淳謹安和、寡欲にして寛恕、尤も孝悌に篤く、感化風を成し仁愛物に決す、又學校を興し、衆藝の徒を集めて、大ひに教養の門を開く、在位三十餘年、終始儉素を躬にす、其日録數十卷悉く書簡の古封紙を用ゆ、守成の道に於て殆んど祖先に愧るなしと云、

三月<sup>乙卯</sup>

富山藩、藩祖利次を富山山王町神明社に配祀す、後改めて柳町天満宮に合祀す、

〔前田氏家乗〕

三月、御先祖利次公ノ靈ヲ追尊シテ、冥護ノ神トナサン事ヲ、神祇官ニ請願セラル、神祇官公文所ヨリ、即チ國王社號ヲ許可セラレ、富山山王町神明社内ニ祀ラル、後チ柳町天満宮ニ祀ラル、今縣社ニ列セラル、於保多神社之レナリ、又東田地方ニ八幡神社ヲ創立シ、富山城鬼門除ケノ爲ニセラルト云、

四月<sup>甲申</sup>

十七日、<sup>庚子</sup>礪波郡城端火あり、

〔東礪波郡城端町役場調査〕

文化七年四月十七日、城端町字今町ヨリ出火シ、

全町ノ七八分ヲ烏有ニ歸シタルハ確實ナリト雖モ、其焼失戸數及狀況ハ知ルニ由ナシ、

是歲、富山藩、領内の戸籍を幕府に報す、

〔諸藝雜志〕<sup>五</sup>

文化七年、從公義人別御改に付、御書上之寫左に記す、

越 中 國

人別 四萬八千百六拾人

婦負郡

但し當六月人數當歲以上

内 貳萬五千貳百六拾三人

男

内 貳萬貳千八百九拾七人

女

越 中 國

人別 三萬九千百九拾貳人

新川郡

但し當六月人數當歲以上

内 壹萬九千九百七拾壹人

男

内 壹萬九千貳百貳拾壹人

女

合八萬七千三百五拾貳人

以上

御家中上下人數

一六千八百三拾七人

內 三千四百七拾四人

一貳萬七千三百八拾八人

內 壹萬三千八百七拾九人

壹萬三千五百九人

一五萬三千九百九拾六人

內 貳萬八千七百壹人

貳萬五千貳百九拾五人

一千五百九拾七人

一百四拾八人

內 千九拾七人

六百四拾八人

町方人數

男

女

御郡人數

男

女

諸宗出家

神祇道人數

男

女

修

諸宗寺中并貸地ノ者社家

男

女

陰陽師

男

女

非人人無穢多かつたい

男

女

男

女

合計九萬千貳百五人

內 四萬七千七百三拾四人

四萬三千四百七拾壹人

一天台宗

一眞言宗

寺人數二百九拾七人

寺人數二千六百七拾人



一 禪宗	寺人數五千六百四拾七人
一 淨土宗	寺人數三千二百六拾四人
一 時宗	寺人數百六拾壹人
一 法華宗	寺人數七千九百五拾六人
一 淨土真宗	寺人數七萬二千三百六拾八人
一 神祇道	領人數九拾七人但し御
一 修驗道	領人數四拾五人但し
一 御領内諸宗寺院貳百五拾四ヶ寺但僧數千五百九拾七人	
一 他領諸宗寺院貳百拾八ヶ寺	
人數都合九萬千貳百五人	
内 七萬九千四百六拾七人	御領寺旦那
内 壹萬千五百九拾六人	他領寺旦那
一 貳百七拾五人	定府御家中
内 百四拾人	男
内 百三拾五人	女

一天台宗	拾六人
一真言宗	拾四人
一禪宗	三拾貳人
一淨土宗	貳拾八人
一日蓮宗	九拾三人
一淨土真宗	九拾貳人
〃 貳百七拾五人	
二口合九萬千四百八拾人	

右安永年中之御調理なり(下略)

文化八年辛未 紀元二千四百七十七年

五月 戊寅朔

加賀藩、長棟、虎谷、河原波、下田、龜谷、吉野、松倉等各鑛山の由來を調査す、  
〔越中鑛山雜志〕

長棟山山來書上申帳

一長棟山始り之儀、往古長棟村と申、百姓にて御納所には熊の皮毎歲上納仕申

候、歳數の儀は何百年以前より有來候哉、舊事故相知不申候、鉛山始りの儀は、寛永四年より鉛出申候、御運上銀何程上り候哉、舊記相知不申候、其節御奉行大音主馬殿にて御座候、

一 寛永八年迄、鉛山大盛仕、家數三百軒、山小家八百軒、斗都合千百軒余御座候、  
一 長棟山飛州御境目に付、中納言様御代、御道具御弓拾張、御鐵炮拾挺、御鍵十筋入口御番所に御座候て、罪科之輩は、則於長棟山、制罰被仰付候、然所就中山師退轉之頃、右御道具之分、先御奉行上納被成候、尤牢屋、并御鉛藏、御番所等御座候處、寛政元年六月大洪水仕、御番所崩流退轉仕候、其後度々御普請御願申上候得共、今以不被仰付候、御鉛藏同番人壹人在所より附置候、

一 正保四年より銀山次第衰微、山師及退轉申時分、飛州池の山と申は、隣山にて嶺通御境目、是より間歩を付、長棟山之内江堀込中に付、則長棟山よりも間歩を付申所、敷の内にて双方貫合申所、飛州之者より、間歩の内にて鐵炮打懸候得共、人は損し不申候、此方よりふせぎ追上、關矢にて指堅め、其後度々飛州より間歩付候得共、此方江は入立不申候、其節御奉行堀茂右衛門殿、前田兵右衛門殿、御登山被成、右貫合申敷口に小屋を掛定番壹人被付置、唯今に至り、在所

より定番八付置申候、敷内損申場所は新木を以、唯今に至り、毎歳普請全仕來申候、今に至り右飛州池の山にて鉛相稼候へ共、此方へは入立不申候、毎月御境廻り仕申儀に御座候、

一 當時、長棟山之儀は、外稼無座鉛稼迄にて、取績罷在申候、西より南東の方は飛州御境目にて御座候、北の方池の平三本松と申所迄は長棟山之領分、夫より西方堅ねば境、夫より奥山村領にて御座候、

一 長棟山家數貳拾壹軒、山小屋後見人臺所壹軒御座候、此外舊記御座候へ共、私方にて相知不申候、加添山御奉行所、委細可有御座と奉存候、以上、

文化八年五月

長棟山肝煎甚右衛門

天正寺村十兵衛殿

右今般天正寺村十兵衛方より、加禰山舊記書出候之様被申渡、且外に御運上帳一札相添指出申候、依て指出候由來書之寫上之申所、相違無御座候、以上、

長棟山肝煎甚右衛門印

中村十郎平殿

小川弘左衛門殿

虎谷山山來書上申帳

一 虎谷加糸山、山師根元之儀は、松倉山、山師之内仁兵衛と申者、元和元年三月之頃、隣在鉢村領之内、三枚六兩と申所にて金鑛見出し、五六間堀込候所、大加糸持江取付、過分に加糸堀出申所、加糸堀仲間共聞傳、江河原波山、下田山、龜谷山等より大勢相集、則三枚六兩續、三分谷と申所にて大加糸堀出し、夫より南の方、は瀬戸ヶ谷、同外源平、東の方は立石と申所迄之内、年々所々數百ヶ所、大加糸堀出し、御運上銀萬治年中頃迄過分上納仕、山師家數も出來仕、然所右山師共、居屋敷并さゑん場拜領仕度旨奉願候得は、隣在鉢村御高の内、三十七石五斗三合、山師中作場外に貳拾六石壹斗六升六合、か糸堀居屋敷并金砂にて荒地分、都合六拾三石六斗六升九合、鉢村御高之内山師中江被下、則其時之御檢地御奉行近藤市左衛門殿、八田半兵衛殿、上村八左衛門殿に御座候、右之通り山師中江拜領被仰付、依て山役銀として一ヶ年銀百五拾目宛、毎年元祿七年迄上納仕候所、寛文年中之頃より、山も不盛に罷成、家數も年々退轉仕、元祿年中困窮仕、漸相成候、山師何十何軒して、右百五拾目上納可仕様無御座候に付、則其節か糸山御奉行分部半丞殿、御願被下候て、前年まで山師有家四拾何軒

之割符以被仰付、只今に至り右割合之通り、家壹軒に行三匁七分五厘宛、唯今迄毎歲上納仕儀に御座候、

一 虎谷か糸山盛之時分は、家數五百軒余出來仕申所、其後段々山も不盛に罷成、家數も年々退轉仕、外稼無御座、右家跡に清水出御座候所を、かな土、木株等取除、年々少々宛小田に仕置候、鉢村より彼是と申懸け候に付、享保三年に新開高仕度旨、則天正寺村重右衛門殿、津幡江村宅之助殿江相願候處、右兩人被申聞候は、無高所之儀に候得は、新開御高相願候儀、指支可申候間、隣村にて假領可仕旨に付、則鉢村江申談し、右村之假領之名目に仕相願候處、早速御聞届にて、見分之上拾石八斗參升三合免一つ貳歩、外に品高七石五斗、定免五歩に御定め御座候て、今以其通り御座候、

右私在所由來、荒増書上申候、此外舊記等も御座候得共、此儀は私方にて相知不申候、新庄御奉行所に、舊記可有御座候、以上、

文化八年五月

虎谷山肝煎三平

小林村宗三郎殿

右今般、小林村宗三郎方より、かね山舊記書出候之様被申渡候に付、則指出申候、

依て寫上之申所相違無御座候、以上

虎谷山肝煎三平

中村十郎平殿

小川弘右衛門殿

河原波山由來書上申帳

一河原波山由來之儀は、往古百姓にても御座候や、至て舊き事故相知不申候、か  
 糸山始り之儀は、天文二年三月上旬之頃之河原波山の内、向山谷と申所にて  
 か糸鑛見出し、同年九月下旬之頃迄に、か糸持江堀付、夫より翌年銀谷、并木落  
 し山と申所にて、か糸山普請仕候處、金銀堀當申由、天正年中之頃迄は、松倉山  
 之城主河田豊前守殿江御運上銀指上候様承傳江申候、打續段々山盛相成候  
 由、其後御當家様に至り、御會所富山に御座候由にて、御運上銀万治年中之頃  
 迄則富山御會所本保大藏殿、小柳津金右衛門殿江上納仕由承傳へ申候、寛文  
 年中より、か糸山御奉行疋田平兵衛殿、被爲仰付、則新庄江御引越御支配被成、  
 夫より段々御奉行は御烈御座候、

一慶長年中の頃は、か糸山大盛仕、御運上銀夥敷上納仕由に御座候、其節中納言

様、御判之御書等頂戴仕居申候所、先年在所火難之節、右御書并書物等不殘燒  
 失仕申候、

一か糸山盛之時分、家數三百六拾軒餘有之、數十年家業仕其後、寛文之頃より少  
 々宛か糸も薄らき不繁昌に罷成夫に應し、家數も次第に退轉仕、延寶年中之  
 頃、大飢饉御座候て、家數漸七拾軒斗に罷成、去共か糸山普請不施年々仕、寶永  
 年中迄は御運上銀毎歲差上申候、其後段々山師衰居申内、元祿九年、十年一統  
 大飢饉にて、山師餓死人退轉家多、相殘候家數僅かに七軒に罷成申候、右山師  
 居屋敷跡并古間歩等夥敷御座候、

一山盛之時分、町年寄役壹人被爲仰付置候、尤河原波山在所入口北の方大熊村  
 領境之方に御門柵并御番所に有之、御鍵御鐵炮等品々御飭道具被爲仰付置  
 候、か糸山之儀は御隱密御用に付、右御門柵より内江は猥に入込不申、御格式  
 に御座候所、近來か糸出不申に付、右門柵御番所退轉仕申候、御道具之分は先  
 年山師退轉之頃、先御奉行上納被成候、何時に而もか糸出候節は先規之通に  
 可有御座候、

一當時山師家數拾軒御座候、山役銀四拾目、但し壹軒に付、四匁宛、毎歲上納仕候、

併退轉出來棟に應し銀高増減御座候、先年は山役銀百目宛、毎歲上納仕來り候所、元祿年中續て大飢饉、退轉家多御座候節、相残り候山師漸七軒に罷成、難澁至極仕、右百目上納可仕方便無御座故、其節御奉行田邊八左衛門殿、則御算用場江御願にて、山役銀之名目相改、以後爲棟役銀家壹棟より四匁宛之割符被仰付候、尤出來棟退轉棟相しらへ家數に應し上納仕候、勿論河原波山領之内にて、か糸山普請仕候ても、草切御運上銀上り不申御格式に御座候、隣村にても百姓方持山之内にて、か糸山普請仕節は、銀壹枚宛草切御運上銀指上申御格に御座候、

一山師家業か糸堀出し不申に付、數十年之間、河原波領之内にて燒畠仕、或はか糸山間歩所近邊、か糸山普請御用、御林山枝木等之分、薪に仕滑川町等江賣に罷越、渡世取續居申候所、隣村より少々請畠仕、粟、稗等作り、一日立に助命つなき罷在申候、

右私在所由來如斯に御座候、以上、

文化八年五月

小林村宗三郎殿

河原波山肝煎理右衛門

右今般小林宗三郎方より、か糸山舊記書出候之様被申渡候に付、則指出申候、依て寫上之申所相違無御座候、以上、

河原波山肝煎理右衛門印

中村十郎平殿

小川弘左衛門殿

下田山由來書上申帳

一私在所之儀は、往古百姓村にて早月川原之内に居住仕申候所、則下田ヶ島村と名乗申候て、百姓家數三軒并頭振三軒御座候處、天正二年にか糸山に相成申候得共、か糸山師をかね百姓仕居申候、然處文祿四年に俵結之御印、早月五ヶ村一通にて被爲置下候、其後石高に被爲仰付、極高三拾壹石五斗七升壹合、定免二つ八歩御納所仕居申候所、早月川原度々洪水にて川崩等に相成、田島崩流申候て、右下川原之内に居住仕申事難成候に付、上段江登り居住仕、か糸山段々繁昌に相成、家數も三百軒餘出來仕候に付、右御高不殘山師共居屋敷菜園場等に拜領被爲成下、無高所に被爲仰付、則下田か糸山と名乗來り申候、其後か糸山段々不繁昌相成家數も減少仕候に付、爲山役銀子百五拾目宛指

上申候、か糸堀出し候得は運上銀の儀は、外に指上申御法に御座候、其後延寶三年之大飢饉に家漸退轉仕、漸々二十八軒に罷成候故、右山役銀指上可申様無御座候に付、其節之か糸山御奉行田邊八左衛門殿江右難儀之趣奉願上候得は、御詮義之上にて相残り候家數に御割符被仰付被下候得は、漸一軒に五匆三分七厘宛相當り申に付、其割合を以て只今迄指上申候、只今之家數拾壹軒に御座候、

一上段下川原共に私共往古之居屋敷跡并御田地跡等御座候故、石砂等取除所々堀田或は島等少々宛切開申に付、享保三年新開高に仕度旨、則天正寺村十右衛門殿、津幡江村宅之助殿江相願候處、兩人申被聞候は無高所之儀に候得は、新開御高相願候儀、指支可申候間、隣村にて假領に可仕旨に付、則蓬澤村江申談右村之假領之名目に仕相願候所、早速御聞届にて見聞の上、草高六石六斗、定免八歩にて後納所仕居申候處、元文二年に草高五斗手上仕、七石壹斗に相成居申處、安永二年又候二石手上仕、都合九石壹斗に相成申候、  
一寛保三年九月新開所、蓬澤村、伊打村、折戸村、早月中村、鉢村、裝輪村、六ヶ村、入合領仰付候、

一私在所か糸山之根本は、應巢山八丁立と申所大か糸持に御座候、并あいの山と申普請所も同斷に御座候、

右私共在所由來荒増書上申候、此外舊記之儀は私共所持不仕、新庄か糸山御奉行所可有御座と奉存候、當時か糸山普請等無御座候故、か糸山御用木に相障り不申、枝木等薪に仕上市等江持運び、或獨活せんまい等賣代江助命仕罷在申候、以上、

文化八年五月

下田山肝煎吉右衛門

小林村宗三郎殿

右今般、小林村宗三郎方より、か糸山舊記書出候様被申渡候に付、則指出申候、依て寫上之申所相違無御座候、以上、

下田山肝煎吉右衛門印

中村十郎平殿

小川弘左衛門殿

龜谷山由來書上申帳

一龜谷山之儀は、往古百姓にて龜谷村、柿木平村と申二ヶ村、百姓地にて御高八

拾三石餘所持仕、外山役銀百三拾六匁宛、毎歲上納仕候、天正六年之頃、か糸鑓見出、か糸山普請仕罷在候處、慶長元年か糸山地に被仰付、右八拾參石餘、村高并山役銀等諸役御免許被仰付候、夫より段々山盛りに罷成、元和年中之頃、間歩一口より御運上銀三十日切に、二百枚より三百五拾枚宛上納仕候由、又は鉛にても過分運上仕候由も御座候、寛永年中之頃迄は大繁昌仕候由承り傳申候、數十年か糸穿稼仕來り申候、其後山少衰、寛文年中之頃より、次第不繁昌に罷成候得共、寶永之頃迄は不絶年々御運上銀上納仕申候、其後も折々普請仕候得共、手近成普請所も無御座候故指止罷在申候、尤先年より間歩所跡今に至り夥敷御座候、

一か糸山盛之時分、家數千軒餘山小家夥敷御座候由承傳候、其節は町年寄二人、御給銀、肝煎一人被仰付置、御給銀三百目宛被爲下置候所、寶永年中以後山師共段々退轉仕に付、肝煎役壹人に罷成就、中御給銀貳百目に相成、夫より又減少仕百目に相成、其後か糸山方御運上銀も上り不申に付、七拾目宛毎歲今に於て御給銀被爲下置候、先規御土藏鉛の内を以被仰付候得共、私共不勝手之趣御座候、當時は七ヶ所、か糸山諸役銀の内を以て、毎歲新庄か糸山御奉行

所より御指圖にて、受取申候、

一龜谷、在所入口御門今におゐて形も御座候に付、損し候節は在所より修葺仕申候、御門左右に柵等も御座候所近年退轉仕申候、

一右御門より内に御番所御座候て、御道具等品々御傍有之、御弓、御鐵炮も御座候所、先年山師困窮之節先御奉行上納被成候、只今相殘候御道具、大身之御鎧五筋、萬刀壹挺、首かせ三挺、其外さすまた等小道具之分私方に預り置申候、山繁昌之節罪科之輩は、則於龜谷山制罰被仰付候、右御番所六七十ヶ年斗以前退轉仕申候、都てか糸山之儀は御隱密御用に付、右御門より内江は猥堅く入込不申御格式に御座候所、近來か糸出不申故柵等只今無御座候、

一元祿之頃より、山師段々困窮仕外稼無御座に付、山之尾先等間歩所江相障不申場所にて燒島等小々宛仕候所、小見村百姓より彼是申立及論候に付、其節十村町新庄村庄左衛門殿江相斷申處、段々詮議之上双方和順仕、か糸山間歩所山之外入合に仕、山役銀龜谷山より毎歲五匁宛、小見村よりも毎歲壹匁宛都合六匁宛上納仕來申候、夫より島追々出來仕候に付、享保四年天正寺村重右衛門殿等江、島高に相願候所、則重右衛門殿被仰聞候は、數年來無高所に有

之候所、只今新開高難相願趣有之候條、假領いたし相願候様に被仰渡候に付、則小見村江申談假領之名目に仕相願候處、早速御改作所御聞届之上、草高九石壹斗定免四步被仰付、其後延享元年手上高壹石九斗相願、都合拾壹石草高所持仕申候、

一當時、山師稼方外に可仕様も無御座候故、龜谷山之内にて鉄から或は鞍、木足駄、羽等品々仕賣出し渡世取續來り申候、併右鉄から等仕候へ共、か糸山、間歩所御林山江は一向相障り不申場所に而稼仕申候、然る所去丑の年鑛色見出し、余程宣敷御座候に付、普請奉願御聞届の上相稼罷在候末、道草か糸にて御運上は指上不申候へ共、年々銀、銅、鉛共御買上に罷成、當時相稼罷在申候、

一拾歩一御役銀、當時六匁五分宛、毎歲上納仕來申候、併先年の通りか糸山繁昌仕候得共、出入の御役取上申に付、一箇年限過分増減可有御座候、近來出入の御役取不申候得共、か糸山御格の通、右六匁五分宛、毎歲上納仕申義に御座候、勿論龜谷山領の内にてか糸山普請仕候ても、草切御運上銀上り不申御格式に御座候、隣村にても百姓方持山の内にて、か糸山普請仕節は、銀一枚宛草切御運上銀差上申御格に御座候、此外、舊記御座候得共、私方にて慥に相知不申

候、新庄か糸山御奉行所に舊記可有御座と奉存候、以上、

文化八年五月

龜谷山肝煎徳右衛門

天正寺村七郎殿

右今般、天正寺村七郎方か糸山舊記、書出候の様被申渡候に付、則指出申候、依而寫上之申所相違無御座候、以上、

龜谷山肝煎徳右衛門印

中村十郎平殿

小川弘左衛門殿

吉野山由來書上申帳

一吉野山々師由來の義は、往古百姓にて御座候哉、慥に相知不申候、か糸山始りの義は、天正元年銀山堀初、同年には大分御運上銀上り申由御座候、慶長年中に間歩一口より一ヶ年切に、判金千兩宛打續九ヶ年の間、毎歲上納仕申候旨御座候由、夫々段々山大盛仕、明曆年中の頃、御領一統の由にて、片懸村に御奉行御在宅被成候由、其節御奉行橋本孫平次殿、松田五郎兵衛殿御兩人御附被成候旨承傳江候、



一か糸山盛申時分、家數千軒計も出來仕候而(安カ)慶永四年に、山師共四千八十歩拜領地被仰付、寛文七年十歩一役銀御運上銀、一ヶ年に百貫目上り申事も御座候、其後延寶年中一統大飢饉御座候節、他所より相集候山師散々に罷成、相殘候山師六十軒許に相成申候、元祿元年より十四年迄、御運上銀高減少仕三十貫目計上り申候、寶永年中之頃迄は、御運上銀も少々宛年々上り申候、其後折々普請仕候得共、年遠に罷成、次第に山師も衰、其上毎度飢饉に出合山師退轉仕申候、只今居住之山師漸九軒罷在申候、

一か糸山盛之節、在所入口に御門柵井十歩一役御番所御座候所數年退轉仕申候、當時十歩一御役四匁五分宛毎歲上納仕來り申候、併先年之通か糸山繁昌仕候得は、出入之御役江上申に付、一ヶ年限過分増減可有御座候、近來出入之御役取不申候得共、か糸山御格之通毎歲上納仕申義に御座候、吉野山山師之義は外六ヶ所か糸山と違ひ、吉野と申か糸山之地無御座候に付、御郡山之内に而吉野山、伏木村、舟戸村、小糸村右四ヶ村、か糸山場所に相成居申候故、何方に而も、鑛色見出し候得は、か糸山普請仕而も草切御運上銀、指出不申御格に御座候、右四ヶ村より外は、隣村に而もか糸山普請仕候得は、草切御運上銀、壹

枚指出申候御定に御座候、

一か糸山普請仕候節、矢留木入用に候得は、支配之十村江御願申上候、何方に而も切取仕候而も代錢は出し不申候、

一當時山師共外稼も無御座故、右拜領地井百姓方より請島仕、粟、稗、たばこ等作付、其餘力を以渡世取續來候所、段々及難澁申に付、安永元年より以後東猪谷村、口役十ヶ年之請負奉願相勤來り申候、潤色銀も御座候は、近年仕懸置候か糸山普請所四五ヶ所御座候間、何卒切繼普請仕度奉存候、

右吉野山由來如斯御座候、此外御書井舊記等之義は、先年山師之内猪原清六と申者不殘持參仕、何方江引越候哉相知れ不申、由承傳に御座候、右に付當時古き書物等無御座候、以上、

文化八年五月

吉野山肝煎清右衛門

天正寺村十兵衛殿

右今般、天正寺村十兵衛方よりか糸山舊記書出候之様被申渡、且外に御運上帖一札相添指出申候、依而指出候由來書之寫上之申所相違無御座候、以上、

吉野山肝煎清右衛門印

中村十郎平殿

小川弘左衛門殿

松倉山由來書上申帳、

一松倉山由來之儀は、往古百姓に而御座候哉、又は町家に而御座候哉、餘り舊き事故儘に相知不申候、唯今松倉山師在所より、上手之方木曾ヶ平と申所、則往古木曾義仲殿古城跡堀井馬場跡、其外塚等多今に至り御座候、か糸山始りし義は、應永年中の頃よりも、か糸堀出様に承傳へ申候、天正年中の頃迄は、松倉之城主、河田豊前守殿江御運上銀指上候様承傳へ申候、其後御當家様に至り御會所、富山御座候之由にて、御運上銀則富山御會所江上納仕由承傳へ候、慶長年中の頃か糸山盛申時分、御運上金一ヶ月に判金間歩一口より三百枚五百枚宛上り中間歩も御座候、則古敷數十ヶ所御座候、萬治年中の頃より少々山衰御運上銀増減御座候、夫より寶永年中迄御運上銀少々宛指上申候、か糸山盛之時分は家數千軒余御座候、而町年寄役貳人御給銀肝煎役貳人宛被仰付置、則肝煎兩人江毎歳五百目宛、御土藏銀被爲下候、所も次第に衰家數段々退轉仕候に付、肝煎役壹人に相成、元祿年中之頃、御給銀百目宛被爲下候所、一

統大飢饉御座候、而山師共退轉仕、漸五六軒に罷成申候、唯今家數うつろ小屋共十五軒御座候、當時肝煎御給銀は毎歳七十目宛被爲下候、

一先年か糸山盛之時分、松倉在所より下の方入口に御門柵有之、尤十歩一役御番所改所に、御鍵御鐵炮等御道具品々被爲仰付置候、か糸山之義は御隱密御用に付、右御門より内間歩所山等江者、無用之者一向入込不申様に、常々嚴重に被仰渡に御座候、然共近來か糸出不申に付、右御門御番所等退轉仕候得共、唯今に而も何時に而も、か糸堀出し候へは、先格之通り御座候、十歩一役之義は近來四匁一分宛、毎歳今以上納仕義に御座候、山盛相成候得は、増減可有御座候、

右御傍御道具之分は、就中山師退轉之頃、御上江御取上に而御座候、

一松倉山之内に而か糸山普請仕候、而も草切御運上銀上り不申候、隣村に而も百姓方持山之内に而か糸山普請仕候節、草切御運上銀四十三匁宛上納仕御格に御座候、

一右退轉仕山師共、居屋敷跡等、所々に御座候に付、其節より山師共外稼も無御座候故、燒島等に仕候所、百姓方より彼是と申懸候に付、享保年中之頃、村高に

相願度、則天正寺村重右衛門殿、津幡江村宅之助殿、江相願申所、往古より無高所々に罷在候所、當時新開高難願候條、隣村之假領致し相願候様に被申渡候間、則假領仕六石三斗鉢村領之内と相願、五斗古鹿熊村領之内と相願、右二ヶ村之假領仕相願候所、早速御聞届御座候而御收納二斗三升八合、毎年御藏納仕申候、當時山師稼方春雪消次第、葛粉仕、或は青菜、獨活、せんまい等魚津町等江賣に罷越其日立に仕罷在申候、又は折々炭焼仕賣出申候、併かね山御用木矢留木御林山江は、聊相障り不申候、御用立不申小枝之分炭薪に仕渡世取續來り申候、然所近年坊主山水貫普請相願、御聞届之上普請相始候處、少々道草か鉢取上、灰吹金、御買上に相成候得共、又々鑛立惡敷相成、折々普請も仕候得共取上り無御座難澁仕罷在申候、此外舊記等も御座候得共、此義は私方に而相知不申候、新庄か鉢山御奉行所に舊記可有御座候と奉存候、以上、

文化八年五月

松倉山肝煎清次郎

沼保村幸右衛門殿

右今般、沼保村幸右衛門方より、か鉢山舊記書出候様被仰渡候に付、則指出申候、依而寫上之申所相違無御座候、以上、

松倉山肝煎清次郎印

中村十郎平殿

小川弘左衛門殿

〔参考〕

〔越中礪山雜誌〕 二

寶永六年新川郡金銀山六ヶ所并長棟山鉛共運上帳

箕浦淺右衛門

吉野山銀山運上

一天正元年より銀山初、同年には大分運上銀上り申由申傳候、

一文祿年中之儀、相知不申候、

一千枚程宛 運上銀 問長之比八九年之  
間上り申由申傳候

一八十枚程宛 同 元和元年上り  
申由申傳候

一百七十枚程宛 同 同二年に上り申由申傳候、其時分之御印之  
以所持仕由承申候 儀は富山御領片懸に今

元和三年より寛永十六年迄、山色不足山師も減し申由、

運上之義も相知不申候

- 一 四百五十目 運上銀 寛永十七年分
- 一 四百五十目 同 同 十八年分
- 一 五百目 同 同 十九年分
- 寛永二十年より正保元年迄之運上銀相知不申候、
- 一 四百目 運上銀 正保二年分
- 一 三百三十目 同 同 三年分
- 正保四年之義運上銀相知不申候、
- 一 三百目 運上銀 慶安元年分
- 慶安二年より同三年迄之運上銀相知不申候、
- 一 二十貫七百六十目 運上銀 慶安四年分
- 一 壹貫目 同 承應元年分
- 承應二年より同三年迄運上銀相知不申候、
- 一 貳百目 運上銀 明暦元年分
- 一 貳貫七百五十目 同 同 二年分

- 一 壹貫五百五十目 同 同 三年分
- 一 貳百五十目 同 同 萬治元年分
- 一 六貫四百五十目 同 同 二年分
- 一 壹貫貳百目 同 同 三年分
- 一 七百五十目 同 同 寛文元年分
- 一 六百五十目 同 同 二年分
- 一 五百五十目 同 同 三年分
- 一 五百五十目 同 同 四年分
- 一 三百目 同 同 五年分
- 一 四拾三貫三百三十目 同 同 六年分
- 一 五拾貫四百五十目 同 同 七年分
- 一 九貫三十目 同 同 八年分
- 一 貳貫九百三十目 同 同 九年分
- 一 八百三十目 同 同 十年分
- 一 六拾五目 同 同 十一年分

一八拾目	同	同十二年分
一四〇貳拾目	同	正保元年前より、増減御座迄之分
一四拾五匁	同	天和元年前より、同三年迄之分
一〇拾五匁	同	貞享元年前より、増減御座迄之分
一拾貫六百目	同	元禄元年前分
一貳貫百五拾目	同	同二年分
一壹貫貳百目	同	同三年分
一三貫八百目	同	同四年分
一四貫七百七拾目	同	同五年分
一壹貫貳百三拾目	同	同六年分
一六〇目	同	同七分分
一貳貫目	同	同八分分
一五〇六拾六匁	同	同九分分
一三〇六拾目	同	同十分分
一貳百三拾貳匁	同	同十一年分

一〇十九匁	同	同十二年分
一〇八拾七匁	同	元禄十三年より、増減御座迄之分
一〇貳百十三匁	同	但寛永元年前より、増減御座迄之分

○中略

下田山金山運上

一天正二年金山初、同三年より元和元年迄、山盛申山申傳候、運上銀相知不申候、

一拾五匁	運上金	元和二年分
一五〇目	運上銀	明暦三年より、萬治三年迄之分
一貳貫三百目	同	寛文元年前より、増減御座迄之分
一四〇四拾四匁	同	但延寶元年前より、同八年迄之分
一八拾目	同	天和元年前より、同三年迄之分
一三〇三拾三匁	同	貞享元年前より、増減御座迄之分
一五〇四匁	同	元禄元年前より、増減御座迄之分
一〇六拾壹分	同	寶永元年前より、同五年迄之分

○中略

河原波山金山運上

一 天文年中より金山初申由申傳候、其節より寛永四年迄之運上銀、相知不申候、  
 一 貳兩 運上金 寛永五年分  
 一 百拾目 同 銀 同 六年分  
 一 貳兩貳步 同 金 同 七年分  
 一 五兩 同 同 十六年分  
 寛永十七年之義、運上銀相知不申候、  
 一 貳兩貳步 運上金 同 十八年分  
 一 七貫九百六拾目 同 銀 同 十九年分、増り、萬治三年迄之分  
 一 壹貫六百目 同 同 寛文元年より増り、同十二年迄之分  
 一 八百四匁 同 同 延寶元年より増り、同八年迄之分  
 一 九拾六匁 同 同 天和元年より同三年迄之分  
 一 貳百貳拾八匁 同 同 貞享元年より増り、同十六年迄之分

一 五百八匁 同 右同斷、元年より、同十六年迄之分  
 一 百八拾目 同 寶永元年より、同五年迄之分

松倉山金山運上

一 三百年以前より、金山初り申由申傳候、其時分より文祿年中迄之運上銀、相知不申候、

一 八百枚 運上金 慶長年中に上り申由申傳候  
 一 六千兩 同 右同斷  
 一 四百七貫目 同 銀 元和年中に上り申候  
 一 壹貫七百目 山吹金 寛永元年より、同十五年迄、上り申由申傳候  
 一 三拾七枚拾壹兩 運上銀 寛永十六年より、同十八年迄、上り申由申傳候  
 一 貳拾壹貫七百目 同 寛永十九年分  
 一 四貫六拾目 同 同 二十年分  
 一 壹貫貳百拾目 同 正保元年分  
 一 貳貫五百六拾目 同 同 二年分

一拾貫九拾目	同	同	三年分
一貳貫四百八拾目	同	同	四年分
一貳拾六貫八百廿目	同	慶安元年分	
一拾壹貫百九拾目	同	同	二年分
一貳拾壹貫七百目	同	同	三年分
一六貫八百三拾目	同	同	四年分
一五貫七百目	同	承應元年より増減有、萬治元年迄之分	
一七貫五百目	同	萬治二年分	
一五貫貳百目	同	同	三年分
一拾貫八百目	同	寛文元年分	
一六貫九百目	同	同	二年分
一七貫目	同	同	三年分
一九貫三百目	同	同	四年分
一四貫七百五拾目	同	同	五年分
一四貫八拾四目	同	同	六年分

一拾五貫貳百目	同	同	七年分
一三貫九百目	同	同	八年分
一壹貫七百目	同	同	九年分
一百目	同	同	十年分
一三百目	同	同	十一年分
一五百目	同	同	十二年分
一三百六拾五目	同	正保元年より増減あり、同四年迄之分	
一四百貳拾目	同	同	五年分
一壹貫貳拾目	同	同	六年分
一四百七拾目	同	同	七分分
一百五目	同	同	八年分
一百拾五目	同	天和元年より増減有、同三年迄之分	
一四拾目	同	貞享元年分	
一八百六拾目	同	同	二年分
一九貫七百目	同	同	三年分

一 壹貫百目	同	同	四年分
一 三百目	同	元祿元年分	
一 壹貫百目	同	同	二年分
一 百八拾目	同	同	三年分
一 壹貫四百五拾目	同	同	四年分
一 六百五拾目	同	同	五年分
一 三百三拾目	同	同	六年分
一 三百目	同	同	七年分
一 五百三拾六匁	同	元祿八年より同十六年迄之分	
一 四拾目	同	寶永元年より同五年迄之分	

〔立山硫黄事〕

兼而達御聽候通、去年立山へ硫黄爲見分、豊島藤兵衛差遣候處、於彼地硫黄堀出候様子、同人書付、且又賣硫黄被召上候直段と、御入用相考候趣、御算用場奉行書付繼立、奥村湍兵衛、奥書物並試之、硫黄相添、去秋出置申候、彼是詮議仕内、最早登

山難叶時節に被成候故控置、今般右品々上之申候、直段之義賣硫黄被召上候より、立山にて爲御取被成候、硫黄下直に被成候ことも右書付にも申上候通り、天氣次第人足逗留仕様子等難計儀に候故、御損徳之所とくとは相知不申候、如何可被仰付候哉、乍然御入用は同事にても畢竟御領國之内にて被下人足賃駄賃等に候へは、御郡方御助成之ため、旁々立山におゐて爲御取被成候ても、宜有御座哉と詮議仕候、彌御了簡候而替思召も無之候者、以御序御窺可被成候、以上、

村井出雲

二月廿四日

前田備前

前田對馬

横山左衛門様

奥村壹岐様

今般立山硫黄見分就被遣に試爲堀罷歸候御入用之覺、  
一 四拾貫目  
此御入用

今般試堀申候硫黄高但貳  
百目一斤にして二百斤



一四拾五匁

硫黄堀申候、人足二十人召連候、上下日敷三日、人足六拾人分、日用銀、但壹人七分五厘宛

一壹匁七分

右硫黄認め候繩運代、

一拾壹匁五分

芦崎寺村より、金澤迄、硫黄壹駄分駄賃銀、

〆五拾八匁貳分

御入用右硫黄に割懸候得は、壹斤に付二分九厘壹毛宛

一六拾八匁四分七厘

今般私硫黄見分就罷越候被下候御扶持方并馬銀宿賃

此銀子右御入用之内に、入申候得は、銀高二口〆百貳拾六匁六分七厘に御座候、右硫黄に割懸候得者、一斤に付六分三厘三毛宛に御座候、

右之通に御座候、

一立山に御座候硫黄之様子見分仕申候處、硫黄土下に御座候故、何程可在御座茂難計義に奉存候、少々上に見申分并土下に御座候硫黄、試に爲堀罷歸候、土下之硫黄堀申候者、御用に相立申程は、可有御座様子と奉考候故、先三百貫目堀出し申圖に仕、御入用中勘圖り、左に記申通に御座候、

一貳百貳拾五匁

硫黄平均壹貫目堀申、人足三百人分、日用銀、一人に硫黄平均壹貫目堀申、人足三百人分、日用銀、一人に

一九拾目

硫黄三百貫目堀申、人足三百人分、日用銀、一人に硫黄三百貫目堀申、人足三百人分、日用銀、一人に

一四匁九分五厘

五厘宛、硫黄壹包五貫目入、進半枝宛入申候、

一四匁九分五厘

硫黄より、五百貫目上包二つ、合進壹枝にて拾貫目包に認申候、

一三匁三分三厘

三分七厘宛、硫黄拾貫目中繩、九拾束代、但壹束入申候、

一拾五匁

右硫黄認申、一人足七分五厘宛、

一貳拾參匁

硫黄堀申道具共、中勘壹駄、金澤より持參可仕候、上下駄賃銀、

一八拾六匁貳分

硫黄三百貫目、芦崎寺村より、金澤迄、硫黄四拾貫目宛、

〆四百五拾貳匁四分三厘

此御入用、右硫黄三百貫目に割懸候得者、一斤に付三分餘、但硫黄三百貫目は千五百斤、

右中勘之外に入可申御入用覺、

一爲奉行人被遣候御扶持方、并馬銀宿賃之事、

一天氣惡敷御座候時分は、硫黄堀申儀并硫黄立山より芦崎寺村迄、下し申儀も罷成不申、日用人足之者共、返し申儀も難仕可有御座候條、其間之日用銀、右圖之外入増可申と奉存候事、

一先年硫黄取に被遣候時分、於彼山奉行人并人足共、且又硫黄當分入置候小屋被仰付候様に承申候、菟角小屋無御座候得ては、罷成間敷様子に御座候、左候へは此御入用は、私考申義難仕候事、

一人足仕申義に御座候間、人足裁許仕候足輕、并道中硫黄裁料人入可申義と奉存候、此御入用人足高に應し、足輕數も入可申と奉存候事、

一硫黄堀申道具共、調不申候者成申間敷候間、此御入用少々可有御座候事、

一硫黄爲御堀被成候者、芦峠寺村より東岩瀬迄指遣、東岩瀬より宮腰迄舟にて廻し、御取寄被成候者、陸着と運賃と御入用如何可有御座候哉、同御入用に御座候者、舟にて御廻し被成様に仕度奉存候、御藥調合仕申節は、硫黄粉に不仕以前に撰申候故、道中馬に付下し仕候へは、崩粉に成申候に付、粉に成申御用に相立不申候事、

一先年硫黄爲御堀被成候刻、硫黄樽桶江入取參候由に御座候、筵をかますと申物に拵入申候ても不苦儀と奉存候故、今般試に堀參り候硫黄、右筵かますに入認罷歸候、樽に被仰付候者、御入用多く懸り可申と奉存候事、

一硫黄三百貫目、堀申中勘圖仕申候得共、三百貫目之外硫黄有次第堀申候ても

御入用之義は其硫黄高に應し可申義、勿論に奉存候事、  
右私取寄之趣、如此に御座候、

一今般試に堀參候硫黄三色、土清水御藥合奉行、并御藥合申候御小人覺兵衛に爲見可申由被仰渡候故、則爲見申候處に一色は少々土氣御座候得共、撰申候へは、御用相立申由申候、惣て跡々被召上候て、御藥に合申硫黄も土氣御座候故、御藥に合申節は土氣撰候由申候、以上、

己卯七月四日

豊島藤兵衛

奥村湍兵衛殿

右豊島藤兵衛立山硫黄之様子、致見分罷歸書付就出候、進之候間、賣硫黄之直段と御入用之圖と、可有御考候、以上、

奥村湍兵衛

御算用塲御奉行衆中

覺

一壹匁四分

天和貳年被召上候、硫黄貳百目壹斤之直段、

一六分三厘三毛

今般立山にて爲御座被成候硫黄四拾貫目之御入用當  
二拾六匁六分七厘四拾貫目に割符仕二百日壹斤の當  
豐島藤兵衛

書付之面、指引ノ爲御堀被成候硫黄貳百目壹斤に付

七分六厘七毛

御徳

一重而硫黄三百貫目、堀中中勘圖御入用之内、奉行人逗留御扶持方代宿賃銀、天氣惡敷人足逗留日用銀、小屋懸申入用銀、人足裁許足輕、井道中硫黄宰領足輕、硫黄堀申道具調代等、難知御座候故、御損徳之儀、難相考御座候、

重而三百貫目、堀申御入用先頃爲御堀被成候四拾貫目之御入用、同事に圖り、天和貳年被召上候御直段を以指引仕、

重而堀申硫黄三百貫目に付、

壹貫百五拾目五分、

御徳

以上

野村五郎兵衛

卯八月十八日

小塚善左衛門

不破平左衛門

右豐島藤兵衛、立山之硫黄見分仕罷歸書付就出之候、御算用場奉行中江申談候處、如此之趣に御座候、則兩通之書付上之申候、最前も如申上候、賣硫黄可有之も、知不申義に候故、其内御藏に有之候御貯硫黄遣切候而者、藥合之手搦に被成候條、賣硫黄之直段よりは少々御入用懸候共、立山より御取寄被成御貯多有之候様仕度奉存候、以上、

奥村湍兵衛

横山左衛門殿

前田 對馬殿

奥村 壹岐殿

村井 出雲殿

前田 備前殿

覺

御鐵炮之樂に合候硫黄は、最前も申上候通、かれ申候程宜由に御座候間、越中立山の硫黄當分若御座候共、御藏にて經年候得は、其内かれ御用に立申事に御座

候條、去々年豊島藤兵衛立山江罷越見分仕候硫黄、當夏中藤兵衛被遣御取寄可被成候哉、御貯硫黄何程も有之候様仕度奉存候、其上最早今年明年樂に合申程ならては、御藏御貯硫黄無御座候故、重て申上候以上、

二月二日

奥村湍兵衛

横山左衛門殿

前田 對馬殿

奥村 壹岐殿

村井 出雲殿

前田 備前殿

〔河原波山師屋敷事〕

口上之覺

一新川郡河原波金山師共、先規と違、金山無御座候に付、近在大熊村領地之内、致請作渡世仕候處、右之地毎年請下之儀に付、大熊村之百姓共何角申候間、請作に仕來候分、向後河原波金山師共拜領仕度旨奉願候由、去年各様江金山方支配分部半函書付相達候に付、當春右歩數半函井十村相見を以相改申候處に

惣歩數七千五拾貳歩に御座候、存之外過分之歩數にて、大概島方折歩指引仕候ても、草高拾石計之地に御座候、就夫大熊村之百姓、手前承届候處に、右七千五拾貳歩之内四千七百九拾貳歩は、大熊村より程遠く御座候故、年貢も安く年々下來申候間、今般河原波の者共へ被下候ても、兼無御座候、貳千貳百六拾歩之分は、程近く御座候に付、手作に仕度旨十村方迄書付出し申候、惣而金澤廻村々百姓持高之内、御家中之面々居屋敷等に被下候砌は、村高は引不申、田島地本之様子により、請作之格を以百姓損料無之様に地子銀被下、其銀子之内を以、御納相勸申候、然共大熊村之義は、遠所山島之義に候故、右四千七百九拾貳歩之分は、地子銀被下にも不及、河原波之者共へ被下候ても、百姓指て迷惑仕程之義も御座有間敷様に奉存候、壹千貳百六拾歩之分は、手作に仕度旨申候に付、此兩様先頃書付を以て申上候處、重て半丞相願候は、河原波之者共之内、只今迄居住仕候地は、雪なたれ出難義仕候間、今般被下地之内、江爲致所替度候、乍然大熊村之者共、兼無之と申地は、地形惡敷御座候に付、家居ちりちりに隔申首尾に候條、願之惣歩高を減、五千歩程爲致拜領可申候間、願地之内地形宜敷所を拜領仕度旨願申候、此通被下候ても、兼無之候哉、詮議可仕旨被

仰渡候、依之彌讃談仕候處に、願之歩高は相減候ても、拜領仕度と申所は、過半百姓手作に仕度旨申地之義と奉存候、然者百姓往古よりの持高を無味に取放、引高に申付他之者共江被下儀も如何可有御座候や、尤遠所引越之面々等江末々にて居屋敷等相渡り申砌は、地子銀被下例も無御座候得共、大概少分之歩數に御座候、其上村高多少にもより可申候、又は町附地子地等之内前々相渡り申族も御座候に付、指而其處之者迷惑仕程之斷も、只今迄は無之山改作奉行申候、右大熊村之義は纔草高五拾七石免三ツ八歩之所にて、百姓數六人罷在支配仕候處に、過分之歩數取放申義も如何可有御座候哉、但又手作に仕度と申地之分は、地子銀被下品にても可有御座候哉、彼是難相心得奉存候、被仰渡次第可申渡候、

一右河原波之者共前々金山有之砌は、運上銀も指上候由、其後金山中絶仕、數年運上銀も指上不申、漸棟役銀壹軒に四匆宛、惣家數七軒分壹ヶ年に貳拾八匆宛、去年迄年々指上申候、此外には上納銀無御座候、然者名目は金山師にても、今程は頭振同事之様に奉存候、以上、

不破平左衛門

六月四日

小塚善左衛門  
野村五郎兵衛

横山左衛門様  
前田 對馬様  
奥村 壹岐様  
村井 出雲様  
前田 備前様

新川郡河原波金山師共、同郡大熊村持高之内を居屋敷并畠地に拜領仕度旨、願申山分部半丞申上、惣歩數七千五拾貳步相渡り申首尾に付、於御算用場詮議可仕旨被仰渡、則改作奉行申談、支配之十村に申付、大熊村之者共、手前相尋候處、右七千五拾貳步、年々河原波之者共江下來申候、此内四千七百九拾貳步は、大熊村より手寄惡敷御座候に付、先年より下し作も下直に仕來申候、貳千貳百六十歩は大熊村より程近候故、手作に仕度旨書付出し申候、尤百姓持高之内、外之者江被下候ては、殘高減迷惑仕候に付、御家中拜領屋敷等に相渡り申砌は、百姓損料

無之様に相圖り、地子銀被下候得共、右四千七百九拾貳步之地は、山島に候故指  
而百姓難儀仕義も無之體に候間、河原波之者共江被下候て茂つかへ申儀無御  
座と奉存候、以上、

辰四月十八日

不破平左衛門  
小塚善左衛門  
野村五郎兵衛

横山左衛門殿  
前田 對馬殿  
奥村 壹岐殿  
村井 出雲殿  
前田 備前殿

書付を以て申上候

河原波山師居屋敷、さいるん場地子地にて御座候故、拜領地に被爲仰付被下候  
様に、先年より願上置申候處に、今般願之通に被仰渡難有奉存候、就夫山師共大

熊村領より請來り申候、地子地旁々にちり入亂御座候、向後永代拜領地に御座  
候間、只今迄請來り申候歩高、御打立壹ヶ所江御寄山師共、居住近所にて拜領仕  
候様に奉願候條、此通被仰付可被下候、殊に下町に罷在申候山師四人、谷間に  
雪なたれつきかけ迷惑仕申候間、右申上候通壹ヶ所にて被下候者、此者共拜領  
地江寄申様に仕度奉存候間、右之通に被爲仰付可被下候、以上、

元祿十三年三月八日

河原波山肝煎權右衛門

分部半丞殿

右之書付上之申候、以上、

分部半丞

御算用場

書付を以て申上候

先年河原波山盛り申時分、河原波山上町と申所に山師大勢罷在、屋敷之餘慶無  
御座候に付、私共之儀は下町と申谷間に、山師貳拾四人家仕罷在申候所に、大留  
平と申山より雪なたれつきかけ家數拾軒つきつふし、人數貳拾壹人相果申候、

其以後も度々雪なたれ出申候て、五年以前にも山師家壹軒、つきつふし申候、私共之儀難義迷惑乍仕も右上町之儀は、大熊村領地子地にて御座候故、只今迄下町に居住仕罷在中候所に、今般御慈悲を以居屋敷さいゑん場、拜領地に被爲仰付候間、上町に罷在中山師共近所に家作り、一所に罷在中様に仕度奉存候條、願之通被爲仰付被下候様、被仰上可被下候、以上、

元祿十三年三月二十日

河原波山師孫七郎

同 五兵衛

同 善右衛門

同 理兵衛

分部半丞殿

右之書付上之申候、以上、

分部半丞

御算用場

覺

一四千七百九拾貳步

河原波山師共、請來申居屋敷并菜園島歩高、但壹々所に無御座、方々散島に御座候、

一貳千貳百六拾步

河原波山師共請來申島散地步高

〽七千五拾貳步

右之歩高之内五千歩程、拜領被仰付被下候様奉願候

一三百八拾四步

山師共請來候内元祿十二年大熊村百姓取返候申島

一千八百七拾九步

大熊村頭孫三、大熊村より請來り候申島

〽貳千貳百六拾三步

右只今山師五人家仕罷在中候、歩高千五百歩餘御座候、兩所今般拜領地步高之内を以替地に被仰付被下候様、山師共奉願候、山師願書付、先頃御算用場へ上げ申候處、未歩高相極不申候條、追而可及相談旨に而書付御返し候、谷間に罷在中山師四人雪なたれ出、迷惑仕に付右之通奉願候、則山師願書付入、御覽申候、以上、

五月九日

分部半丞

〔長棟山年中行事〕

山師共飯米渡方

一毎歲十月より九月迄を一年と相立、山師共人別年中飯米、中勘圖り書爲差出

人別之人數、并船出來高、中勘圖り等、綿密途詮議候て、左之通毎月定日を以、飯米喰鹽共相渡候事、

毎月飯米食鹽方定日

五日 十日 十五日 廿日 廿五日 晦日

長棟山御門、御柵、御藏、牢屋、御修葺方

一 従前々御作事方、御修葺に候處、文政六年、於御作事所、詮議之上右御手入方、金山役所引請に相成候様致度旨に付、仍て三ヶ年之御修葺御入用銀、平均一ヶ年に百三拾目に相當り、此時高毎歳御作事奉行より、當役所へ上納之事に相極り、長棟山御門等御修葺之儀は、年々見分の上申付候事、

覺

一 七拾九貫九百廿四文

長棟山より富山迄、運送賃竿鉛三千六百八拾八貫九百目、三拾貫目一組にして、惣駄數百貳拾貳駄九步六厘、一駄六百五十文宛、

一 貳拾九匁壹分六厘

竿鉛三千六百八十八貫目、竿數千五百四本、東岩瀬へ川下三百貳拾四個認賃、但壹個に付九厘宛、

一 八匁壹分

同斷認繩代、一個に付、貳厘五毛宛、

一 三拾貳匁四分

同斷富山木町舟場迄、持付駄賃、一個壹分宛、

一 拾八匁四分四厘

同斷岩瀬川端迄、積下け運賃、但三拾貫目石にして、貳拾貳石九斗六升三合三勺三才、但石に付壹分五厘宛、

一 貳拾七匁三分

同斷波外場より御鉛藏迄、道程百九拾四間之處、持運井目懸手傳人足共千貫目七匁四分圖り、

一 八匁八分

同斷極印打等小遣代り、雇四人宿料共、壹人貳匁二分宛、



右文政九年、戊十月御藏納鉛高を以、運賃等大綱之所記置申候、鉛目形多少に依て、手傳人足等の増減も有之候事、

〔前田侯爵家記録〕

新川郡長棟村、仕法方産物方へ申渡候處、飛州山出る銅吹分け場所、射水郡横田村にをへて相建候に付、右吹所縮方等御用之者、兩人御用候條、同村に而相應之人撰有之、早速可被言出候、以上、

十一月六日

御算用場

礪波射水御郡奉行中

射水郡横田村に而飛州山出し銅吹所産物方に於て、取立候に付、高岡町金物職人、地吹分け方相望候者有之候は、右吹所は指出候得者、吹分け相渡候條、此段可被申渡候、以上、

十二月十二日

御算用場

金子篤太郎殿等兩人

射水郡横田村算用間 伴兵衛

同村算用間見習 爲次郎

右於横田村、飛州山出銅吹所就被仰付候縮方等主付之者、兩人に撰御達可申旨御談に付、遂詮議候處、右伴兵衛等、慥成者に付書出し申候、以上、

卯十一月十四日

金子篤太郎

玉井 三郎

山崎糸之助

御算用場

是歲、富山藩學教授市河世寧致仕す、

〔諸藝雜志〕 三

文安先生市河子靜墓銘、

故富山藩教授市河子靜歿、其子三亥自爲狀來謁銘於子、子靜執贄我祖正良公之門、因往來吾家數十年、舊社耆宿無踰子靜者、乃摘其狀叙之、曰子靜諱世寧、市河氏、一字嘉詳、號西野、寬齋、半江皆其別號、稱小左衛門、子靜其字也、其先甲州武田氏支

族也，居上州甘樂郡南牧山中，曾祖元照出仕沼田城主真田侯，祖元因又屏居牧山下仁田村，生二子，長子淨光，次子好謙，號蘭室，好筆札，受業細井廣澤，即子靜父也，子靜少志學，不願終老於畎畝，負笈游學，業成名騰，會昌平學員長闕，正良公以子靜補之，居五年以病解去，寬政三年，富山侯聞其名，徵為養舍教授，在職二十餘年，至文化八年以老致仕，子靜於學精敏，最長乎詩，篇什頗富，清麗奇峭，無所不有，其初為樊川一變而香山，再變而劍南，終又鎔陶諸家，別出杼軸，亦非一體，後進推以為領袖，承其指畫，粗能成家者不少，子靜居恒溫厚，易不嘉忤於物，然內懷氣節，每見小人作態，指隨無取，由是失意落魄，亦晏然不動，一友以冤繫獄，奮身往救，皆危之，亦決然不顧，其風概多此類，性耽山水，以上毛桑梓之地而多佳勝，屢遊涉探討，口後又游長崎一年，其清客唱和亦晚途一滴也，前後所撰著頗多，得日本詩記五十卷，全唐詩逸三卷，陸詩意註七卷，陸詩考實三卷，宋百花詩七卷，金石私誌，青口私誌各六卷，半江暇筆五卷，瓊浦夢餘錄一卷，詩文集十卷，晚編上毛志，未全成，文政三年七月十日以病終於家，享年七十二，門人皆議私諡文安先生，葬於都城北谷中村本行寺中，配長谷川氏生二男五女，長則三亥，以善書名噪一時，次詳胤，出嗣鑄木氏，亦名畫，銘曰：

名不虛至 長在藻辭 白也墨妙 據以寫之

叔也意匠

運以畫之

夫書與畫

出翁之詩

後先輝映

足貼來茲

文政三年歲次庚辰冬十月二十日

大學頭林衡為文大和守牧成傑題額

門人大窪行填諱

孝子三求血書

〔近世先哲叢談正編〕

上

市川世寧，字子靜，一字嘉祥，號寬齋，半江，西野，皆其別號，

上野甘樂郡人，

父好謙，號蘭室，好筆札，受業細井廣澤，寬齋少志學，不願終老於畎畝，負笈游學江戶，登林氏門，業成名顯，會昌平學員長闕，林氏以寬齋補之，居五年以病解去，富山侯聞其名，辟為養舍教授，在職二十餘年，以老致仕，

寬齋學博才敏，最長乎詩，清麗奇峭，無所不有，初為樊川，一變而香山，再變而劍南，終又鎔陶諸家，別出杼軸，亦非一體，後進推以為領袖，承其指畫，能成家名世者，柏如亭，大窪天民，菊池五山等是也，

寬齋溫厚和易，不喜忤於物，然內懷氣節，嘗見一儒作態，指隨無所避，由是失意落魄，亦晏然不動，一友以冤繫獄，奮身往救，人皆危之，亦決然不顧，其風概多此類，

性耽山水，以上野桑梓之地而多佳勝，屢游涉探討，編上毛志，晚遊長崎，一年與吳客唱和，爲吳客所敬重焉。

寬齋嘗摺唐詩逸存于我者，編爲三卷，顧儒某目爲全唐詩女媧氏。寬齋評近人書曰：細井廣澤，如石勒卽帝位，雖不免僭父之態，要是豪傑，平林淳信，如藩國行人，略慣禮數，衣服整齊，舉止翩翩，獨所乏者學術而已。葛烏石，如下邑社劇，打扮於關帝，寬袍大帶，時露本來面目，高頤齋，如賣藥翁舞劍，非無一二好處，終是法外之物，關思恭，如瞽者鑿定古書畫，自己面貌猶未辨爲如何，三井親和，如權家門吏，送迎賓客，事事言言皆俗惡，伊藤益道，如村里小兒，精勤冬學，略解文字，体面欲就吏部試，阿保壽，源東江，如剪綵作牡丹，非不美觀，奈無生色，又如山中枯禪，雖有菜色，漸近正覺，松山天姥，如新造殿鼎，花文勻貼，綠鏤清潤，但不堪一種臭氣，平林淳篤，如土豪子弟，草芥金錢，身不解得錐刀，利只倚父祖遺業，關其寧，如行商鬻磁器，碗壺碟皿，人適用，而無一物可寶，佐潤，如墮落沙彌，還俗舉動甚謹，動露蔬荀舊習，又如布袋和尚，行由徑，腰腹肥大，步趨不自由，田順，如不學僧官，暫還故鄉，自居尊大，恐喝野老，無一語及法門，箕田騰，如寒夜念佛，五更聲澄，外貌雖寂志在一紙半錢，芝巖，如雪中失途，求前人跡，步步疲勞，悉非已物，中井敬義，如蠅虎捉蠅，非不用力，惜不過捉一物。

寬齋所撰著頗多，日本詩紀五十卷，全唐詩逸三卷，陸詩意注七卷，陸詩考實三卷，宋百花詩七卷，金石私誌，青蚨私誌，各六卷，半江暇筆五卷，瓊浦夢餘錄一卷，詩文集十卷，寬齋摘草四卷，寬齋遺稿四卷，上毛志若干卷。

大窪詩佛題寬齋肖像云：出爲昌平學員長，不是他人，維河先生，退稱江詩社長，不是他人，維河先生，排擊七子，首唱清新，不是他人，維河先生，先生之老益變益妙，混化諸家，金玉其聲，嗚呼偉哉，先生於詩，變化無窮，猶龍難名，其爲人也，溫厚和易，是以在世莫與人爭，好學之篤，老而不衰，故所撰著，日課月程，教人之方，不欲桎梏，使其各自得其性情，晚年嗜酒，號醉鄉侯，優遊自得，忘辱忘榮，醉中乘輿，揮毫落紙，草際蛇走，天邊鴻驚，咨咨嗟嗟，泰山一類，誰居復主，此詩壇盟。

寬齋嗜酒，自號醉鄉侯，漫作云。

人間富貴似雲浮，唯我榮華別有謀，開國醉鄉三萬戶，年過六十始封侯，寬齋素富篇什，今錄傑作四首於此。

孤舟月上水雲長，崖樹秋寒古戰場，一自風流屬坡老，功名不復畫周郎。東坡赤壁圖  
青灯孤照夜，感集讀書中，黯淡窓無月，蕭騷竹有風，模楷終黨錮，姦賊自英雄，欲洗胸懷去，長宵瓶酒空。冬夜讀書後漢書

寒雲斷續月如弓，蕭寂孤村未睡中。近有後山狼乳子，一聲震地五更風。宿山家  
 三千世界作微塵，踏破風濤遂背人。柔面縱令同一顧，也應難見本來空。背而達磨圖  
 寬齋享年七十二，門人胥議私諡曰文安先生。長子三亥，號米菴，以善書著。次祥胤，出冒鏞木氏，亦名畫。

〔續近世叢語〕

文學

市河寬齋嘗摺唐詩逸存于我者，編爲三卷，皆川淇園目，曰全唐詩女媧氏。

市河寬齋名世寧，字子靜，一字嘉祥，半江西野，皆其別號。上毛甘樂郡人，父好謙，號蘭臺，好筆札，受業細井廣澤。寬齋少志學，不願終老於畎畝，負笈游學江都，登林祭酒。正良公門業成名顯，會昌平學員長闕，正良公以寬齋補之。居五年以病解去。寬政三年，加賀支封富山侯，聞其名，辟爲贊舍教授。在職二十餘年，以老致仕。寬齋學博才敏，最長乎詩，清麗奇峭，無所不有。初爲樊川，一變而香山，再變而劍南，終又鎔陶諸家，別出抒軸，亦非一體。後進推以爲領袖，承其指畫，能成家名世者，小島梅外、柏如亭、大窪天民、菊池無絃等數人矣。寬齋溫厚和易，不喜忤於物，然內懷氣節，嘗見一儒作態，指擿無所避，由是失意落魄，亦晏然不動。一友以冤繫獄，奮身往救，人皆危之，亦決然不顧。性耽山水，以上毛桑梓之地而多佳勝，屢游涉探討，編上毛志。

晚遊長崎一年，與吳客唱和，爲吳客所敬重焉。文政三年歿，年七十二。私諡文安先生。長子三亥，字孔陽，號米菴，今以善書名噪一時。又善詩，入仕宗國。季祥胤出嗣鏞木氏，亦善畫，又善鑒定古書畫。

〔近代名家著述目錄後篇〕

市河寬齋補 名世寧，字子靜，稱小左衛門。

- 半江奇筆 六
- 西野漫錄 八
- 皇朝金石志 一
- 近人書評 一
- 俗耳談 二
- 林氏家譜略注 一
- 談唐詩選補 一
- 江湖詩人小傳稿 四
- 寬齋摘稿 二
- 寬齋遺稿 七
- 全唐詩逸 七

隨園詩話抄 以下按刊四

隨園詩抄

文化十年癸酉

紀元二千四百七十三年

三月 戊辰

三十日、町加賀藩、礪波郡産の織物に檢印せしむ、

〔菊地舊記〕

覺

一縮緬 壹疋ニ付判賃三分

一堅縞 同 一分

一柳縞 同 一分

但此分先達而不申渡候得共、此度改めて申渡候、

右品々は迄判賃無之ニ付、當年々判押候様先達而申渡置候所、判賃高不申渡候ニ付、今般右之通相極候條、此段夫々被申渡、尤判押人も可被申渡候、以上、

西三月晦日文化十年也

御算用場

成田此母殿 進士求馬殿

右之通り申來候條寫指遣候、得其意夫々申渡、此段判押人江も可申渡候、已上、

西四月二日

成田此母

礪波射水兩御郡

御扶持人

十 村

中

是月、三輪日顯、新川郡大久保用水を修營す、

〔前田氏家乘〕

十年三月、是ヨリ先キ享和年間ヨリ開鑿セシ新川郡大久保用水修營ノ舉アリ、田尻屋善四郎其ノ工事ヲ負擔シ、富山ノ住人岡田屋嘉兵衛私費ヲ以テ之ヲ扶ケ、率先居ヲ移シ開鑿ニ從事シ、終ニ貳千六百九十三石餘ノ水田ヲ成スニ至ル、後チ嘉兵衛ノ義舉ヲ賞シ村民相謀リ碑ヲ建ツ、藩ノ文學岡田淳之、其ノ文ヲ撰ス、曰ク、

本藩處士三輪日顯翁文化 丙寅年、捐擲收穀二千石餘自家田暨黃金幾千兩、以

墾大久保野公田七十九萬餘畝、且歲輸鹽于飛驒、此皆出翁所創謀焉、嗚呼翁處士也、而爲國興利強本恤隣、可謂用心勤矣、大久保父老恐翁之盛烈、堙滅、今茲庚

申六郎相議、刻石樹碑、徵記于余、余因爲記其由云、  
萬延紀元庚申秋九月

富山藩文學兼侍講 栗園岡田淳之撰  
同藩 不樵小西有斐書

〔參考〕

〔舊記雜聞〕

一新川郡大澤野の下も大久保開、天明寛政年間、大久保上中下東、四ヶ村、岩木  
新下、七ヶ村、二ヶ村、六ヶ村、開墾、新田、概略、合計、舊高三千六百七十石餘、

十月甲午

婦負郡の農民蜂起し、富山、八尾等の屋舎を破壊す、後富山藩、其渠魁を捕へ  
死刑及び追放に處す、

〔若林舊記〕

婦負郡案山子の弓矢

此度領内之百姓共騒動におよぶ事、今更にあらず、七ヶ年已前より事發り、  
二三年前、猶此もくろみ有由を申に、

抑其濫觴を尋に、御城下より南の方三里計り隔て、飛州街道の方に鹽野と申て、

南北二里東西壹里の小松原の荒野あり、此中程に大久保村とて茶屋貳軒外に  
百姓家の由五軒、合て七軒計りの小村あり、元來爰は小石交りにて、外々の田畠  
よりは少、高み故、用水の便あしきに付、少々宛畠物をせ、り、又は往來の旅客に  
茶酒を賣、たわこ、わらんじを商ひ、細き煙を上、來、しに、十三年以前、寛政年中未の  
頃は、工夫強、度量の者出來、此野畠を田地に開、へし、用水は神通川を笹津村の邊  
を取入、野一面に水かける事に成にけり、併、高に付、取入、甚、六ヶ敷、山の切岸、杯よ  
り通す事あり、此所岩にて人足の手に合さる故、能州法立山の石切共を雇ひ、普  
請に懸り、此入用銀、夥敷義に付、工夫をめぐらし、飛州登、の鹽を、是、まて、は、壹萬  
俵増を願、此運上利潤を以、普請致成就す、へしと取懸、けるに、成程申せし如、段々  
日を重ね、月を經程に、普請成就して、鹽野高、江自由、に水、あ、くり、用水の便、上、々に  
成にけり、されは、其頃、人々、奇妙々々と新田開の主付も出來、中にも富山岡田屋  
嘉兵衛、八尾玉生屋、久左衛門は、宜敷場所を見立、大、成作家を、建、家來も、大勢召抱  
新開、改作始、ける、然、其、荒野の石原を開、事故、初年は、勿論、年々を、經、といへ共、作物  
少々宛の畠々仕當、にも合す、退屈して、そ見、へたりける、又爰に、一手段あり、七年  
先、頃は、文化四年のとし頃、西國中國にて、は、せ實を取蠟となし、大利を得る事を

見聞し、何とぞ此國にもはせ實を植然べしと申出せし、何の聞定たる事も無く、人々夫々よひ工夫とて、遂に其事調ひ夫々懸の役人も出來り、西國は彼はせ實を取寄せ島へまき付ぬ、一兩年經し儘にはせ苗夥敷なり、山里村々江言付、苗を渡し島の間々に植付させけり、是にも飽足す、所々開所手上と名付、餘人の田畑を取程に、二三年立て後には新開發方等、名付人々持來りの新田、又は銀納畑等に、竿を入れて取程に人々迷惑いわん形なし、是は騒動の始めとはなりぬ、されは過し文化十年夏の頃、始めて新田取人島の内、久江村伊三郎といふ、輕百姓のおんでんざしを打壊しける、其後程經て八月の末の頃、山方の百姓發り立、小島村に貳軒、外輪野之内、大構長吉と申者、開懸の者等、都合三軒一夜之内に打壊し、其後九月に到、富崎村佐治右衛門といふ百姓を壹軒剛しける、彼隠田さしの由、是は後には八尾宿に拾壹軒打壊し、在々所々に剛方有といへとも、町騒動の跡成り、故に卷の末に記し置、但、此度莫大の糶納始と申事有、是は川原町屋、岡田屋の仕業なる由、百姓少々申、大騒なる都合して見るへし、

于時文化十癸酉年十月

百姓騒動之事

頃は文化十癸酉年、九月下旬頃、御領内、山里村々吟味人、肝煎組合頭等、御城下覺中町十村旅家江詰懸、當年夏以來氣色不順にて、山里一統田畑不作なるに付、立毛御見立御收納米之内、御用捨被下よと願ける故、其趣十村役人、御上へ申上げるに、御詮義何角障取延々なるに付、同十月朔日頃よりは、遠所の村々は五ヶ村宿々に逗留し、近在の者は日々通、十村旅家へ詰懸る、當年は逆も全ふに御收納いたし兼る旨申上、願ける、扱四五日を経は、七日八日頃よりは、山里村々より願筋杯、否聞合のため、或は迎ひの者のよしにて、追々數多御城下へ入込、何角騒敷なるに付、十村衆も色々相談し願上といへとも、兎角御詮義調理方等も延引になる故、十日頃よりは聞合の者、迎の者まで宿を取やうになる、かく日延になりて、同十四日晝頃、町々あるこ爰に、五人拾人立集、暮合頃より西町岡田屋嘉兵衛居宅の前通に大勢の百姓並ひ居る故、此町通懸し者如何之趣意にて、ケ様にいたし居るやと尋ぬれば、我々は見立御用捨願に出たる者なるが、未、願も叶わす、朝より出、最早暮に成ければ、空腹になりたる故、岡田屋より握り飯なりとも貰、空腹凌きたしと申に付、左様ならば此家計りには限まし、何れの家にも願そならずものと、不思議立、申ければ、いや此岡田屋は鹽野大久保村、并西の

見聞し、何とぞ此國にもはせ實を植然<sup>ル</sup>べしと申出せし<sup>カ</sup>、何の聞定<sup>タル</sup>事も無<sup>ク</sup>、人々夫々よひ工夫とて、遂に其事調ひ夫々懸<sup>リ</sup>の役人も出來り、西國<sup>カ</sup>彼はせ實を取寄せ島へまき付ぬ、一兩年經し儘にはせ苗夥敷なり、山里村々江言付、苗を渡し島の間々に植付させけり、是にも飽足す、所々開所手上<sup>ニ</sup>と名付、餘人の田畑を取程に、二三年立て後には新開發方等、名付人々持來りの新田、又は銀納畑等に、竿を入れて取程に人々迷惑いわん形なし、是<sup>カ</sup>騒動の始めとはなりぬ、されは過し文化十年夏の頃、始めて新田取人島の内、久江村伊三郎といふ、輕<sup>キ</sup>百姓のおんでんざしを打壊しける、其後程經て八月の末の頃、山方の百姓發り立、小島村に貳軒、外輪野之内、大構長吉と申者、開懸<sup>リ</sup>の者等、都合三軒一夜之内に打壊し、其後九月に到<sup>リ</sup>、富崎村佐治右衛門といふ百姓を壹軒剛しける、彼隱田さしの由、是<sup>カ</sup>後には八尾宿に拾壹軒打壊し、在々所々に剛方有といへとも、町騒動の跡成り、故に卷の末に記し置、但<sup>シ</sup>、此度莫大の糶納始<sup>ル</sup>と申事有、是は川原町屋、岡田屋の仕業なる由、百姓少々申、大騒<sup>キ</sup>なる都合して見るへし、

于時文化十癸酉年十月

百姓騒動之事

頃は文化十癸酉年、九月下旬頃<sup>カ</sup>御領内、山里村々吟味人、肝煎組合頭等、御城下覺中町十村旅家江詰懸、當年夏以來氣色不順にて、山里一統田畑不作なるに付、立毛御見立御收納米之内、御用捨被下よと願ける故、其趣十村役人<sup>カ</sup>御上<sup>ニ</sup>へ申上げるに、御詮義何角障取延々なるに付、同十月朔日頃よりは、遠所の村々は五ヶ村宿々に逗留し、近在の者は日々通<sup>リ</sup>十村旅家へ詰懸る、當年は逆も全ふに御收納いたし兼る旨申上<sup>ニ</sup>願ける、扱四五日を経は、七日八日頃よりは、山里村々より願筋杯、呑聞合<sup>ニ</sup>のため、或は迎ひの者のよしにて、追々數多御城下へ入込、何角騒敷なるに付、十村衆も色々相談し願上<sup>ニ</sup>といへとも、兎角御詮義調理方等も延引になる故、十日頃よりは聞合の者、迎の者まで宿を取やうになる、かく日延になりて、同十四日晝頃<sup>カ</sup>、町々あそこ爰に、五人拾人立集、暮合頃より西町岡田屋嘉兵衛居宅の前通<sup>ニ</sup>に大勢の百姓並ひ居る故、此町通懸<sup>リ</sup>し者如何之趣意にて、ケ様にいたし居るやと尋ぬれば、我々は見立御用捨願に出たる者なるが、未<sup>ダ</sup>願も叶わす、朝より出<sup>テ</sup>最早暮に成ければ、空腹になりたる故、岡田屋より握り飯なりとも貰、空腹凌きたしと申に付、左様ならば此家計りには限<sup>ラ</sup>まし、何れの家にも願そならずものと、不思議立<sup>テ</sup>申ければ、いや此岡田屋は鹽野大久保村、并西の



茨山等に作家を立、新田開<sup>+</sup>百姓致さるれば我々仲間なる故、仲間は一體の事なれば、此家より外に懸<sup>+</sup>合<sup>+</sup>家なしと人々申故、通<sup>+</sup>懸<sup>+</sup>し者も扱はとあきれて行過る、兎角する内拾四五人も家の内へ入込、空腹なるまゝ飯を出されよと申故、仕方なく喰殘<sup>+</sup>櫃<sup>+</sup>に有合の飯を握<sup>+</sup>出しければ、前通<sup>+</sup>にならひ居る者ともへも、皆々振舞吳られよと申故、人数は何程有やと尋ければ、凡貳三百人と申故、夫にては唯今急にいたしかたし宿へ退<sup>+</sup>待吳らるれば、焚出しを夫へ持せやるへしと言譯皆まて言せず、何を言我々は未<sup>+</sup>願も叶す、宿を取根氣か有物か、いさこ言す、はや出せ〜さあ出せと聲高にのゝしれば、持てあましてそ見へにける、かゝる處へ役人衆懸付、百姓共大勢夜中に町へ入、ケ様に騒々敷いたす義、不届千萬以外の事成そと呵付、若又願筋もあらは村役人を以明日申聞へし、最早夜も更たりはや〜在所へ引取よと強制し、棒を振廻す氣色見て残念とは思ひながら、皆こそ〜と退<sup>+</sup>ける、しかるに此日も村役人とも旅屋へ詰て居れとも、何の沙汰もなく、今は氣もつかれ色々相談最中へ、聞合の者迎ひの者共大勢來<sup>+</sup>どふじや〜と責懸<sup>+</sup>故、あるにもあられす胸をすへ押て色々願を申は、十村も爰そ一大事と建<sup>+</sup>願ひけれとも、何事かはかたらす、其内夕方になり、早や日入て夜に

入れは、皆々如何と待退屈する折から、五<sup>+</sup>過と思ひし頃、十村旅屋へ歸<sup>+</sup>さてさて各數十日の願故、我々も骨<sup>+</sup>折色々申上たる甲斐もなく、見立願御聞届なく、併少々成共何角思召も有様子にて、先<sup>+</sup>此段申渡<sup>+</sup>と被仰る、間、其旨承知して先<sup>+</sup>歸られよと申ければ、皆々力<sup>+</sup>落し扱々残念や是まで心<sup>+</sup>くたき、種々事<sup>+</sup>譯て御頼申上たる事も、徒事に成たるかと、拳を握<sup>+</sup>涙<sup>+</sup>出し残念かこそ慈悲もなし、扱村々へ歸りて何と言へきと、途方に暮て居たりしか、何共仕形なくして先<sup>+</sup>五<sup>+</sup>宿へそ引取ける、其夜は宿に待居ける者共へも被仰渡之事共、申聞<sup>+</sup>四<sup>+</sup>過頃より何等の事をか相談いたしけるにや、其譯はしらね共、只何事なく曉過頃無異に宿を出村々へそ歸<sup>+</sup>けり、さ有て翌十五日の朝五<sup>+</sup>時頃御城下町々七口<sup>+</sup>何等の趣意共しれす、百姓共管笠を被り番鳥を着し、五人七人或は拾人貳拾人、むれ〜と來る故、町々の者共不思議を立、是は何事やらんと詠め居るうち、次第次第に人数多になり、最早晝頃は黄色に成番鳥の布引になる程に、八<sup>+</sup>時頃は岡田屋嘉兵衛前通<sup>+</sup>に並び、其内十四五人も家内に入り皆々空腹なり、はや〜握<sup>+</sup>飯を出せ〜と聲高にさわくうち、後の方鈍<sup>+</sup>かしかり、さう云ふては埒明ぬ懸れ〜といふや否や、一度にとつと鯨の聲を上<sup>+</sup>、嘉兵衛家の内へとつと入込、戸障子唐

紙を打破り家財不殘打剛町の中へ投出す事凄しかりける次第也、見物之者共こは大騒動、やれ潰し方くと西東へ走ると、町中の者共大勢懸付、隣町といへとも人込にて、一向往來もならぬ程に、わやく云てさへたり、然る所嘉兵衛身内の者にや有けん、脊戸の方より屋ねへ登り屋ね石を取て、人込の中へはらりくと礫に打ては、見物之者とも皆をそろしと逃出し、百姓は天窓を打損し手足を痛、怪我をいたすといへ共、家財は不殘壞し果たり、是まてなりと皆散り散りに歸りける、其跡へ役人衆來、彼是と縮方殿敷なり、亂妨の事とも口しると、見分の役人も來、潰し家財共取形付、掃除いたし居る内、先程逃散たる百姓共、何れに淀、有けるにや、又町々に五十人百人集、人々聲高に是を舟橋向川原町屋え行、握り飯貫ひよといふより大勢一度に押て行、其人數幾程といふ事を知らず、其上町中を見物の者も大勢交り行程に、數千の人、眞黒になりて、諏訪之川原舟橋を渡り、船頭町より段々と新町へ懸る、此時皆々無言にて行、此町口を其朝御城下え入込し人數よりは夥敷なり、すらくと通るにそ、愛宕町より西向町々の者とも膽をつぶし、こりや何事ぞと門に立、辻々に立て見物する内、大勢の者共町端へ通過る者も有、長岡道え行者もありけれど、大勢大勢集り中程は川原町屋宗

五郎前通りに充々居並ひ、家内へ十四五人入込例之通り何れも空腹になりたり、握り飯振舞と聲高に申故、岡田屋之仕うちには聞たり、仕形なく有合の飯を手束にして出しければ、前に居る者とも長岡道小松原に大勢集り居る者共をと呼り、皆々へ振舞と申故左様ならば有合の飯にてはたるまじき大釜にて焚せんと、さわく内役人衆大勢懸付、彼是と制しければ、一先散々に在所へ退ける、最早其夜も入れ共、又もや押懸る事とめらん、覺束なしとて役人衆も其儘居たり、町内家々に役所をはり大挑燈とほし、酒杯、吞て詰て居る、其夜は何事もなく立明し、夜明て翌朝歸らる、扱翌十六日より右之役人衆町中棒を突廻らる、町中へも火の廻、其外諸番殿敷觸廻、人々胸當などとしてりきみかへりて廻ける、扱其夜五頃と思ひ時分、石坂山、八ヶ山、北代橋の方に明松貳參拾本見ゆるといふ説こそあれ、人々驚き山手の方を見るに、段々と町口へ來るやうす故、そりやくと言内役人衆大勢かけ付、岡田屋、川原町屋、兩家の近邊をかため遠見を出すに、いかはしけん、近々と明松見へし分にて、無何事無異にて夜を明し、明十七日の朝、又役人衆歸られける、扱町中の評判はかく度々百姓共立騒、は、御用捨米計の事にもあらず、委しく聞けば七ヶ年以前々の事にて、山里村々田島新開

始め所々前々を持來、新田に御收納米手上をし、慈悲なく無理に引取る故、各田畑に離れ又は榛實蠟種を蒔、其苗を村々へ割付渡し植させ坏し、其上此度莫大の糶納始よし、此事誠ならは一向百姓は成立す、喰物もなく成て餓死にをよふたと申山の取沙汰色々、十七日の夜も百姓出る、十八日の夜も又出ると言沙汰故、人々膽を消し役人衆も先夜の通毎晩く詰らる、併ながら手替りなくては疲る事もやと加役を立、此度は夥敷番して居らるゝ程に、日數經て人心も少々落付、諸役人も怠り氣味に成にける所、同十九日の夜四時過と思ふ頃、すは山手の方を明松こそ見へ來るといふ説こそあれ、人々かけ出山手の方を詠るに、長澤山、羽根村、ほしり坂、安田村迄、數百の明松燈し、つれ貝を吹、鐘太鼓をたゞき、鯨の聲仰山にて金屋村へ押寄る、村影に成ければ暫消やうに成と、又金屋村の伊賀殿の城跡の方々、又鯨波を合、御福村に入、此時城生山に大かゝり火を焚へて、有澤川原にて鯨波を合、明松貳三拾本見ゆると、三子島にて高挑燈十四張差上、事夥敷ぞ見へける故、町中恐れをなし大きに騒出、人々西をさし高望て見へける、誠に凄したくま敷仕方、是は土民の所爲とも見へかたし、但は浪人風情の者も入交、斯あらんと人々膽を消して見る所に、大勢の百姓は御福村に入來、小

松原へ入しに、明松を消し此夜は誠に晴天にして月明かなり、然れ共追々足輕其外諸役人走付、町へは入立しと町端の木戸を鎖かため、扱百姓は木戸に取付、ゑいゝ聲を出し押々する内に、木戸ゆるき出、片扉押たをし、鯨波を上、とつと一度に町口へ入、其勢ひ凄しく、諸役人もこわたまらしと逃出し、四五町計も跡すさりす、段々百姓共わやゝと入込程に、川原町屋の前へ込來、彼是する内川原町屋宗五郎か身内の者共、脊戸方々屋根へ上、屋根石を取て、寄手の百姓へはらりゝと礫に打付る、百姓もこわたまらすと逃出す、中にも兩三人手負天窓の鉢を割れてうこめく所を得たりや賢しと兩人迄改方へ召捕たり、百姓は石礫に恐れ少々計引退、是にて最早引やと思ふ所に、そはなくて盛返し、しすくと、又町へ來、川原町屋の前へ入來、大道に居並ふ、其有様を見るに、身には番鳥を着し天窓に三俵を被、御福村の方まで滿る者、何千何百人有共數知れず、此時又川原町屋の馬鹿ものにや有げん、脊戸方々屋根へ上、西の方の破口へ來り、大音聲を上、て何の趣意を以、大勢ヶ様に騒々敷來るやと喚懸ると、下々百姓共我々は此度一通りならざる御願之義有て參所に、いか成趣意有て屋ね石を打大勢怪我さして、其上貳人まで捕へらるゝや、極惡非道と口々にのゝしるに、やねが其

願之義は何等の事なるや委、申聞へし、品に於一々聞届やるへしと役人らしく云述る、百姓共下を申は先達而旅屋へ向ひ見立を願一向叶わす、殊に此度ケ様は大勢の出るは其願のみにもあらず、莫大の糶納始り人々餓死にをよふ場になりしかは、是等の義を御免の願ひ、其上都て十一ケ條の願事格々の通、御免なくては、此場所引かぬと大聲上、願事一々申に付、銘々悪口雜言する事聞にもきかれず、屋根は其願一々聞届たり、宜敷申上取計ひ遣るへし、はや引よくと、しかつべら敷申共、百姓共は合點せず、左有は先程連行し、兩人の者を返し、其上一々聞届たると申しやうこに、一人へ書付渡とのしるに、屋ねへ上り居る者も法辨にて願は聞届たりとは言共、兩人を返すと申此返答に行詰り、迷惑して無言に成、此長問答に時移り夜も八時半過頃に成ければ、百姓共返答を待兼、是は定てケ様にたまし置、夜を明す手段ならんか、れやれと一度にとつと立騒軒下へ入り出格子扉を打潰す、此時又々役人も見物も一度にとつと東をさして逃出す、扱屋根よりは彼馬鹿者共夥敷石礫を投落す、内方は如何成大馬鹿者や有けん、扱身の鍵にてむしやうに突、此あらそひにて、鍵瘡、礫瘡敷多手負と、小松原まで引ける故、最早歸るかと思ふ處にさわなくして、又町へ入、元の通

に居並ひ口々に悪口す、此時御郡奉行衆立向ひ、願之趣意を聞へしと云へければ、百姓拾一ケ條願の趣一々申上、其上怪我人大勢有内、鍵にて殺され石にて打殺されたる段申て、大音上、大勢一度に泣出す、其有様凄しとも哀れとも中々申もをろか也、奉行衆は委細神妙に聞届、願之趣宜敷取計ひ遣るへしと、能々吞込いさ引退よと申さるるに、左様ならば先程捕へられたる兩人は、何にも知らぬ者にて候間、兩人共に御返下されよ、さなくはいつまでも歸らしとねしかる故、仕形なく兩人の者共を百姓へ渡しけり、壹人は天窓われの手負、一人は手足少々の手負也、百姓は是を受取願は叶ふ、有難くと次第に引のく頃は、夜明烏かかわく、可愛やくと手負を連れ皆里々へそ退ける、扱翌二十日ハ町在共皆人々悪鬼にとられし心地して、何日も寐ぬ目を撫こすり、あ、何と成事やらんと、只忙然とあきれ居たる、同日の暮頃に願之内糶納立毛、開方等、三品御免被仰付、其旨村々へ飛狀廻悦ひの眉を開、翌二十一日肝煎組合頭共村々を旅家へ集、三品御免の御請申上、皆々勇んで歸りける、就夫跡に残る願とも追々御免下されと吳々申上る由、扱翌二十二日、岡田屋川原町屋等、夫々御手當被仰付被呵けるにより、世の中も靜に成り、此度の百姓騒きも事納り、人々安堵

之思ひをなし、時の奉行そ有難き、  
 右之趣にて御城下百姓騒終る、此末同二十五六日頃迄、田畑屋萬右衛門、安田屋  
 與治兵衛兩人も剛方いたす抔、悪評取沙汰有けれ共、是は評伴のみにて今に何  
 事も無<sub>レ</sub>宿在々、塚方同十九日の夜、同時八尾宿、并在々に塚し方有り、是は開方に  
 付是まで田畑山林等を取れたる趣意にて、此數年山里在々の者悪<sub>レ</sub>居たるもの  
 共打剛し、其後二十一日の夜、二十三日の夜迄、日を追て潰し方止す、怪我人多其  
 内重々の手負たる者、金屋村<sub>二</sub>壹人、安田村に壹人、小泉村<sub>二</sub>壹人、都合三人相果たり、  
 夫々御上へ御届御見使相濟、野邊の送りもそこ<sub>レ</sub>に親兄弟歎之程、哀なりけ  
 る次第なり、塚方左之通<sub>レ</sub>

一十月十九日夜、八尾町に剛方拾壹軒、店あらし拾軒都合貳拾壹軒、

東町

- |         |      |          |         |
|---------|------|----------|---------|
| 大野屋三郎兵衛 | 家三井土 | 玉生屋久左衛門  | 外ニ井酒藏壹ツ |
| 升屋庄治    | 家井土  | 高嶺屋宗三郎   | 家井土     |
| 福島屋忠右衛門 | 家井土  | 西町井波屋與兵衛 | 家井土     |
| 米屋喜兵衛   | 米拾リ  | 黒田屋久右衛門  |         |

長谷屋太右衛門

甚三郎

飛騨屋喜兵衛

中山や 又吉

外<sub>二</sub>店あらしと申は、蒔計り打剛したる分拾軒計有之、

此外在々左之通

十月十五日夜

鹽野岡田屋作家

十月十九日夜

長澤新村久兵衛

十月十九日夜

小の島餘四右衛門

十月二十二日夜

茨山開所

十月二十二日夜

椎木村六兵衛

十月二十一日夜

岩 稻 村

十月二十一日

廣田村善右衛門

十月二十一日

友坂村古澤屋藤兵衛

光格天皇文化十年

十月二十一日夜 廣谷村久四郎 此者ハ吟味人、肝煎役相勤申候由、氣へん宜敷人ニ御座  
被取申付、此度は山境あらそひ致、所願申由、

十月二十二日夜

茨澤村五兵衛 此者杉谷山開取

十一月九日夜

高木村半兵衛 此役衛門人、不申付、御座候由、此節は發役義に親土田致、  
罷居筋門人、由法申付、御座候由、此節は發役義に親土田致、

十一月九日夜

中沖村善兵衛 此役衛門人、不申付、御座候由、此節は發役義に親土田致、

十一月九日夜

本江村九郎右衛門 此役衛門人、不申付、御座候由、此節は發役義に親土田致、

〔内山舊記〕

北山村 孫三郎

高木村 徳十郎

高日附村 五左衛門

右之もの共、一昨年御郡方打荒之義、頭取夫々申觸、人氣を爲騷立候段、御政事を妨候ニ付、死刑ニ可被仰付處、此度瑤臺院様御法事ニ付、死罪被指免永牢被仰付候、

福井村 與三兵衛

大塚村 茂八

右之もの共、常ニ心底不宜、其上一昨年御郡方打荒之砌、不屈之義有之候間、出牢之上御領分追放被仰付候、是以後御領分へ立入申間敷候、

友坂村 三六

大坪村 太兵衛

上高善寺村 善助

右之者共、一昨年御郡方等、打荒之砌、不屈之義有之候付、出牢之上三ヶ國追放被仰付、是以後三ヶ國へ立入申間敷候、

楡原村 彦次郎

右之者、一昨年庵谷村久四郎居宅打荒候義、夫々申觸、人氣を爲騷立候、致方不届至極、付、殿科ニ可被仰付候處、此度瑤臺院様御法事ニ付、出牢之上三ヶ國追放被仰付候、是以後三ヶ國へ立入申間敷候、

須原村 助太郎

右之もの、一昨年岩稻村喜右衛門等、居宅打荒之義、夫々申觸、人氣を爲騷立候、致方不届至極ニ付、殿科ニ可被仰付處、此度瑤臺院様御法事ニ付、出牢之上三ヶ國追放被仰付候、是以後三ヶ國へ立入申間敷候、

亥五月二十五日

原田九郎三郎

右一昨年若松宗右衛門、居宅打荒之砌、不届至極之致、方有之候付、御扶持被召放、出牢之上三ヶ國追放被仰付候、是以後三ヶ國へ立入申間敷候、

川原町屋 宗五郎

右一昨年居宅候百姓共、押寄打荒し候趣意へ、常々貪利欲下々之難義ニ差迫候儀不願、相工ニ候仕業共有之より事起り、御政事を妨、剩右百姓共相集候砌、鑓等取扱怪我人有之處、取始未之義不行届、其上於公事場吟味之節、相陳候族、不届至極ニ候、依而出牢之上三ヶ國追放被仰付候、

亥五月二十五日

若松宗右衛門

右一昨年居宅候百姓共、押寄打荒し候趣意へ、常々貪利欲下々之難義ニ差迫候之儀も不願、相工ニ候仕業共有之より事起り、御政事を妨候段、不届至極之事、一百姓共相集候砌、鑓等取扱怪我人出來之義ニ付、頭を以度々御糺被仰付候節、相口陳へ、其上於公事場御詮義被仰付候、申分ヶ難相立次第、重々不届至極之事、

右之條々御外聞を穢沙汰之限りニ思召候、依之御扶持被召放、三ヶ國立退候之様ニ被仰出候、

亥五月二十五日

文化十二年乙亥 紀元二千四百七十五年

新川郡舟倉野開墾成る、

〔椎名道三履歷〕

文化十二年、射水郡内島村五十嵐孫作等發起ニテ、上新川郡

舟ノ倉野開拓出願許可ヲ得、養水へ同郡大田薄波村領ニテ長棟川ヲ取入レ、水路里程大凡四里餘ノ長途ヲ經テ、舊草高千八百二十二石ノ開墾ヲ落成ス、

### 仁孝天皇

文政二年己卯 紀元二千四百七十九年

三月 癸巳朔

十七日、己酉加賀藩、民政を釐革し、是日、十村二十八人を獄に下す、

〔前田金澤家譜〕

三月六日齊廣教ヲ下シ曰、頃者頻年豐熟ス、而シテ民流亡スル者多シト聞ク、固ヨ

リ余レノ政理其道ヲ得サルニ由テ之ヲ致スヲ知リ、憂心胸ヲ刺ス如シ、然リ改作奉行ノ設ケアル抑コレカタメ也、苟モ改作奉行ニシテ其職ヲ守リ心ヲ農政ニ竭ス民ノ窮斯ニ至ラサルヘシ、宜シク急ニ民ヲ救フノ術ヲ議シ以聞スヘシト、是ノ日、又老臣等ニ教シ曰、余カ不肖ヲ以テ先世ノ統ヲ承ケ、祖宗ノ位ヲ辱シムルヲ恐ル、故ニ日夜勵精シ微功ヲ立テ、國家ニ補益スル所アラント欲ス、之ヲ心ニ蓄フル既ニ數年、今ヤ斷然意ヲ決シ其事ヲ行ハントス、恭シク惟ミルニ微妙公不世ノ才德ヲ以テ、多年ノ深思ヲ積ミ、始テ改作ノ法ヲ立ツ、爾來百有餘年歲月ノ久シキ、知ラス、識ラス、其法失墜ニ至ル者モ亦尠カラズ、余レ之ヲ愛ヒ自ラ不肖ヲ願リミズ、其缺ヲ補ハント欲ス、之ヲ微妙公ノ大業ニ比スルニ、固ヨリ十カ一ノミ、然リ易シトシテ之ヲ忽ニスヘカラズ、何トナレハ習慣常トナリ、弊害ノ弊害タルヲ知ル者ナシ、而シテ一旦ニ之ヲ除ントスル、愚民或ハ必ス驚擾騷動スル者アラン、余レ豫メ之ヲ察シ、頃者既ニ之ヲ幕府ニ申疏ス、故ニ卿等懼レテ、撓マス、勵精余レヲ輔ケ速ニ成功ヲ告ケヨ、然ル後貧民所ヲ得テ國家保ツヘキナリト、時ニ新進ノ關貢秀、屢齊廣ヲ干シ曰、封内ヲ查丈スル隱田數十萬石ヲ得ヘシ、之ヲ以テ貧丁ニ頒授スル、窮民業ヲ得テ國富スヘキナリト、故ニ是ノ命ア



リト云、十七日、十村廿八人ヲ獄ニ下ス、時ニ新田裁許某等七名十村トナルヲ觀  
 視シ、改作補綴ノ令下ルヲ時トシ、流言ヲ布キ之ヲ動シ曰、農ニノ農ヲ知ラス、專  
 ラ奢侈ヲ事トスルヲ以テ、田家風ヲウケ業ヲ失ナヒ産ヲ破ル者多シト、是ニ由  
 リ廿八人ノ者罪ヲ獲ルト云、閏四月郡奉行、改作奉行、十村廿八人ノタメニ連署  
 シ、其罪ヲ宥サンヲ請ヒ曰、此ノ輩大厦ヲ構シ美席ヲ布ク、敢テ奢侈ヲ事トスル  
 ニ非ス、但シ君ノ放鷹ニ出テ小憩スルト、巡見使ノ宿次スルトニ設ル也ト、齊廣  
 批ヲ下シ曰、余レノ放鷹ニ出ル游豫ヲ事トシ自ラ樂ヲ取ルニ非ス、農家ノ盛衰、  
 土地ノ肥瘠、下民ノ疾苦、吏治ノ善惡ヲ察スルタメナリ、然ルニ、其憩息ノタメニ  
 華美ヲ飾ル、甚タ謂レナキナリ、古ヘ云ハスヤ、君ヲ立ルハ民ノタメ、君一人ノタ  
 メニ民ヲ置ニ非サルナリト、然ラハ則邦君ノ休息スルタメニ、大厦巨屋ヲ設ル、  
 邦君之ヲ觀テ心ニ快トセンヤ、百姓ハ百姓ノ家ニシテ其分ヲ守ルヲ以テ、政事ノ  
 國ニ行ナハル、ヲ知ル、且ツ、余レ第屋葉薦ニ休息シ、親シク貧家ノ情體下民ノ  
 窮苦ヲ辨知スルヲ得ヘシ、巡見使ノ來ルモ亦然リ、百姓ハ百姓ノ家ニ住リ而後  
 邦治ノ美觀ルヘシ、然ラスノ、各其分限ヲ失ヒ、奢侈ヲ事トスル、風俗質實ナラス、  
 政治紀綱ヲ失ヒ、徒ニ余レノ辱ヲ増スノミ、上ヲ敬スルニ似テ、不敬ノ大ナルモ

ノ也ト、是ノ月、先キニ獄ニ下ス所ノ、十村十八人ヲ能州ノ海島ニ流シ、六人ヲ宥  
 シ終身吏トナルヲ禁ス、

〔杉木御觸留帳〕

今般百姓成立之爲、格別之御趣意を以、萬端被仰付候義に候

得者、先以風俗相直リ不申而は、成立にも不宜と思召候、其風俗を相改申儀は、十  
 村共之心得相改リ不申而は、未々不相改義、是迄之十村共之中には、自身田畝へ  
 踏込、鍬杯持申覺之者も無之、上臈之様に相成、衣食住奢侈に相慕、遊藝杯而已心  
 掛、百姓之成立も不改付體に被聞召、沙汰之限りに被思召候、向後右之役人に罷  
 成候而は、急度可相心得、若不埒之義有之候得者、殿敷越度に被仰付候、

一 木綿布子、木綿袴、小倉帶、木綿羽織着用可致候、十村之義は、紬は可指許、絹或は  
 唐晒サ染、木綿、或はちゝみ晒布之類、不可致着用、且布上下之外無用に候、

一 家内妻子、前文同様、白き下帷子、緋之肌衣無用、帶、腰帶、半襟、緋可指許候、

一 紫紅色二品模様付候、着類振袖無用候、

一 京島、京木綿等不可用、妻子手織可相用候、

一 足袋不可用候、

一 櫛、笄、朝鮮くしら、眞鍮之外無用に候、

- 一 青傘、蛇目傘不可用、
- 一 三味曳、尺八、碁、象戲、茶湯杯、農業之妨に可相成品不可致候、
- 一 家作前々被仰出候通、急度可相守候、分限不相應之家作等有之體、右様之奢侈於有之者、殿敷御答可被仰付候、
- 一 長脇指不可帶候、
- 一 對武家致無禮問敷候、
- 一 米不可致常食、たん子、こはい、大としり粉、めくす等喰可申候、
- 一 すいき、大根、菜心掛、屋腰に掛干置可申候、
- 一 厚味之肴、不可致食用、何分仕事之者はすしゆるみ不宜候、
- 一 なら漬香物不可致候、
- 一 草花うへ不申、尺地にも食用之品、或は柿栗之類うへ可申候、
- 右之條々向後無違失相守り、有來之分も早く可相改、無左而は舊染之俗不相改義に候間、急度此段可申渡旨、被仰出候條、早速夫々可被申渡候事、

〔參考〕

〔杉木記錄〕

文政年中舊十村ノ大獄、  
 加賀藩ニテ加能越三州ヲ統轄セシ時、各郡ニ組ヲ置キ、壹組大ナルハ七八十村ヲ管シ、小ナルモノ三十餘村ヲ管シ、組ニハ組村十村（十村トハ猶里正）十村ハ身分百姓ナレドモ、明曆萬治コロヨリ此役ヲ勤メ來リシ舊家ハ、其當時槍ヲ樹テ双刀ヲ帶フル事ヲ藩ヨリ許サレテ、郡中ニ於テハ威權赫々タルモノナリキ、然ルニ文政二年、彼十村敢テ深キ罪ナキニ民政改革ノ爲メ、之ヲ禁獄セシメタリ、後ニ之ヲ能州ニ流刑セリ、其人名左ノ如シ、

- 大丸村 與右衛門 ○ 寺井村 宗右衛門
- 福富村 六郎右衛門 ○ 御所村 源兵衛
- 御所村長 次郎 源兵衛父 ○ 南森本村 三郎右衛門
- 笠島 新八三郎 ○ 中居村 三郎兵衛
- 萩谷村 七左衛門 ● 戸出村 又 八
- 宮丸村 次郎四郎 ● 内島村 小豊次
- 加納村兵衛 ● 島村 善兵衛
- 沼保村 幸右衛門 ○ 天正寺村 七郎

○神田村小右衛門

○大門新町七右衛門

○沼保村彦四郎

○山田村祐三郎

石佛村重右衛門

淵上村源五郎

折戸村源助

酒井村一樂

稻舟村藤太

馬場村喜右衛門

下條村彌次郎

中居村三右衛門

内島村孫作

馬場村八左衛門

以上參拾一人 ○壹名不合

●印ハ能州向田村 ○印ハ曲村ハ流刑

右ハ文政二年二月二十日曉、算用場ニ於テ奉行前田裁記、遠田誠摩、大地繞殿左衛門ト、改作奉行金谷佐太夫、中村宅左衛門、大村友右衛門、富永權左衛門、井上仁左衛門、永井徳右衛門、加古八郎太夫ノ諸人ヨリ沼保彦四郎、●馬場八左衛門、●中居三右衛門ノ三名ハ宿預ケヲ申付、足輕ヲ銘々十人宛禁番セシメ、餘ノ二十八名ハ公事場ニ呼出シ、御用番辻平之丞ヨリ書取ヲ以テ左ノ申渡アリ、

其方共先達而御様子有之、牢揚屋へ被入置候處思召有之、拙者共並算用場奉行等へ御書取ヲ以、被仰渡之趣、今日呼出申渡候、今般御仕法御改、大小の百姓成立方、多舊染を御改之爲め、御領國頭立十村共牢揚屋へ被入置候儀、罪を惡而全く人を惡ませられざる儀故、極暑にも相成凌之爲め、月々兩三度公事場御園之内掃除旁々、御日柄之内風雨無之日相撰、朝四ツ時より夕七ツ時迄出、木陰致休息茶も給湯も備置候之條、致洗足可申、且役人多く指出候而は、却て窮くつにも有之、依て人少にて縮方申付置候間、不埒有之候ては、重き儀に候條、心得違無之様可相心得者也、

右申渡アリシ後ハ、餘程縮方モ寛ヤカニナレリ、斯テ百ヶ日目、即六月二日ニ淵上ノ源五郎、神田村七郎左衛門、酒井ノ一樂、石佛ノ重右衛門、及ヒ島ノ善兵衛ノ代牢、伴助七郎以上五人ハ赦免出牢ヲ命セラレタリ、右入牢中、稻舟ノ藤太、馬場ノ喜右衛門、下條ノ彌次郎、内島ノ孫作、御所村ノ長次郎以上五人ハ牢死セリ、其ノ他十八人ヲ、六月二日公事場ニ呼出シ、金谷佐太夫、富永權左衛門ヨリ申渡シ、左之如シ、

其方共、不正の趣有之、牢揚屋へ被入置、御糺有之候而は、不容易儀に付、不被爲及御沙汰、今般能州島の地へ流刑被仰付候、配所出来迄、牢揚屋へ被入置候段被仰渡、後島ノ地向田村、曲村ニ梁貳間、奥行九間、前後ニ三尺ノ庇アル小屋三棟出来セリ、彼十八人ハ、八月十八日金澤出立、十村一人ニ足輕二人宛附添、總様ニ足輕ノ小頭三人附添タリ、同夜高松ニ止宿、翌十九日飯山止宿、二十日ノ晝、所口へ着セリ、所口町奉行玉井權作ヨリ流刑中一人ニ付、壹人扶持外ニ銀貳分貳厘、鹽代並ニ焚代トシテ下サレ候旨申渡アリ、夫ヨリ船ニテ曲村へ着、村肝煎萬九郎方ニ一宿、翌二十一日、各御小屋ニ入リタリ、

右流刑ヲ命セラレ、十村ノ家財ハ妻子へ下サレ、持高ハ之ヲ取揚、縮高トナリ村方へ預ケラル、

翌文政三年六月二十八日、十八名ノ流刑ヲ赦免セラレ、二十九日ニ赦狀御小屋ニ到リ、朝四ツ半時ニ配所ヲ出テ、夕七ツ時所口へ着、翌晦日、各其村ニ歸レリ、八月二日ニ家財持高ヲ本人ニ還シ下サル、

文政四年三月十五日ニ至リテ、曾テ流刑トナリシ十村へ左ノ御書立ヲ渡サル、其方共、先達而嚴重御咎被仰付候儀は、數年舊癖御改のため、數人御咎被仰付候

得共、其人々正路之儀、明白に候上は、追々御用立申者は、如元可被仰付思召に候處、其方共之儀、専ら御用立候體に付、今般十村列に被仰付、然る上は格別に存込、是迄之舊習を離れ、出精可相勤段可申渡候、

右之通被仰出候事、

文政四年巳三月

右ノ御書立ニテ、流刑ノ十村ハ青天白日ノ身トナリテ、再ヒ職ニ就ク事トハナレリ、

是秋、米穀登らず、惡疫流行す、

〔前田氏家乗〕

二年、頻年米穀上ラス、且ツ惡疫流行シ、秋大ニ農民困難セシヲ以テ、貧民ニ立米百二十石ヲ救恤セララル、

文政四年辛巳

紀元二千四百八十一年

三月 壬子朔

十八日、巳射水郡放生津火あり、

〔射水郡新湊町役場調査〕

文政四年三月十八日朝四ツ半頃、大字放生津新町小字大屋號不詳宗四郎方ヨリ出火シタル折柄、南風烈敷、大字三日會根町、同放生